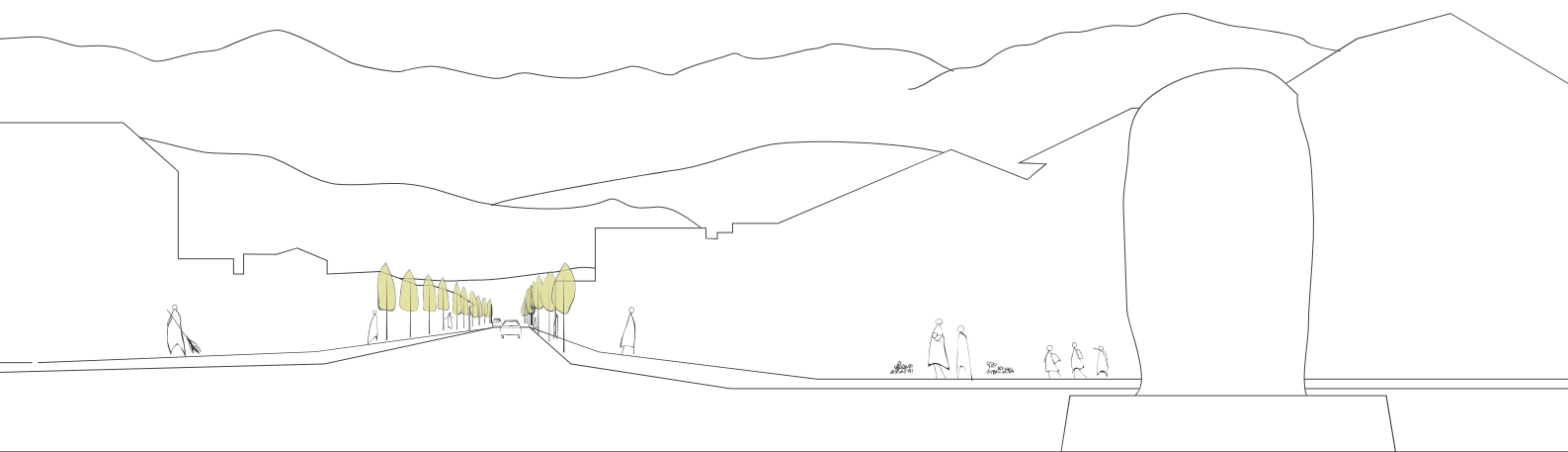


都農町景観まちづくり計画

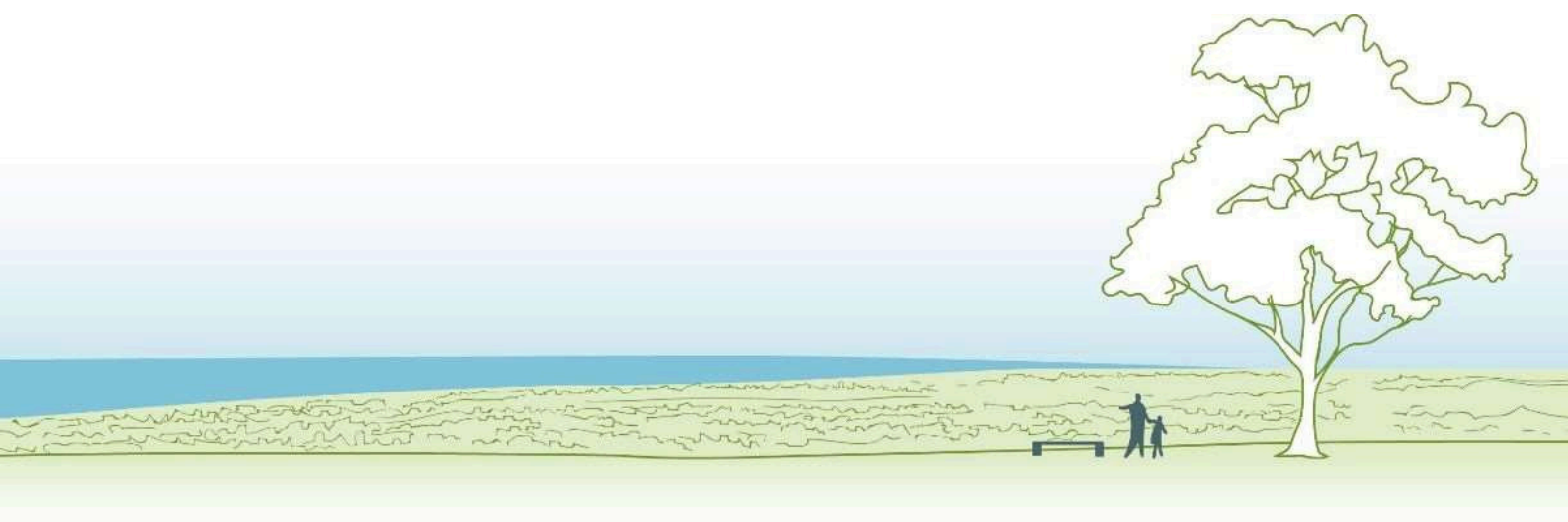
宮崎県都農町



尾鈴の自然と恵み、一之宮の歴史、人情ではぐくまれる都農の風景

～ “つなごや” ふるさとの景観を未来の子ども達に～

「つなごや」とは都農弁でつなぎましょうという意味です。



都農町景観まちづくり計画 目次

| | |
|----------------------|----|
| 第1章 景観まちづくり計画とは | 1 |
| 1. 景観まちづくり計画とは | 1 |
| (1) 景観とは | 1 |
| (2) 景観まちづくり計画 | 1 |
| 2. 都農町景観まちづくり計画の位置づけ | 1 |
| 3. 都農町のまちづくりの将来像 | 2 |
| (1) 都農町民憲章 | 2 |
| (2) 第6次都農町長期総合計画 | 2 |
| (3) 都農町都市計画マスタープラン | 3 |
| 第2章 都農町の景観特性と課題 | 4 |
| 1. 都農町の概況 | 4 |
| (1) 位置 | 4 |
| (2) 地形、地質 | 4 |
| (3) 気候 | 5 |
| (4) 人口 | 6 |
| (5) 土地利用状況 | 8 |
| (6) 産業 | 9 |
| (7) 歴史と文化財 | 12 |
| (8) 自然環境 | 15 |
| (9) 観光 | 17 |
| (10) 行政区 | 19 |
| 2. 都農町の景観資源と課題 | 21 |
| (1) 景観的分類でみるまちの様子 | 21 |
| (2) エリアでみるまちの特徴 | 40 |
| (3) 景観まちづくりに向けた課題 | 42 |

| | |
|------------------------------|----|
| 第3章 景観形成計画 | 49 |
| 1. 良好な景観の形成に関する方針 | 49 |
| (1) 景観まちづくり計画の区域 | 49 |
| (2) 景観まちづくりの理念 | 50 |
| (3) 景観まちづくりの基本方針 | 51 |
| (4) 景観形成のためのエリア設定と景観整備方針 | 52 |
| 2. 良好な景観形成のための行為の制限 | 57 |
| (1) 届出の対象となる行為 | 57 |
| (2) 景観形成基準 | 59 |
| 3. 景観上重要な建造物及び樹木の指定方針 | 67 |
| (1) 景観重要建造物 | 67 |
| (2) 景観重要樹木 | 67 |
| 4. 屋外広告物の表示等の制限に関する事項 | 68 |
| | |
| 第4章 景観まちづくりの推進 | 70 |
| 1. 関連法令等の横断的な活用 | 70 |
| (1) 景観重要公共施設の整備に関する事項 | 70 |
| (2) 景観農業振興地域整備計画の策定に関する基本的事項 | 71 |
| 2. 景観まちづくりの推進 | 72 |
| (1) それぞれの役割 | 72 |
| (2) 推進体制 | 73 |
| (3) 景観まちづくりの取組み | 74 |
| | |
| 資料編 | |
| 資料1 「景観計画の区域と景観分類とエリア図」 | 75 |
| 資料2 色彩の捉え方 | 76 |
| 資料3 景観まちづくり計画の策定経緯 | 81 |



第1章 景観まちづくり計画とは

1. 景観まちづくり計画とは

(1) 景観とは

「景観」とは、山、川、海などの自然や、建物、道路、公園、橋などの人工物のように「形あるもの」と、そこで暮らす人々の営み、産業、歴史や文化、祭り、地域行事などの「形のないもの・印象」によって成り立っています。「景観」は、このような要素の眺め(景)を私たちが感じる(観)ことで成り立っています。

(2) 景観まちづくり計画

「景観」は観る人の経験や体験の積み重ねによっても感じ方が変わります。「景観」の背景を知ることで、新しい価値観も生まれてきます。

景観まちづくり計画では、都農町ではぐくまれてきた地域固有の特性を把握し、町民の大切な財産として認識すること。今ある「景観」の背景を知り、これからどのようにまちづくりに活かしていくのか、町民ひとりひとりが考えるきっかけとなること。将来の子ども達に、都農町の素晴らしい景観を引き継ぐこと。そのために、町民一人ひとりが身近な景観を見つめ直し取組めるよう、また、町外の人にも都農町の景観を良く知ってもらえるよう、計画としてまとめました。

2. 都農町景観まちづくり計画の位置づけ

都農町景観まちづくり計画は景観法第8条の「良好な景観の形成に関する計画」として、都農町の景観を未来の子ども達につなげるため、景観まちづくりの理念や実現するための方針、基準を定めています。また、令和3年4月以降、都農町景観条例策定を進めていきます。

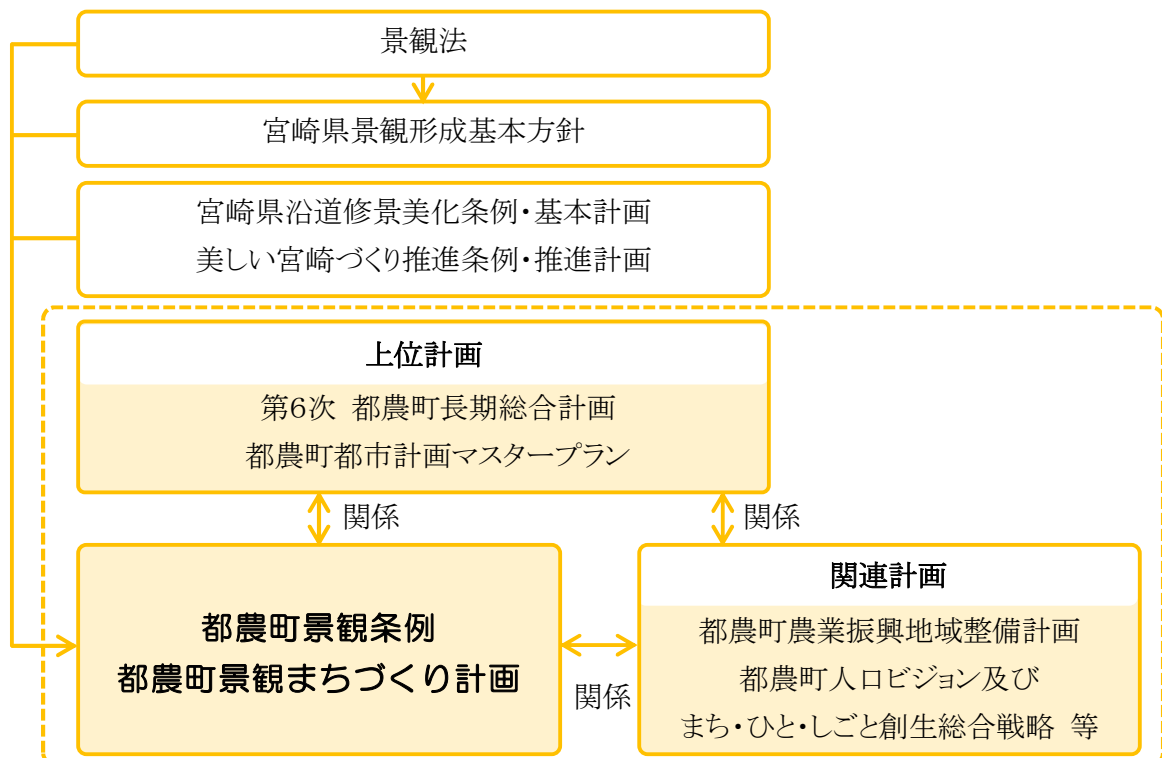


図 1.2-1 計画の位置づけ

3. 都農町のまちづくりの将来像

都農町のまちづくりの将来像として上位計画のうち関連する項目を抜粋します。

(1) 都農町民憲章 (1970(昭和45)年8月1日)

千古の昔を語る一の宮の森、雄壮矢研の滝、秀麗尾鈴の山山、千波万波返す福浦の海、この美しい自然に恵まれたわたしたち都農町民は、蘭花のように香り高い人情と明るい町を建設するために、この憲章を定めます。

- 一 親切で優しい心情を培い真心で接しましょう。
- 一 会合の時間を守りすべてのきまりを正しく実行していきましょう。
- 一 公共の物を大切にしましょう。
- 一 家庭を愛し青少年の育成に努めましょう。
- 一 何ごとにも屈せぬ都農魂をつくりあげていきましょう。

(2) 第6次都農町長期総合計画 (期間：2017(平成29)年3月～2026(令和8)年度)



図 1.3-1 まちづくりの基本理念・将来像・目標



(3) 都農町都市計画マスタープラン（期間：2021（令和3）年3月～2040（令和22）年）

都市計画マスタープランでは、都農町の都市計画の目標を実現していくにあたり、都農町都市計画区域内の土地利用、都市環境形成、都市景観形成の方針が整理されています。

●土地利用の方針

- ・沿道サービスゾーン：広域を対象とした施設の立地誘致、観光ルート整備など
- ・近隣商業ゾーン：賑わいのある近隣を対象とした商業の集積化
歴史、川などの資源と観光の相乗効果を図る
- ・住宅ゾーン：市街地における良質な住環境づくり、移住・定住促進
- ・田園・居住ゾーン：田園集落、農村集落の環境整備

●都市環境形成の方針

- ・都市の美観形成：美しい都市環境（ごみひろい、歩きたくなるまちづくり）
- ・自然環境との調和（植栽、河川の親水・緑空間の創出）
- ・持続可能な都市

●都市景観形成の方針

- ・都農らしさの感じられる景観づくり
 - 山・川・農のふるさと景観づくり(山の稜線、寺社林、屋敷林、農地などの維持保全)
 - 歴史の感じられる景観づくり（一之宮都農神社、本陣赤木家などを活かす）
 - 景観ネットワークづくり（水と緑、連続する魅力的な景観づくり）
 - 眺望の確保
 - 良好な景観の維持（空き家、太陽光発電システムへの対応）
- ・公共公益施設からの景観づくり
 - 道路景観づくり、公共建築物の景観づくり、公園・広場の景観づくり
- ・景観計画及び条例の策定による景観づくり

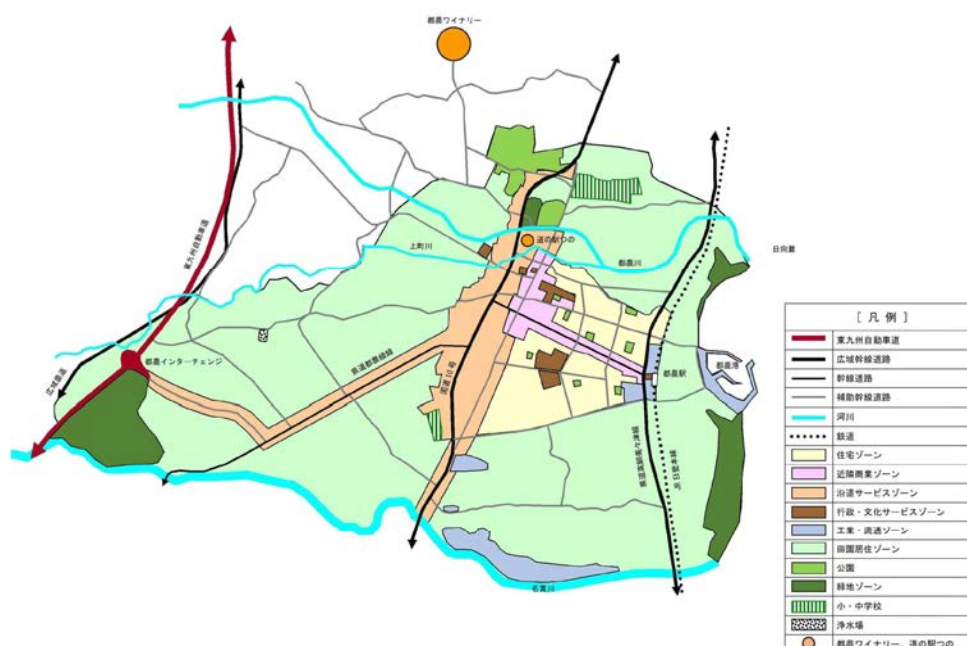


図 1.3-2 土地利用構想図(都市計画区域内)

第2章 都農町の景観特性と課題

1. 都農町の概況

(1) 位置

都農町は宮崎県の中央からやや北寄り、宮崎市と延岡市の間位置し、北は日向市、南は川南町、西は木城町に接しています。また、東は日向灘に面し、西は尾鈴山系を含みます。



図 2.1-1 都農町の位置

(2) 地形、地質

都農町の西側半分近くを占めている尾鈴山系は尾鈴山を最高峰(1405.2m)とし、矢筈(ヤハズ)岳や畑倉(ハタクラ)山などを含みます。この東側に台地状の平野が広がり、心見(ココロミ)川、都農川、名貫(ナヌキ)川が山や台地を切り開きながら、西から東へと流れ、川沿いに低地をつくっています。さらに、日向灘沿いには細長い低地が連なり、この低地と台地の境は崖となり、水がしみ出しています。

日向灘から尾鈴山の山頂まで標高 0m～1405.2mと標高差があり、町の中心は標高 10～50mの台地となっています。

日向灘から真正面に仰ぐ尾鈴山は、左右対称のなだらかな稜線をもつ大変美しい山であり、尾鈴山系の中心に位置しています。更に、尾鈴前山として、畑倉山、角崎(ツノザキ)山、権現尾(ゴンゲンオ)などの諸峰があります。この尾鈴山系は全て、1500 万年前の火山活動で堆積した溶岩が隆起してできた山です。

都農町の地質をみると、1500 万年前ごろに尾鈴山の噴火によって形成された花崗岩やデイサイトによるものがほとんどであり、台地状のエリアは段丘堆積物により構成されています。

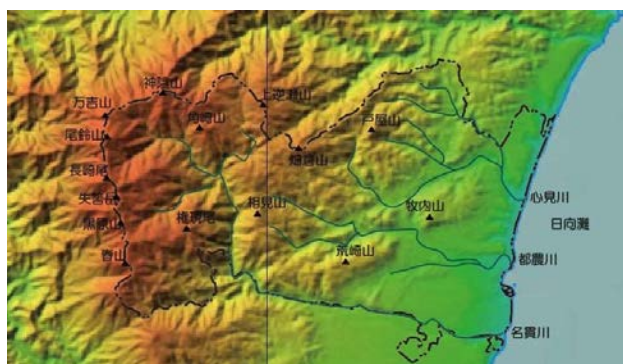


図 2.1-2 色別標高図
(資料:国土地理院地図)

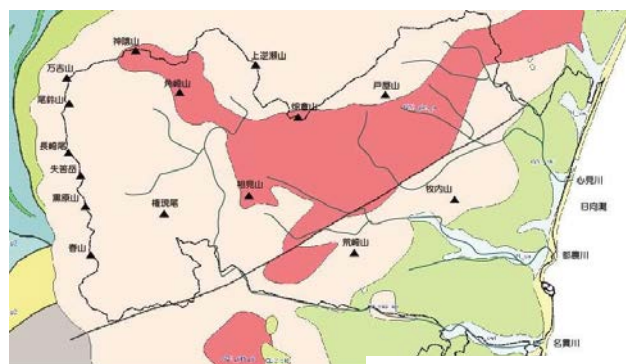


図 2.1-3 地質図
(資料:産総研地質調査総合センターウェブサイト
<https://www.gsj.jp/license/license.html>)

| 凡例 | |
|----------------------|------|
| 花崗閃緑岩・トーンル岩塊状島弧・大陸 | 尾鈴山系 |
| デイサイト・流紋岩 大規模火砕流 | 尾鈴前山 |
| 段丘堆積物 | 畑倉山 |
| 海岸・砂丘堆積物 | 角崎山 |
| 谷底平野・山間盆地・河川・海岸平野堆積物 | 権現尾 |



(3) 気候

宮崎県は年間日照時間が全国でも上位にあり、温暖な気候となっています。梅雨や台風による降水量も多く、温暖多雨な気象となっています。

都農町の気温は過去10年間(2011年～2020年)平均気温をみると、年間平均16.7℃で、最も気温が高いのは8月で27.1℃、最低は1月で6.4℃と温暖となっています。

降水量は、過去10年間(2011年～2020年)平均降水量より、年間合計3,298mmで、月別にみると6月に最も雨が多く、700mmを超えています。

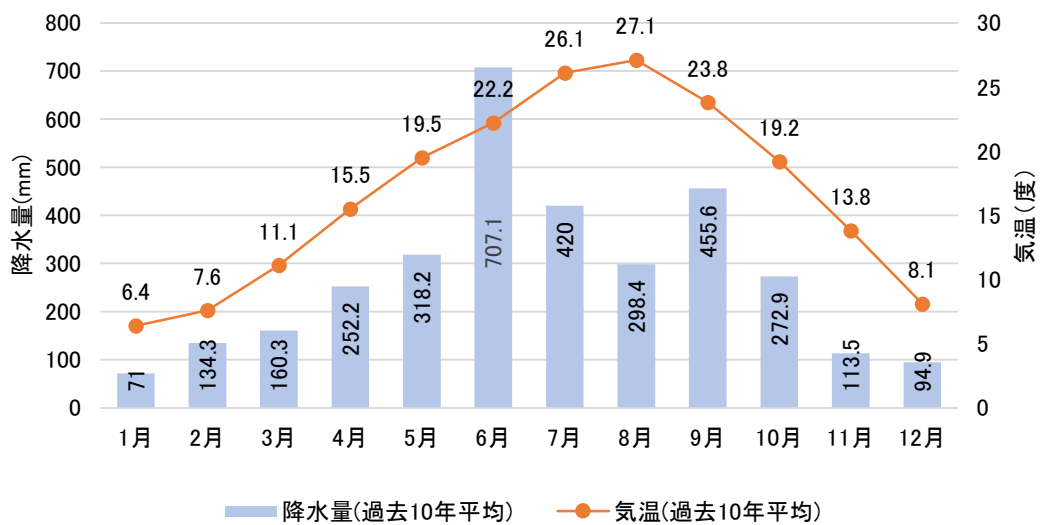


図 2.1-4 月別の気温と降雨量(2011年～2020年の平均値)

資料:気象庁 HP より

※都農観測所では降水量のみ観測

※気温は日向観測所の値を使用

(4)人口

都農町の人口は、国勢調査の結果より1950(昭和25)年に15,670人とピークに達しましたが、その後は高度経済成長期の人口流出により、急激な人口減少を続け、1970(昭和45)年には12,479人まで減少しました。その後、Uターンや人口流出の鈍化により増加に転じ、1985(昭和60)年頃まではその傾向が続きました。それ以降は再び人口減少に転じ、宮崎県の推計人口と世帯数より、2019(令和元)年の人口は10,028人と過去最少となっています。

世帯数は概ね横ばい傾向ですが、2015(平成27)年以降はわずかですが増加し、2019(令和元)年には4,019世帯となっています。

近年の人口減少は若年層の流出などの社会動態に加え、出生率の低下による自然動態によるものでしたが、2014(平成26)年以降は、転出者の減少により減少状態が抑制されつつあります。

将来人口推計では、今後も人口は減少し、2045(令和27)年には約5,900人になると予測されています。(資料:国立社会保障・人口問題研究所より)

人口の分布(図2.1-7)をみると、都市計画区域内に約6割、用途地域内に約4割の人が集中しています。更に国道10号沿いや県道都農綾線沿いに人口が集中しています。

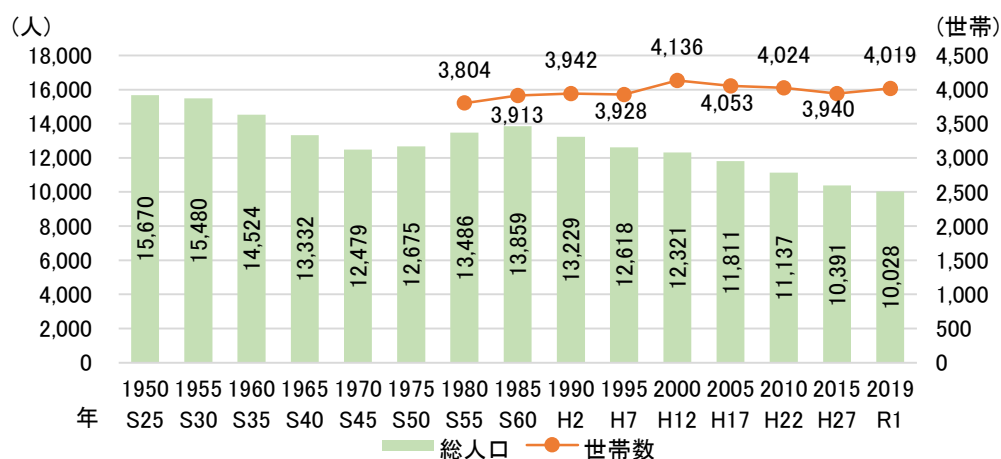


図 2.1-5 人口と世帯数の推移
(資料:国勢調査、但し2019年は宮崎県の推計人口と世帯数による)

年齢別人口構成比(図2.1-6)をみると、2019(令和元)年で年少人口が12.7%、生産年齢人口が49.1%、老年人口が38.2%となっており、県平均と比べると生産年齢人口の比率が低く、老年人口の比率が高くなっており、高齢化率が高くなっています。

町内の高齢人口の分布状況(図2.1-8)を見ると、高齢化率のとおり、ほぼ全域で高齢化率は30%以上となっており、山間部に近い地域では50%以上となっています。

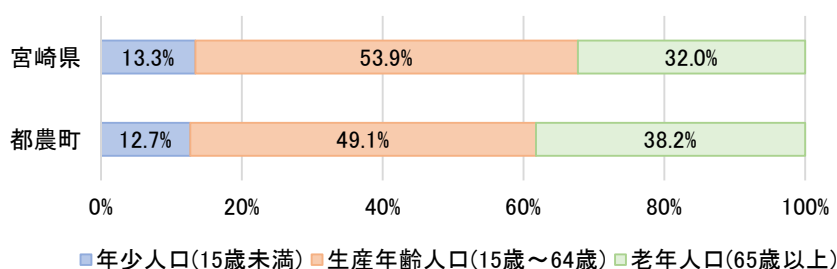


図 2.1-6 年齢別人口構成比(2019年)
(資料:宮崎県現住人口調査)

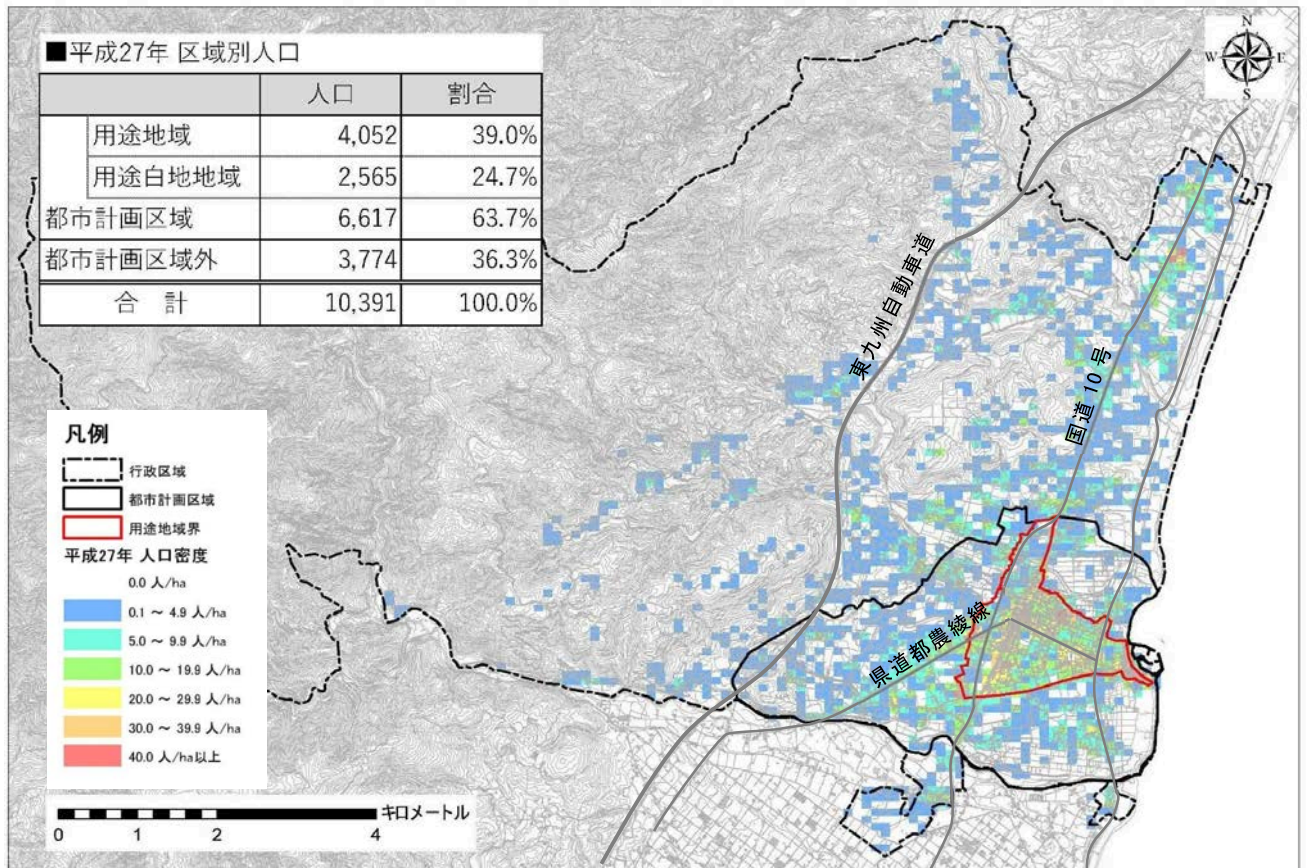


図 2.1-7 人口の分布
(都農町都市計画マスタープラン(2021年3月作成)より抜粋 資料:国勢調査より作成)

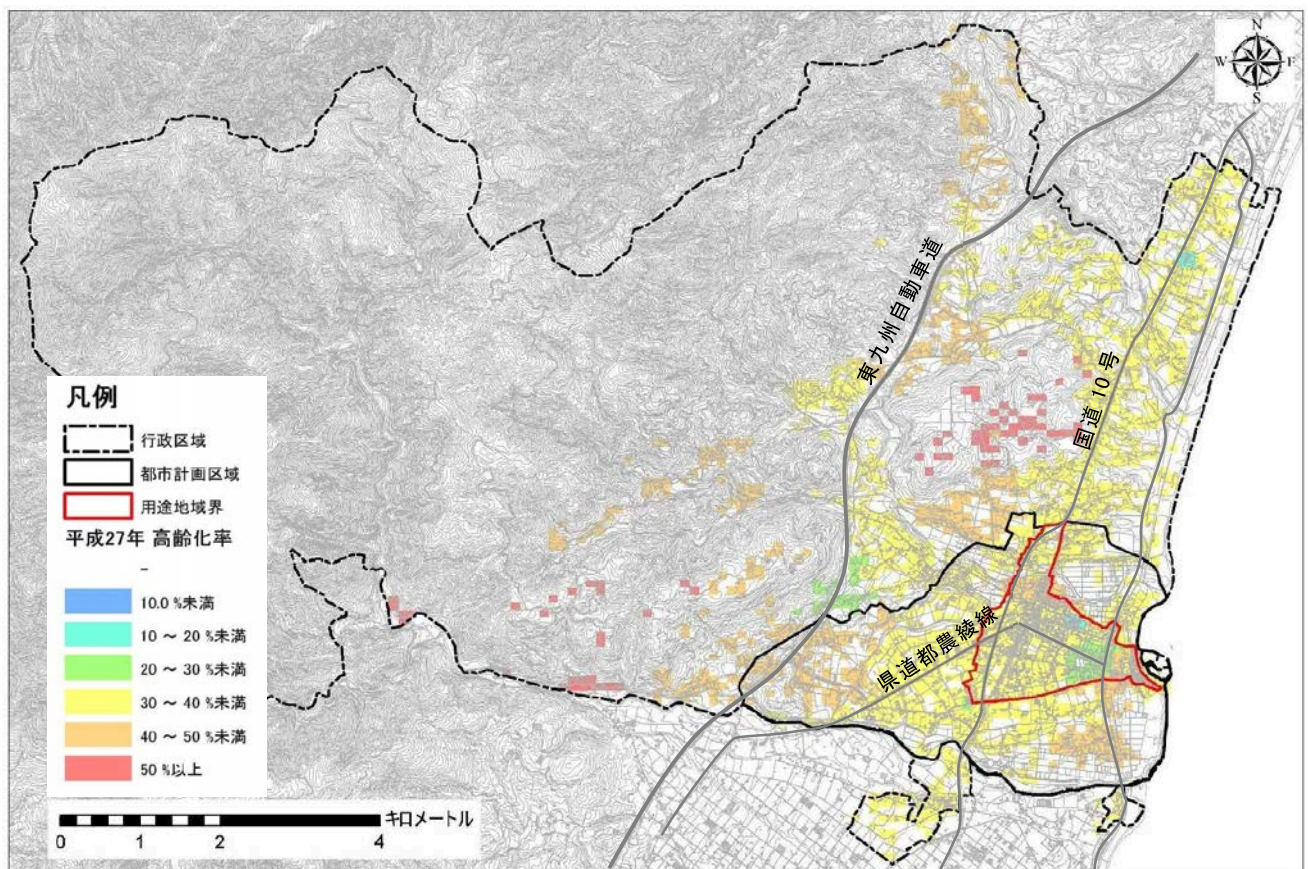


図 2.1-8 高齢化率
(都農町都市計画マスタープラン(2021年3月作成)より抜粋 資料:国勢調査より作成)

(5) 土地利用状況

都農町の面積は 102.11 km²で、うち林野が約 62%、そのうち国有林が約 77%となっており、宮崎県内で最も国有林面積割合が高くなっています。田畑は合計で約 15%を占め、宅地は約 4%となっています。

表 2.1-1 面積一覧 (ha)

| 地目 | 林野 | | 田 | 畑 | 宅地 | 総面積 |
|---------|-------|--------|-----|-----|-------|-------------------------------------|
| | | 国有林 | | | | |
| 面積 (ha) | 6,360 | 4,925 | 540 | 961 | 420.4 | 10,211 (102.11 km ²) |
| 率 (%) | 62.3 | (77.4) | 5.3 | 9.4 | 4.1 | - |

(資料:指標で見る宮崎県 市町村 自然環境 2019 年度)

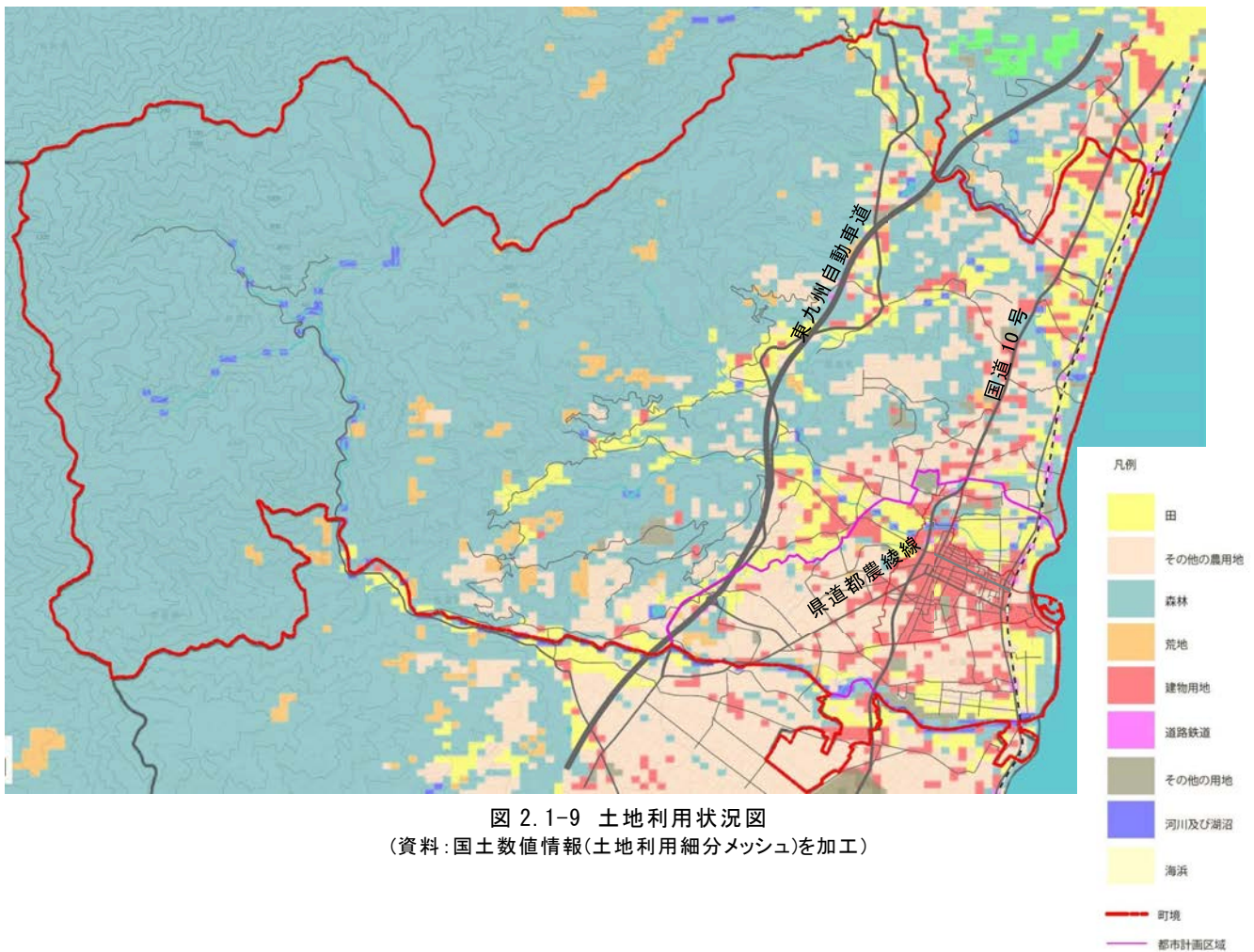


図 2.1-9 土地利用状況図

(資料:国土数値情報(土地利用細分メッシュ)を加工)



(6) 産業

都農町の総生産額(表 2.1-2)をみると建設業が19.9%と最も高く、次いで農業が14.1%、製造業が11.0%となっています。また、総生産額産業別構成(図 2.1-10)をみると、第1次産業が約15%、第2次産業が約31%となっており、これは宮崎県、全国と比較しても高い数値となっています。また、産業別就業人口推移(図 2.1-11)をみると、第2次産業の割合が最も低くなっており、第1次産業、第2次産業いずれも減少傾向となっています。

表 2.1-2 都農町総生産額(2017年)

(単位:百万円)

| 経済活動の種類 | 総生産額 | 構成比(%) |
|----------------------|--------|--------|
| 1 農業 | 3,817 | 14.1 |
| 2 林業 | 91 | 0.3 |
| 3 水産業 | 118 | 0.4 |
| 4 鉱業 | 0 | 0.0 |
| 5 製造業 | 2,959 | 11.0 |
| 6 電気・ガス・水道・廃棄物処理業 | 876 | 3.2 |
| 7 建設業 | 5,362 | 19.9 |
| 8 卸売・小売業 | 1,847 | 6.8 |
| 9 運輸・郵便業 | 1,182 | 4.4 |
| 10 宿泊・飲食サービス業 | 260 | 1.0 |
| 11 情報通信業 | 331 | 1.2 |
| 12 金融・保険業 | 570 | 2.1 |
| 13 不動産業 | 2,671 | 9.9 |
| 14 専門・科学技術・業務支援サービス業 | 689 | 2.6 |
| 15 公務 | 1,878 | 7.0 |
| 16 教育 | 1,860 | 6.9 |
| 17 保健衛生・社会事業 | 2,180 | 8.1 |
| 18 その他のサービス | 571 | 2.1 |
| 小計 | 27,262 | 101.1 |
| 輸入品に課される税・関税 | 428 | 1.6 |
| (控除)総資本形成にかかる消費税 | 712 | 2.6 |
| 市町村内総生産 | 26,978 | 100.0 |

(資料:市町村民経済計算)

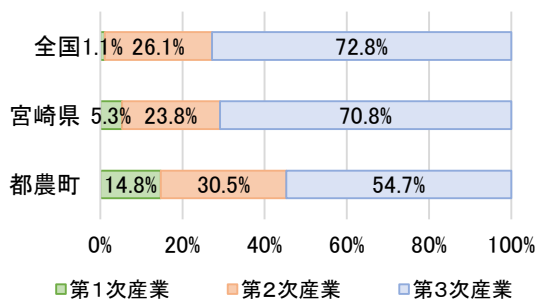


図 2.1-10 総生産額産業別構成
(資料:市町村民経済計算)

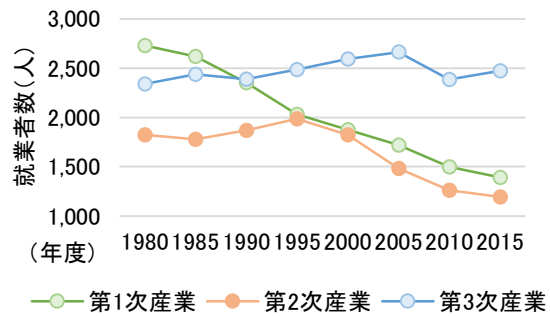


図 2.1-11 産業別就業人口推移
(資料:国勢調査)

① 農業

農業産出額(図 2.1-12)をみると、鶏(ブロイラー)が最も多く約49%を占め、次いで野菜が約27%、果実が約7%となっています。

都農町の農産物としては、温暖な気候、土地条件などの自然特性を活かした野菜や果実などの園芸農業(トマト、ぶどう、きゅうり、花き)、畜産(ブロイラー、肉用牛、養豚)など多種多品目が生産され、都農町の基幹産業となっています。

また、農家数の推移(図 2.1-13)をみると、専業農家、兼業農家いずれも減少傾向にあります。

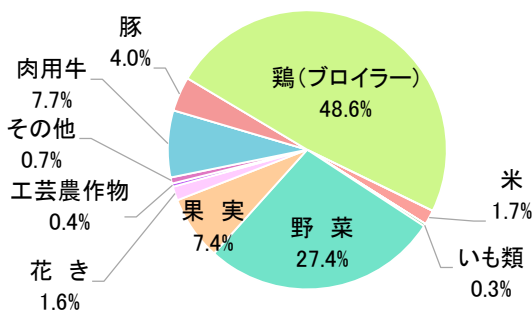


図 2.1-12 農業産出額(2018年)
(資料:市町村別農業産出額)

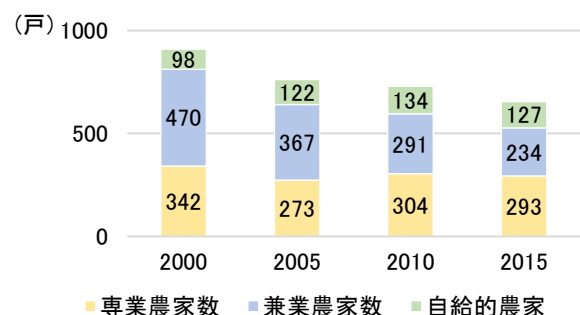


図 2.1-13 農家数の推移
(資料:農林業センサス)

②林業

林業の総生産額としては全体の 0.3%となっています。町内の林野面積は 6,360ha あるうちの、4,925haを国有林が占め、国有林率は約 77%と非常に高く、宮崎県内で最も多くなっています。一方私有林は 1,435ha で 23%と極めて低く、そのうち 692ha は町有林となっています。

私有林の人工林率は 53%で、その大半が保育・除間伐を必要とする森林です。

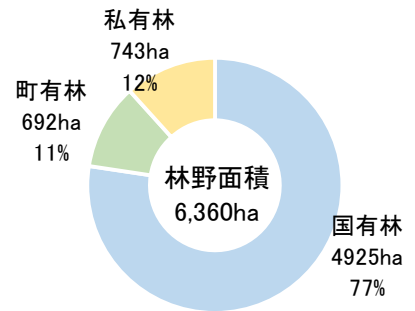


図 2.1-14 林野面積内訳 (2015年)
(資料:農林業センサス)

③水産業

水産業の総生産額は全体の 0.4%となっています。魚種別漁獲量(図 2.1-15)としては、まぐろやかじき、ふぐなどが多く、近海のはえ縄漁、刺網漁が主となっています。

漁業就業者数の推移(図 2.1-16)より、就業者数は減少傾向にあり、高齢化が進んでいます。

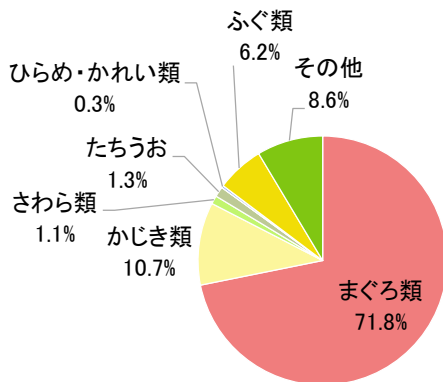


図 2.1-15 都農町 魚種別漁獲量 (2018年)
(資料:海面漁業生産統計調査)

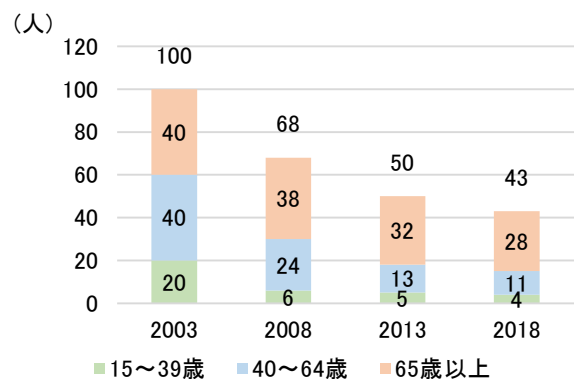


図 2.1-16 漁業就業者数の推移
(資料:漁業センサス)



④工業

都農町の製造業事業所数・事業者数の推移(図 2.1-17)をみると、事業所数は概ね 15 事業所前後を推移しており、その内訳としては「食料品」、「木材」が多くなっています。従業員数は 2012 年以降増加傾向となっています。

また、企業誘致については、これまで製造業を中心に誘致活動に取り組み、2020 年度時点で 12 社の誘致企業があります。今後も企業の誘致を推進するため、利便性の高い工業用地の確保に努めることとされています。

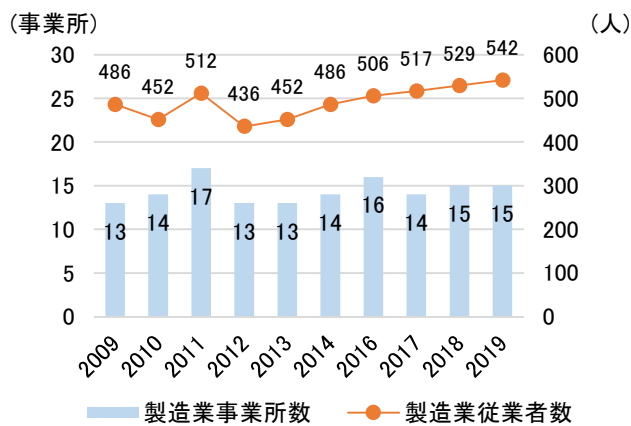


図 2.1-17 製造業 事業所数・事業者数の推移
(資料:工業統計調査、経済センサス活動調査)
※2015 年度は調査期限変更のためデータなし

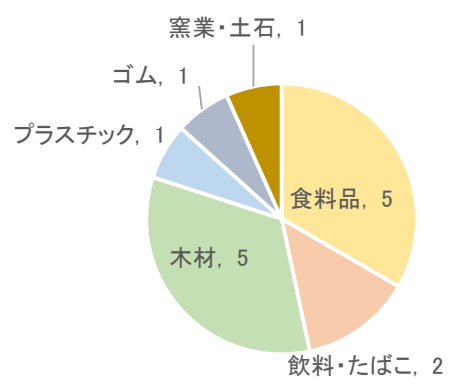


図 2.1-18 製造業 事業所内訳 (2019 年)
(資料:工業統計調査)

(7) 歴史と文化財

都農町には、古代日向の伝説が数多く残っています。日向国一之宮である都農神社は日向國で最も由緒ある神社であり、「続日本後記」に西暦 800 年代前半の事象として「都濃神」「都濃皇神」の名が記されています。また、尾鈴山の伝説も古く、神体として信仰の対象となっています。さらに、明田地区などには古代の古墳として積石塚が 10 数基群在しており、九州では他に例を見ません。

荘園時代を経て、鎌倉時代から江戸時代にいたる間は、土持氏、伊藤氏、島津氏の所領となっており、1578 年には大友宗麟と島津義久の戦いがあり、一之宮都農神社が消失しています。江戸時代には高鍋藩に属しました。このころの都農は、城下町高鍋と藩港美々津港の中間地点にあり、豊後街道(旧国道 10 号)沿いは、宿駅中宿として京阪を往来する一行で賑わっていました。またこのころから藩財政の最重要財源であった石河内尾鈴の豊富な山林資源や未開拓の丘陵原野をもち、そこから産出される林産物の出荷の中心地であったとされ、高鍋藩にとっても重要な位置づけであったことが伺えます。

廃藩置県後の県制の流動時期を経て、1883(明治 16)年に宮崎県児湯郡に入り、1989(明治 22)年に都農村、1920(大正 9)年に都農町となり現在に至っています。

昭和に入ると、県の打ち出した開拓移民の招致計画により、三日月原や朝草地区などの草地が急速に畑に代わり、国道筋は松原地区の南端まで家が立ち並び栄えていきました。四国や大分県からが多く、開拓農家だけでなく、商人、職人なども移住してきました。

このような豊かな歴史資源に恵まれ、一之宮都農神社夏の祭、冬の祭での高鍋神楽、寺迫奴踊り、松原獅子、篠別府棒踊りなどの地域固有の伝統的文化遺産が現在に息づいています。



一之宮都農神社夏の祭
(出典: 都農町観光協会 HP より)



松原獅子
(出典: 都農町観光協会 HP より)



一之宮都農神社冬の祭での高鍋神楽
(都農町観光協会 HP より)



一之宮都農神社冬の祭
(出典: 都農町観光協会 HP より)



都農町内の文化財として、指定されているものは以下のとおりとなっています。

表 2.1-3 都農町内の指定文化財

| 種別 | | 名称 | 所在 | 指定年月日 |
|-----|-------|------------|--------------|-------------|
| 国指定 | 名勝 | 尾鈴山瀑布群 | 尾鈴山名貫川流域 | 昭和19年 3月 7日 |
| | 重要文化財 | 赤木家住宅 | 北町 | 平成16年12月10日 |
| 県指定 | 史跡 | 旧藩都農牧駒追込場跡 | 岩山 | 昭和11年 7月17日 |
| | 史跡 | 都農古墳(11基) | 黒萩、岩山、明田、福原尾 | 昭和11年 7月17日 |
| | 無形文化財 | 高鍋神楽(都農神楽) | 都農神楽保存会 | 昭和44年 4月 1日 |
| 町指定 | 天然記念物 | 尾鈴のモミ | 尾鈴キャンプ場 | 平成 4年12月14日 |
| | 天然記念物 | 都農一之宮のクス | 一之宮都農神社境内 | 平成 4年12月14日 |
| | 天然記念物 | 征矢原のイチョウ | 征矢原 | 平成 4年12月14日 |
| | 天然記念物 | 征矢原のイチイガン | 征矢原 | 平成 4年12月14日 |
| | 天然記念物 | 轟のヤッコソウ | 轟 | 平成23年 3月17日 |

表 2.1-4 その他の文化財等(未指定)

| 種別 | 名称 | 備考(開催時期) |
|------|--------------|-----------------------|
| 郷土芸能 | 都農獅子、浦安の舞 | 一之宮都農神社夏の太鼓祭(8月1日、2日) |
| | 寺迫奴踊り | 菅原神社秋祭りで奉納(旧暦11月16日) |
| | 松原獅子 | 都農町松原 |
| | 篠別府棒踊り | 都農町篠別府 |
| 史跡 | 去飛の駅井戸 | 福原尾 |
| 希少植物 | キバナノツキヌキホトギス | 尾鈴の固有種で絶滅危IB類 EN-r |
| | ナガバサンショウソウ | 現在長崎と宮崎のみ生息で准絶滅危惧 |

表 2.1-5 町のシンボル

| 種類 | 名称 |
|----|-------|
| 花 | 尾鈴寒らん |
| 木 | いちょう |
| 鳥 | めじろ |



都農古墳



征矢原のイチョウ



轟のヤッコソウ



去飛の駅井戸

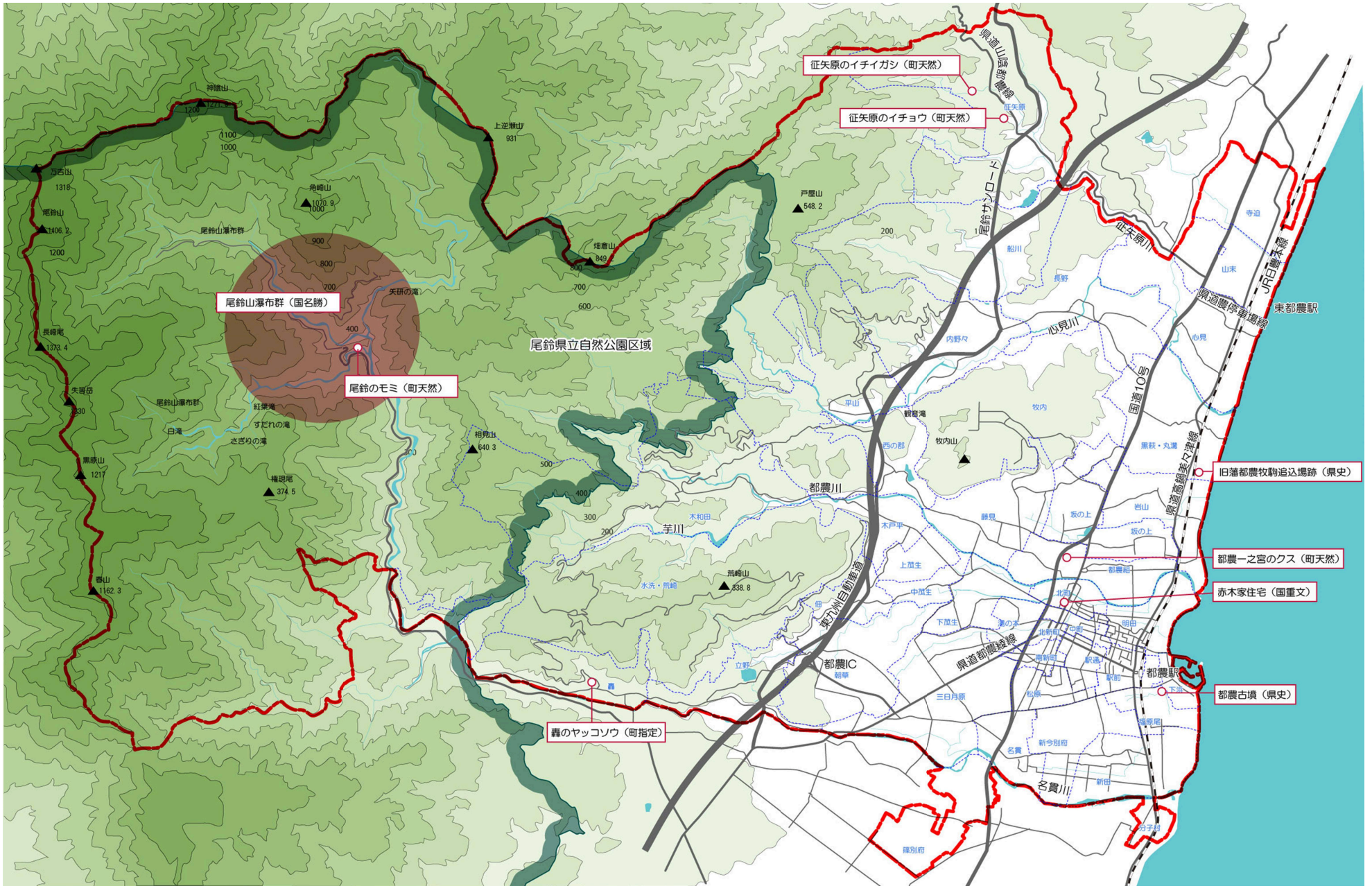


図 2.1-19 文化財・自然資源位置



(8) 自然環境

環境省の自然環境保全基礎調査(第6回 1999年～2005年、第7回 2005年～2012年)の結果によると、尾鈴山系のおおよそ標高 1,000m以上のエリアにおいては、ブナクラス域の落葉広葉樹林の自然植生が部分的に現存します。標高 1,000m以下のエリアでは、ヤブツバキクラス域の常緑広葉樹林となり、中でも尾鈴山瀑布群周辺は、自然植生が多く残っています。尾鈴山周辺には尾鈴山ツツジ科植物群落があり、極めて稀な植物群落または個体群となっています。また、林野庁の保護林として、「尾鈴コウヤマキ希少個体群保護林」が指定されており、コウヤマキ群生地分布南限で希少価値が高いとされています。

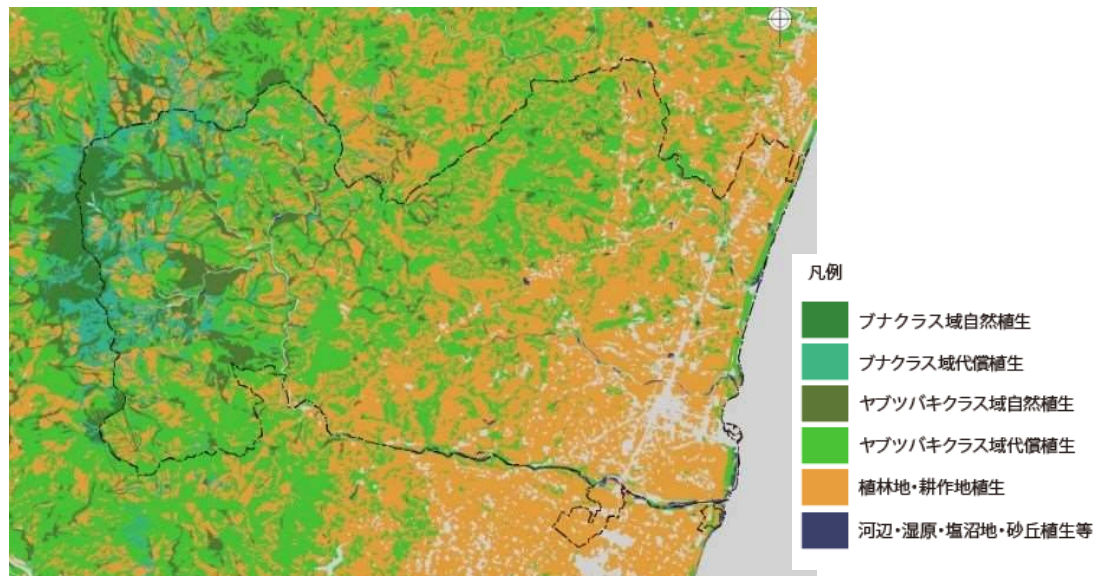


図 2.1-20 植生調査 第6,7回植生帯、自然・代償植生 GIS データ (環境省生物多様性センター) を使用し、作成・加工したものである。
(http://www.biodic.go.jp/ne_research.html)

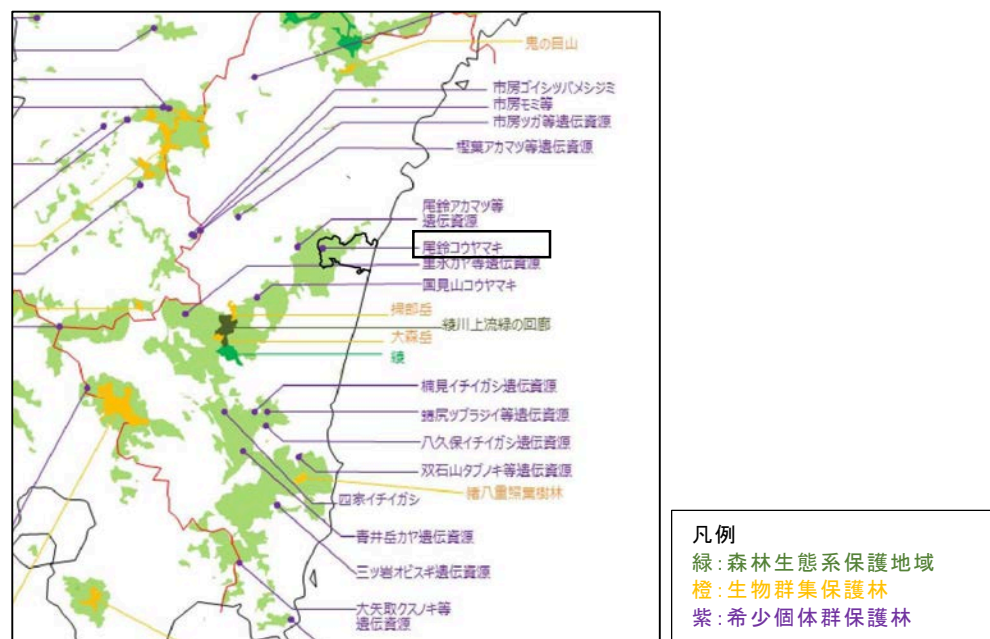
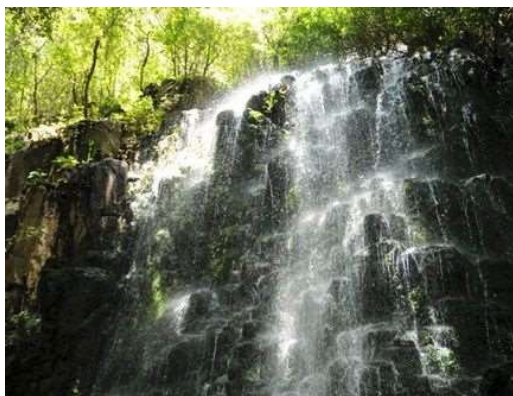


図 2.1-21 保護林位置図 (資料:九州森林管理局)

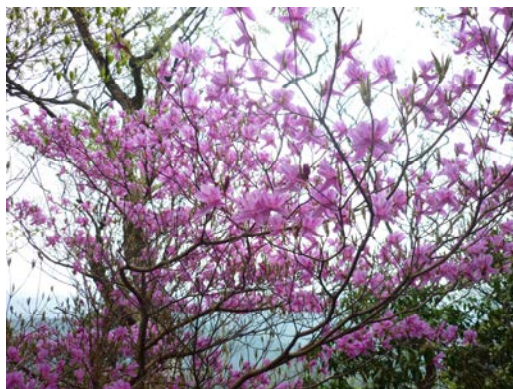
また、尾鈴山周辺は宮崎県の風景を代表する、優れた自然の風景地として「尾鈴県立自然公園」に指定されており、ここに源を発する名貫川は、巨石、奇岩に富み、日本の滝 100 選にも選ばれている「矢研の滝」をはじめ、「小矢研の滝」、「若葉の滝」、「次郎・四郎の滝」「すだれの滝」、「さぎりの滝」、「白滝」といった大小 30 余りの滝があり、総じて「尾鈴山瀑布群」として国の名勝に指定されています。



尾鈴山瀑布群 (出典: 都農町観光協会 HP より)



名貫川 (轟地区)



アケボノツツジ



尾鈴コウヤマキ



(9) 観光

都農町の観光は、観光入込客数推移(図 2.1-22)で見ると、2012 年(平成 24 年)以前は、約 40 万人程度で推移していましたが、2012 年には口蹄疫の影響で一時的に落ち込みました。2013 年(平成 25 年)7 月に、道の駅「つの」がオープンしたことにより、観光客数は前年の 2 倍以上に増加しました。2015 年(平成 27 年)には 100 万人を越え、その後はおおむね横ばい傾向となっています。

県内観光地・観光施設では、2014 年(平成 26 年)に道の駅「つの」が県内で 7 位にランクし、以降 10 位以内を保っています。

また、都農町では、登山、キャンプ、川遊び、紅葉など四季を通じて観る・楽しむ場所があり、各地でイベントやお祭りなどが開催されています。

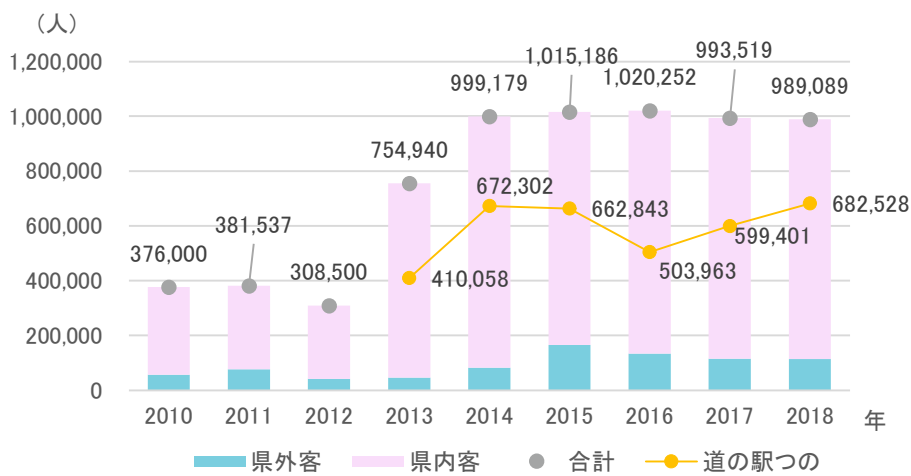


図 2.1-22 観光入込客数推移



道の駅「つの」



一之宮都農神社夏の
大祭
(出典:都農町観光協会 HP より)



都農ワインハーベストフェスティバル
(出典:都農町観光協会 HP より)



登山
(出典:都農町観光協会 HP より)



川遊びの様子(名貴川)



尾鈴もみじ狩り
(出典:都農町観光協会 HP より)

表 2.1-6 都農町内の見どころ

| 季節 | 観る・楽しむ | イベント・お祭り |
|----|--|---|
| 春 | [桜] ・桜並木 ・不動公園 ・立野ウォーキングコース | [3月]蹴-1GP [3月下旬]花まつり(不動公園・牧神社) [4月下旬]尾鈴山開き |
| | [しゃくなげ] ・不動公園 ・尾鈴山 [つつじ] ・牧神社 [あけぼのつつじ] ・尾鈴山 | |
| 夏 | ・観光農園 ・尾鈴山の滝 ・尾鈴キャンプ場、川あそび ・名貫川河口、川あそび ・棚田の風景(木和田) | [7月中旬]尾鈴滝めぐり [8月1日、2日]日向国一之宮都農神社夏の祭 [8月下旬]川まつり [8月下旬]つの町民花火大会 [8月]各地区のお祭り・盆踊り |
| 冬 | ・イチョウ並木(駅前) ・尾鈴キャンプ場もみじ狩り ・尾鈴山歩き | [9月中旬]伊勢えびまつり [10月下旬]都農ワインハーベストフェスティバル [10月下旬]旧車の祭典 [11月中旬]尾鈴もみじ狩り |
| | ・イルミネーション(駅前・JR 都農駅) ・キャンドルナイト ・ワイナリーからの澄んだ景色 夜景、星空 ・神社初詣 ・立野ウォーキングコース(梅) | [12月上旬]産業まつり [12月4日、5日]日向国一之宮都農神社冬の祭 [2月]結びのまつり [2月中旬]都農尾鈴マラソン大会 [2月中旬]GOURMET RIDE IN KOYU |



不動公園の桜
(出典:都農町観光協会 HP より)



都農尾鈴マラソン大会
(出典:都農町観光協会 HP より)



キャンドルナイト
(出典:都農町観光協会 HP より)



(10) 行政区

都農町には 44 の行政区があり、それぞれに自治会活動を行っており、地区単位で行事やお祭りなどを行っています。また、都農町内には 3 つの小学校、1 つの中学校、令和 3 年 3 月に統廃合される県立高等学校があります。

表 2.2-7 小学校区割

| | | | | | | | |
|--------|--------------|-----|------|-----|------|--------|-------|
| 都農小学校 | 明田 | 駅通 | 南新町 | 北新町 | 中町 | 湯の本 | 北町 |
| | 下菰生 | 中菰生 | 上菰生 | 木和田 | 木戸平 | 佃 | 藤見 |
| | 牧内 | 都農組 | 坂の上 | 岩山 | 西の郡 | あさひ団地 | |
| | 平山(5, 6 年のみ) | | | | | | |
| 都農南小学校 | 篠別府 | 名貫 | 三日月原 | 松原 | 新今別府 | 新田・分子村 | 駅前 |
| | 福原尾 | 下浜 | 朝草 | 立野 | 轟 | 水洗・荒崎 | 春の山団地 |
| 都農東小学校 | 黒萩・丸溝 | 心見 | 山末 | 寺迫 | 征矢原 | あけぼの団地 | |
| 内野々分校 | 長野 | 内野々 | 舟川 | 平山 | | | |

※内野々分校は 1～4 年まで、5～6 年は都農小学校、都農東小学校となる。

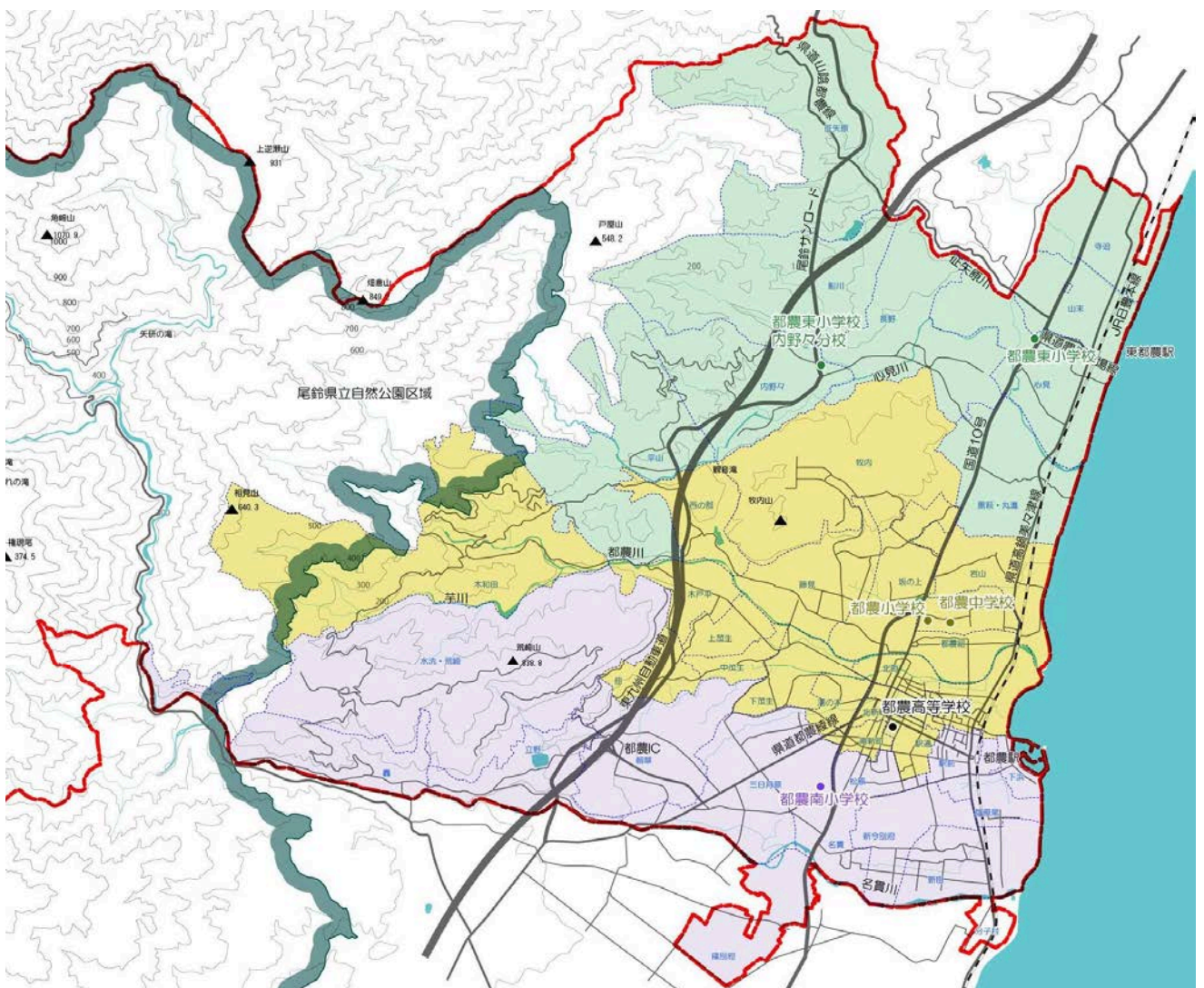


図 2.1-23 行政区と小学校区

各学校の校歌には地域の景観が歌われており、共通して以下のような言葉が出てきます。

尾鈴(けむる山)、日向灘(あおい海)、清き流れ(清流、川)、雄大の地(緑の大地、黒い土、果てなき田畑)、青い空、一之宮、歴史、郷土、誇り

都農小学校 校歌

作詞 安田 尚義
作曲 金堀 伸夫

一 仰ぐ尾鈴の 山高く
福浦浜の 海深し
みのりゆたけき ふるさとに
古き歴史を つたえたる
榮えここにあり 榮えここにあり
都農小学校

二 一之宮の森 押さびて
清き流れも かわりなし
世々のみ祖の きづきたる
郷土のほまれ 高めゆく
誇りここにあり 誇りここにあり
都農小学校

三 黒しおのぞみ 日にむこう
この雄大の 地を占めて
心すなおに 身もつよく
知恵と個性を のびしゆく
希望ここにあり 希望ここにあり
都農小学校

四 あがる歌(え) ほがらかに
平和のちかい かたあつづ
師弟ひとつに とけ合い
足おとたく すすみゆく
光りここにあり 光りここにあり
都農小学校

都農東小学校 校歌

作詞 長嶺 宏
作曲 海老原 直

一 四季のいろどり ほほえめる
緑の大地 青き空
故郷たのしく 今日ぞあり
平和 都農 東小

二 旭さんたる 日向ただ
しゅうれい尾鈴 永遠に映ゆ
心見川の 清流に
晴れて母校の 窓うらら

三 このが歴史の 二千年
気高き柱の 一の宮
たたえてわれら あすもゆく
都農 都農 東小

都農南小学校 校歌

作詞 江原 白村
作曲 海老原 直

一 あおい海 ひかるくも
ほくらの こころも
あがるく あおい
さあ みんな
なまま(なま)びま(なま)すもうま
都農南の よい子ども

二 けむる山 かおる風
わたしの ひとみも
やさしく けわる
さあ みんな
なま(なま)な(なま)め(なま)すもうま
都農南の よい子ども

三 くるい上 きよい水
ゆたかな ふるさと
のびゆく われら
さあ みんな
なま(なま)か(なま)ん(なま)が(なま)え(なま)す(なま)もう(なま)ま
都農南の よい子ども

都農中学校 校歌

作詞 長友 定行
作曲 海老原 直

一 尾鈴の山なみ かすみ深く
一之宮柱 歴史を古き
ああ清し 我らが母校
都農中学 久遠の理想
若きわれら 学徒の胸に輝く

二 果てなき田畑 幸をつつみ
荒波はるか 漁舟つらなる
ああ清し 我らが母校
都農中学 勤労の誓い
若きわれら 学徒の胸に定まる

三 大智は進み 文化は開け
宇宙の世紀 今ぞ始まる
ああ清し 我らが母校
都農中学 勉学の希望
若きわれら 学徒の胸に高鳴る

宮崎県立都農高等学校 校歌

作詞 安田 尚義
作曲 矢野 義暁

一 朝ゆくに 尾鈴仰げば
ゆく雲の 影もかがよい
胸にわく 久遠の理想
おおこそ 我ら学徒の
誇りの庭 都農高校

二 海陸の幸大いなる
この郷に古きわたすね
新しき文化を築く
おおこそ 我ら学徒の
学びの庭 都農高校

三 風清き学窓に 登り
健康と若き力は
はつらつと行く手を招く
おおこそ 我ら学徒の
創造の庭 都農高校



2. 都農町の景観資源と課題

(1) 景観的分類でみるまちの様子

ワークショップなどを通じて出てきた意見や感想を基に、景観的な分類ごとに特徴や心配事として整理します。

景観は、点的景観資源(拠点)、線的景観資源(軸)、面的景観資源(土地利用・集落)、そして眺望景観、文化的な景観資源により構成されます。

表 2.2-1 景観分類

| 景観分類 | 小分類 | 概要 |
|---------------------|-----------------------|--|
| 点的景観資源 (拠点) | 中心拠点 観光拠点 交通拠点 | 町内外の多くの人が集まり、まちの賑わいや活気、文化や歴史など、その町の顔となる場所で、都農町を印象付ける重要な景観です。 |
| | 生活拠点 医療福祉拠点 | 主に町内(地域)の人が集い、心の拠り所となる場所で、町民の日々の暮らしの中の大切な景観です。 |
| 線的景観資源 (軸) | 道路、鉄道 | 主要幹線道路や鉄道沿いは、町外から訪れた人にとって最も目にふれる場所で、車や徒歩、電車などで移動しながら見ることが多く、町の雰囲気をつくりだしている景観です。 |
| | 河川 | 川は、町内外の人にとって、癒しや憩い、レクリエーションの場であり、農地を潤す貴重な資源です。山からまち、海をつなぐ水と緑が織り成す自然環境とその景観は、資源豊かな都農町を象徴する景観です。 |
| 面的景観資源 (土地利用、集落) | 農地 山林 市街地 集落 | 都農町の土地利用を大きく分けると、農地、山林、市街地、集落に分けられ、それぞれの特徴を持ちながらまちが構成されています。 町の歴史や営みがにじみ出ている景観です。 |
| 眺望景観 (視点場と視対象) | | ある視点場(景観を見る地点)から、視対象(眺められる対象物)を眺望する景観で、町にとって誇りや自慢となる景観です。 |
| 文化的な景観資源 | | 都農町の暮らしや生業の中ではぐくまれて、地域の事を知るためには欠かすことのできない文化的な景観で、日々の暮らしに根差した身近で大切な景観です。 |

(1)-1 点的景観資源(拠点)

点的景観資源は、都農町においてまちづくりや地域の事を考える上での拠点となる場所や施設、資源とします。都農町都市計画マスタープランにおいて、都農町の将来の都市構造として、以下の拠点があげられています。

①中心拠点:本町の都市機能が集積する賑わいと交流の拠点

町内外の多くの人が集まり、まちの賑わいや活気、文化や歴史を感じるなど、その町の顔となる場所で、都農町を印象付ける重要な景観です。

<対象>

都農町役場、都農駅から一之宮都農神社へとつながるルートに指定されている商業地域を中心としたエリア、公民館や公共施設が集積するエリア

<特徴>

- ・区画整理された新しく広々としたまちなみと、旧国道10号(豊後街道)の昔ながらの道幅に店舗が連なる通りが混在する。
- ・町の中心としての賑わいや格式、豊後街道の歴史、一之宮都農神社夏の大祭など、ハレ(※1)の文化など、多様な側面を持つ。

※1「ハレ」:祭や年中行事などの非日常

<心配事>

- ・公共施設の一部が老朽化。
- ・豊後街道などの地域の歴史が失われつつある。
- ・歩いている人が少ない。



旧国道10号



役場前



一之宮都農神社夏の大祭
(旧国道10号)

(出典:都農町観光協会 HP より)

②観光拠点:町民の余暇活動、町外観光客の観光拠点

町内外の多くの人が集まる、賑わいと交流の場所で、都農町を印象付ける重要な景観です。

<対象>

都農ワイナリー、道の駅「つの」、一之宮都農神社、本陣赤木家、藤見運動公園
一之宮公園、不動公園、尾鈴山瀑布群、尾鈴山、尾鈴キャンプ場



<特徴>

- ・まちなかには道の駅「つの」、都農ワイナリー、一之宮都農神社、公園など、農や食、歴史、身近な自然を感じる賑わいと交流の場が点在する。
- ・奥深い山には、豊かな自然、清らかな水を体感できる場となっている。
- ・町外からの観光客が多く賑わう。

<心配事>

- ・観光施設に来た観光客を他の施設や目的地へ誘客する取組みが弱い。
- ・都農のまちなかでゆっくり楽しむ仕掛けや、案内、周遊ルートがない。
- ・豊かな自然環境の維持と活用。



都農ワイナリー



道の駅「つの」



本陣赤木家

③交通拠点：広域交通の玄関口となる拠点

町の玄関口となる場所で、都農町を印象付ける重要な景観です。

<対象>

JR 都農駅、JR 東都農駅、都農インターチェンジ

現在、都農駅は都農町観光協会によって運営され、東都農駅は無人駅となっています。1日あたりの乗車人員は、宮崎県統計年鑑によると都農駅は2018(平成30)年度には423人となっています。一方、東都農駅は2015(平成27)年度51人となっています。(2016(平成28)年以降は公表無し)

都農駅は都農町民の通勤通学の足として使われています。また、毎年都農ワイナリーで開催される、都農ワインハーベストフェスティバルでは、多くの来場者がJR日豊本線で訪れ、都農駅から都農ワイナリーを結ぶ臨時バスが出るなど、観光の玄関口としても賑わっています。

都農駅から尾鈴山がきれいに見え、駅ロータリー内には、若山牧水が尾鈴山を見て詠んだとされる句碑が設置されています。

<特徴>

- ・日常的な通勤の交通結節点として、また町外からの玄関口となる。
- ・JRの駅周辺は新しくのどかな風景。
- ・都農駅からの尾鈴山や跨線橋(陸橋)からみた日向灘の眺めは地域の自慢の眺望となっている。
- ・IC周辺は沿道が変化していく中、都農町のイメージを印象付ける重要な場所となる。

<心配事>

- ・JR利用者、駅利用者が少なく、都農高等学校が2021年3月末に閉校となると、駅を利用していただいていた学生が減少し、賑わいが少なくなる。
- ・JRの各駅は通勤通学利用が主となり観光の玄関口としての利用が少ない。
- ・都農インターチェンジ周辺の景観の変化。



JR 都農駅



JR 東都農駅



都農インターチェンジ周辺

④生活拠点：町民のくらしの拠点

主に町内(地域)の人が集い、心の拠り所となる場所で、町民の日々の暮らしの中の大切な景観です。

<対象>

都農小学校、都農南小学校、都農東小学校、都農東小学校内野々分校、轟分校跡、木和田分校跡、都農中学校、県立都農高等学校、公民館、神社、寺

<特徴>

- ・小学校は地域のつながりの要となる施設であり、敷地には樹木が植えられ緑豊かな環境となっている。
- ・分校跡や公民館は地域交流の拠点となっている。
- ・各地区には寺や神社があり、地域で祭事が継続されている。

<心配事>

- ・地域と学校、人と人のつながりが薄れつつある。
- ・新しく移り住んだ世代にとってのふるさとの意識が薄い。
- ・地域をつなぐ要となる分校の継続。
- ・地域行事などが少なくなっている。



内野々分校



轟分校跡



八坂神社



⑤医療福祉拠点:町民の医療福祉の拠点

主に町内(地域)の人が集い、心の拠り所となる場所で、町民の日々の暮らしの中の大切な景観です。

<対象>

都農町国民健康保険病院

<特徴>

- ・町民の健康増進や多世代交流の場である。
- ・山を近くに感じやすく通りから尾鈴山の眺めがよい。

<心配事>

- ・まちなかを流れる川や尾鈴山の眺めを活かしきれていない。



都農町国民健康保険病院前

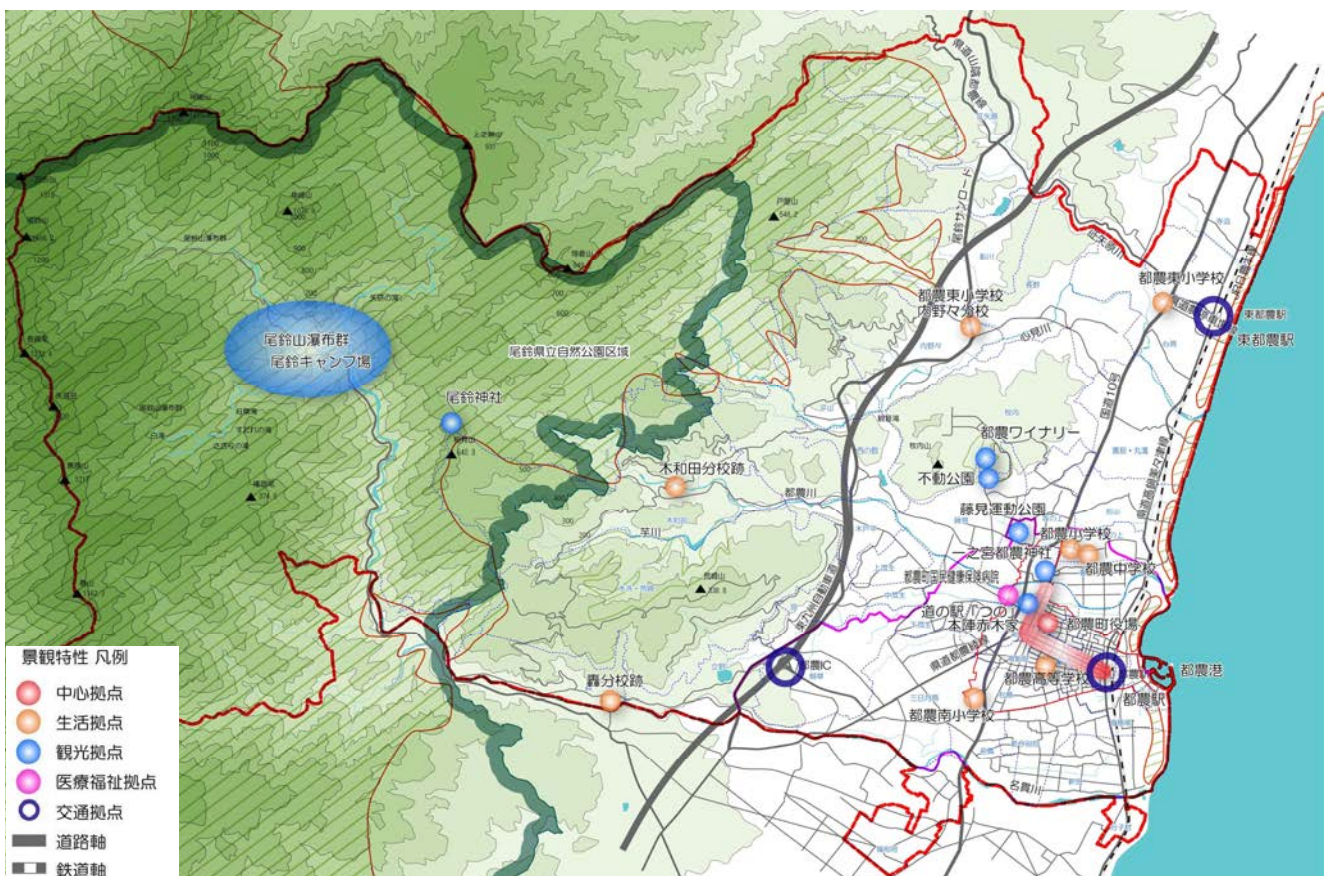


図 2.2-1 点的景観資源(拠点)位置図

(1)-2 線的景観資源(軸)

線的景観資源としては、以下を分類します。

①道路軸

線的景観資源のうち、道路軸としてある主要な幹線道路沿いは、町外から訪れた人にとって最も目にふれる場所です。車や徒歩、自転車などで移動しながら見ることが多く、町の雰囲気をつくりだす景観です。特に、町境周辺では都農町を印象づける重要な景観となります。

<対象>

国道 10 号、東九州自動車道、県道高鍋美々津線、広域農道「尾鈴サンロード」
 県道都農停車場線、県道都農綾線、県道都農インター線、旧国道 10 号(町道坂之上名貫線)

都農町内の主要な道路軸としては、町内を南北に貫く 4 本の主要な幹線道路と、これらを東西に補完するように道路が通っています。

旧国道 10 号は、川南町から日向市方面へ町の中心部を通り抜けます。かつての豊後街道でもあり、沿道には町の中心に行くにつれて、住居や店舗、大型の商業施設などが立地します。かつては、松の大木が沿道に植えられていました。また、国道 10 号は「宮崎県沿道修景美化基本計画」においても沿道修景美化推進路線として指定され、修景植栽がされています。

県道高鍋美々津線は、JR 日豊本線に沿うように通っており、川南町との境界付近は細長い崖下の低地沿いを走り、都農駅周辺では都農の台地に上がりますが、ふたたび海岸沿いの低地を抜け日向市に入ったところで国道 10 号に接続します。海岸沿いの低地には田畑が連なり、海側にはリアモーターカー実験線の高架跡が見えてきます。

東九州自動車道、広域農道「尾鈴サンロード」は、都農の大地の西側、尾鈴山系の麓をかすめるように通っています。沿道は山間の平地に集落や田畑が点在しています。

県道都農停車場線は、都農駅からまちなかまでを一直線に結ぶ道路で、イチョウ並木と駅前から尾鈴山が見えることで町民のシンボリックな存在になっています。沿道は住宅や商店が建ち並びます。県道都農綾線、県道都農インター線は、国道 10 号と東九州自動車道都農インターチェンジ、更には川南町方面を結ぶ道路で、高速道路が開通後は町外からのアクセス路として交通量が増えています。沿道は三日月原の台地に田畑が広がり、住宅や店舗が増えつつあります。

第 2 章 1. (7) 歴史と文化財でふれたとおり、旧国道 10 号線(町道坂之上名貫線)は歴史的に大変重要な道であり、松原地区から尾鈴神社までの尾鈴往還や都農駅から尾鈴山を結ぶトロッコ道も文化的に大変重要な道です。また、町内を縦横無尽に走っている道は、日々の暮らしにかけがえのない存在で、大切な視点場になります。



国道 10 号



県道高鍋美々津線



広域農道「尾鈴サンロード」



旧国道10号(町道坂之上名貫線)



県道都農停車場線



県道都農綾線



国道10号南側町境



国道10号北側町境



国道10号沿道修景箇所

<心配事>

- ・主要な幹線道路沿いの大型店舗の立地や、耕作していない土地への太陽光発電施設の立地が目立つようになった。
- ・東九州自動車道の整備により、県道、広域農道の交通量が減少した一方で、県道都農綾線沿道の交通量が増え、沿道への住宅や店舗の立地が多くなってきた。
- ・地域の歴史や文化、暮らしを紡ぐ道の記憶が薄れてきつつある。
- ・公共空間の維持管理予算が削減する中、沿道の植栽等の草刈りの回数が少なくなり、草が覆い茂る期間が長くなる区間も出てきている。

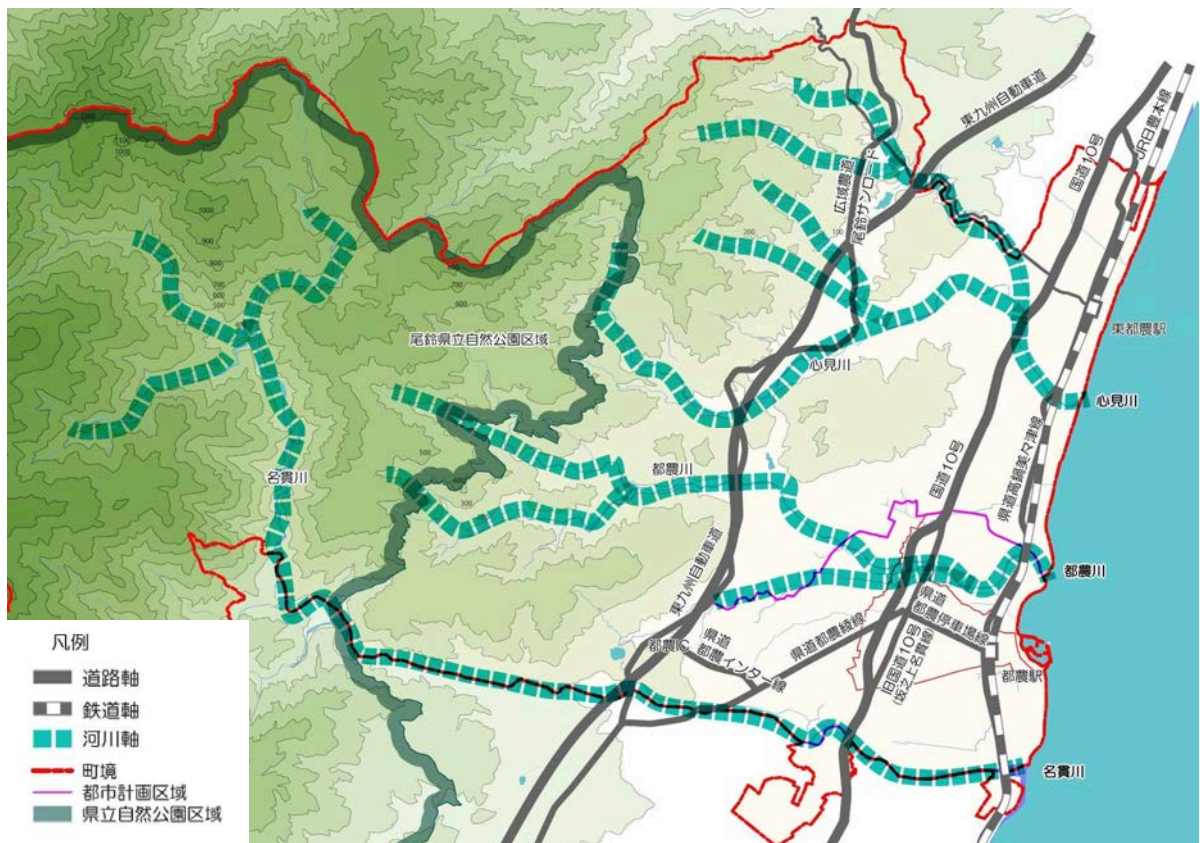


図 2.2-2 線的景観資源(道路軸・鉄道軸・河川軸)

②鉄道軸

線的景観資源の中でも鉄道軸は、町外から訪れる人、通過する人にとって、車窓から見える町の雰囲気をつくり出す大切な景観です。また、海岸沿いの田畑の中を走る電車は、日々の暮らしの中で情緒のある景観となります。

<対象>

JR 日豊本線

JR 日豊本線は、町内の海岸沿いの細長い低地を南北に走り、都農町内には都農駅、東都農駅の2つの駅があります。川南町境から都農駅付近までは、JR 軌道敷と段丘の間に細長い田畑が連なっています。都農駅から日向市境までの間は、JR 軌道敷の西側は比較的広い田畑が連なり、東側にはリニアモーターカー実験線高架跡が平行に走っています。JR 軌道敷から東側には防潮林が連続し、海が見える場所はわずかとなっています。

<歴史> (参考資料:都農町史)

国鉄による宮崎県内での鉄道事業開始は、1911(明治 44)年に鹿児島線、真幸駅(えびの市)が置かれたのが最初で、大正元年に小林、翌年都城まで開通しました。その後、1916(大正 5)年には都城～宮崎間が開通し、南から北に向かって整備が進められ、1921(大正 10)年に高鍋～美々津間が運転営業開始されました。当時は、日豊南線と呼ばれていましたが、1923(大正 12)年に重岡(大分県佐伯市)まで結ばれ全線開通し、呼称も日豊本線に改められました。開設当初は、鉄道の開通が、都農町の産業の発展、都市計画構想や上級学校への進学率向上など、町民生活に大きな影響を与えてきました。

<心配事>

- ・車による移動が定着しており、鉄道との関わりが薄れつつある。
- ・JR 沿線の草刈りなどの維持管理。



JR日豊本線(都農駅)



JR日豊本線(東都農駅)



JR日豊本線(明田付近)



③河川軸から海へ

川は、町内外の人にとって、癒しや憩い、レクリエーションの場であり、農地を潤す貴重な資源です。山からまち、海をつなぐ水と緑が織り成す自然環境とその景観は、資源豊かな都農町を象徴する景観です。

<対象>

名貫川、都農川、心見川、日向灘

都農町には、尾鈴山系を水源とする3つの川が流れています。

名貫川は本町最長の河川で、全長約21km、源流を尾鈴山に持ちます。水は澄み、長い年月をかけて奇岩を形成し、早瀬と淵を織りなす溪谷美を描いています。上流側には九州電力(株)の発電所があり、袋谷川が合流し、平野が開けてくる轟付近でもなお谷は深く、和田橋下流では見事な溪谷となっています。川は急流で、河口付近でも直径40cmほどの大きな石がゴロゴロとしています。水は限りなく清流で、アユやハエなども多く、今でも水あそびの場としても親しまれています。河口付近では、カッパ伝説が残っています。

都農川は、全長10.7km、畑倉山の南を源流とし、芋川、上町川を合流させ町のほぼ中央を流れ日向灘に注いでいます。上流では、木和田地区の谷底平野をつくり、中流では苳生や藤見などの肥沃な耕地をつくっています。更に、一之宮都農神社の南に沿って流れ、まちなかの水と緑の貴重な資源となり、山下や明田の農業地帯を形成しています。

心見川は、全長11.3km、畑倉山の東を源流とし、平山で支川を集め観音滝となり、さらに内野々で前田川、征矢原川を合流させ、心見で日向灘に注ぎます。中流域まで緑に覆われた川で下流域では田園の開かれた空間を流れる川となっています。

また、都農町内にはいくつもの湧水が見られます。下浜地区では海岸沿いに湧水があり、集落の中を流れ日向灘に注いでいます。この湧水は今でも地区の方の洗い場として利用されています。



名貫川(県道高鍋美々津線付近)



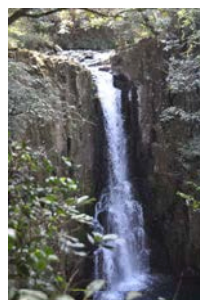
都農川(一之宮都農神社付近)



心見川(国道10号付近)



カッパ塚(名貫川下流・分子村地区)



観音滝

<海岸>

都農町は日向灘に面し、約8kmの海岸線を持っており、県内で唯一の玉石の海岸となっています。海沿いには防潮林が形成され、日向市の石並川から名貫川にいたるまでほとんどが国有林となっています。海岸沿いの浸食防止措置として1952(昭和27)年から1967(昭和42)年まで護岸工事やテトラポットの設置が行われ、防潮林の維持にも繋がっています。防潮林の植生は、現在はヤブツバキやウバメガシを主とした林となっています。

また、地元サーファーに親しまれている場所もあります。

<1965(昭和40)年代の海岸線> (参考資料:都農町史)

1966(昭和41)年頃までは波打ち際からしばらく砂利浜があり、それから砂浜となっていました。駅前地区ワークショップの中でも、この砂浜で地区行事が行われていたという話を伺っています。

心見川の河口付近では、1967(昭和42)年頃までは防潮林と海との間に入江と砂浜があり、シジミが取れていたようです。また、高度成長期の土木工事での砂利採取や砂防ダム建設などにより、海岸線の後退が全国的にみられ、都農町でもこの頃から砂浜が少なくなってきたようです。

海岸付近の環境破壊は、砂丘の浸食だけでなく、海藻の繁殖にも影響を及ぼし次第に海藻が少なくなり、都農特産のウニの生育にも影響したということです。

昭和初期までは、海岸沿いに住む住民は、農業を本業とし、副業として漁業を営むことが多く、寺迫地区には魚の供養碑が建っています。明治維新の前に、細島などから一本釣りの技術を持つ専門漁民が移住してきて以降、下浜地区に定住し集落ができました。1932(昭和7)年、福浦湾の自然地形を活かして都農漁港ができました。

<心配事>

- ・昔は地区で遊泳場をつくって子供たちの遊び場を確保していたが、近年はそうした取組みもなくなり、川で遊ぶ機会が減ってきている。
- ・近年の大雨や台風などにより、川底の地形が変わってきてきており、泳ぐ場所、釣りをする場所が少なくなってきた。
- ・清らかな水(川、湧水)の保全。
- ・暮らしの中で川や海との関わりが薄れてきた。



防潮林



玉石の海岸



川遊びの様子



(1)-3 面的景観資源(土地利用・集落)

都農町の土地利用を大きく分けると、農地、山林、市街地、集落に分けられ、それぞれの特徴を持ちながらまちが構成されています。面的景観資源は、町の歴史や営みがにじみ出る景観です。都農町の面的景観資源として、以下を分類します。

①農地

第2章 1.(6)産業でふれたとおり、都農町の農地面積は1,501ha、総面積の約15%を占めています。川や湧水のある場所の近くに古くからの集落が形成され、田畑がつくられてきました。昭和初期以降、原野であった場所が開拓され、急速に農地が広がっていきました。田畑を潤す水は、都農町を流れる3つの川から用水路で引かれています。各地区には水利組合があり、年間通して用水路の点検や草刈りなどの維持管理をし、耕作地を守っています。一部、老朽化がみられる用水関連施設もあります。

都農町の農産物は多品種多品目がつくられ、田んぼ、果樹園と防風垣、ビニールハウス群、千切り大根の棚、茶畑など、田畑の風景も多様です。また、畜産も盛んで少し高い場所に牛舎や豚舎が建っており、畜産用の飼料畑も多くみられます。

<心配事>

- ・耕作地、農業の維持。
- ・山間集落の田畑、果樹園などの維持。
- ・後継者の確保。
- ・用水路等の老朽化。



ぶどう畑(牧内地区)



千切り大根の棚



果樹園のまわりにある防風垣



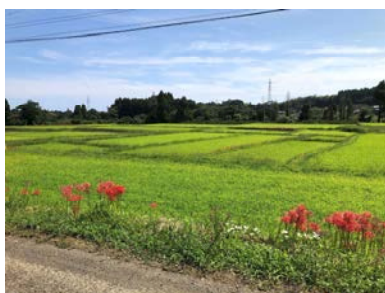
梅畑(立野地区)



茶畑(三日月原地区)



そば畑



田(轟地区)



キウイ畑(藤見地区)



ビニールハウスとリニア
モーターカー実験線高架跡

②山林

第 2 章 1. (6) 産業でふれたとおり、町内の森林面積は 6,360ha、都農町の総面積の約 62%を占めています。そのうち、4,925ha を国有林が占め、森林面積に対する国有林率は約 77%と非常に高く、宮崎県内で最も高くなっています。一方民有林は 1,435ha、約 23%と極めて低く、そのうち町有林 692ha、私有林 743ha となっています。尾鈴山は水源涵養の保安林に指定されており、都農町の清らかで豊富な水をはぐくむとともに、尾鈴県立自然公園に指定され、レクリエーションの場にもなっています。また、集落に近い民有林は里山として利用がなされている場所もあります。

<心配事>

- ・森林環境の保全と活用。
- ・里山の維持管理。



尾鈴山登山
(出典：都農町観光協会 HP より)



尾鈴山もみじ狩り
(出典：都農町観光協会 HP より)



里山

③市街地

市街地中心部の旧国道 10 号(豊後街道)には、沿道に張り付くように建物が建っており、道幅が狭く、昔の街道沿いの面影がわずかですが残っています。中心部に近づくほど店舗が多くなりますが、営業していない店舗も多く、シャッターが閉まった店舗が目立ちます。

都農駅周辺は区画整理が行われ、新しいまちとなっています。

<心配事>

- ・画一的に整備された道路は、歴史を感じることができにくくなってきた。
- ・宿場町としての賑わいがなくなりつつある。
- ・人のつながりが薄くなってきた。
- ・商店街のシャッターが閉まっている店舗が多い。
- ・老朽化する建物や空き家が増えている。
- ・歩いている人が少ない。



国道 10 号沿い



中町商店街(南側)



中町商店街(北側)



④集落

まちの中心部から離れると、町のあちらこちらに農村集落が広がっています。比較的広い敷地には屋敷林があり、果樹栽培をしている畑の周辺には防風対策としての生垣(防風垣)が設けられ、独特の景観をつくり出しています。各戸では井戸を持ち、地域によっては湧水が出ることもあります。

また、集落ごとに氏神様、水神様を祀り、農業用水のための用水路を引き水利組合を持ちながら、定期的な管理を行っています。年中行事なども多く残っています。

下浜地区では、都農漁港の発展とともに細島や周辺地域から移り住んできた人たちが松林を切り開き、集落が形成されました。集落内の通路は非常に狭く、人が一人通れるほどの道幅の場所が多くなっています。また、集落内には湧水があり、水神様が祀られ、共同の洗い場として利用されてきました。漁港の賑わいと生活が密接した関係にありました。

<心配事>

- ・後継者がいない、空き家が増えてきた。
- ・集落の維持が難しくなっている。
- ・下浜地区では住宅の建て替えができずに、空き家が増えている。



木和田地区



轟地区



長野地区



用水路沿いの草刈りの様子



畑と登下校の子ども達



水神様(轟地区)



都農漁港と下浜地区



下浜地区の狭い道路



下浜地区の共同洗い場

(1)-4 眺望景観(視点場と視対象)

眺望景観とは、ある視点場(景観を見る地点)から、対象物(眺められる対象物)を眺望する景観で、町にとって誇りや自慢となる景観です。ヒアリングやワークショップを通して、都農町の眺望景観について多くの意見がだされました。

都農町を代表する眺望としては、都農ワイナリーや牧内・湯の本から眺める都農のまちなみ、その先にある日向灘に多くの方が誇りを持っています。

また、都農町の背後に控える山々の最高峰としての尾鈴山への想いも強く、JR 都農駅や駅前のイチョウ並木、道の駅「つの」から見る尾鈴山の眺めは町のシンボリック的存在になっています。

更に、都農のまちは、標高 10~50m のゆるやかな地形となっており、町の東側に広がる日向灘を東西の道路の先に見通したり、自宅前から眺めたり、日常的に日向灘を意識しながら暮らしていることが伺えます。

<心配事>

- ・大切な眺望がまちの変遷によりなくなってしまうこと。
- ・電線や太陽光発電施設などによる眺望への影響。



都農駅から見る尾鈴山



都農ワイナリーから見る都農のまち



湯の本地区から見る都農のまち



寺迫地区の台地から見る田畑と海



道の駅「つの」から見る尾鈴山



新田地区から見る尾鈴連山



長野地区の高台から見る日向灘



都農町立病院近くから見る尾鈴山



牧内山から見る日向灘と畑



(1)-5 文化的な景観資源

①尾鈴国有林とトロッコ道

<歴史> (参考資料:都農町史)

国有林の成り立ちは、藩政時代の藩有林および1874(明治7)年から行われた官民有区分により決定されたものとされています。

日露戦争に際して多額の戦費を補うため、国が直営で立木を伐倒・加工し、商品化して収入増加を図る取組みが開始されました。尾鈴国有林でも、1909(明治42)年から本格的な伐採が始まり、昭和50年代に入ると伐採の民間委託が始まり、昭和60年代に入ると都農町域内の人工林の伐採は終了に近づき、平成に入ると間伐のみとなりました。

古来、山林からの生産は、木材のみならず薪炭林としての活用も大きく、木炭は藩政時代から宮崎県にとって重要な産物でした。明治初頭においては、本町の4人の商人が大々的に木炭生産を行っており、町の最大の事業であったとされています。生産された木炭は美々津港に集められ、大阪方面に出荷されていました。

征矢原、内野々、木和田、立野、轟の尾鈴国有林に隣接している地区では、古くから国有林に稼ぎに出ながら、農業と併せて暮らしを立てるのが一般的でした。この状況は、旧藩政時代から1945(昭和20)年代前半まで続いたとされています。

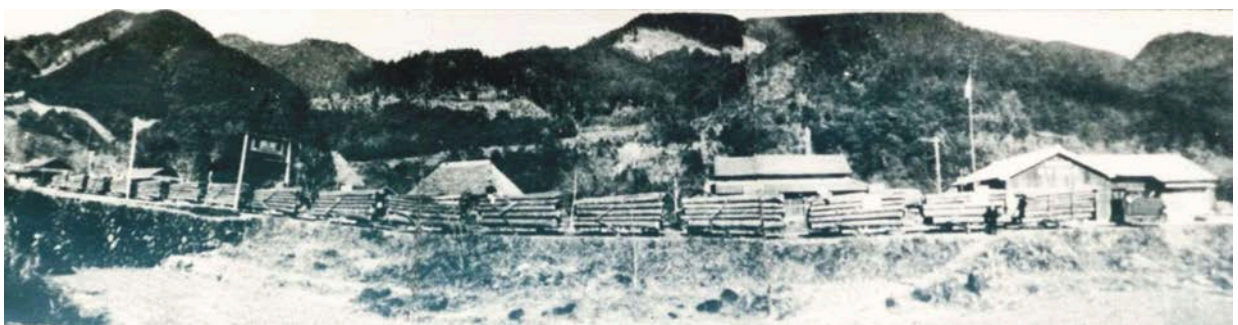
林業に従事する者の多くは、九重頭(クエント)に居を構えていたとされ、国の伐採事務所のほか、民間の製板工業や木炭製造所もあり、働いている人は200人を超えており、その家族も含めると300人近い人がこの辺りで暮らしていたとされます。(1958(昭和33)年まで約50年間続いた)現在の尾鈴キャンプ場のあたりに尾鈴分校(1933(昭和8)年～1959(昭和34)年)がありました。

1955(昭和30)年代前半までは尾鈴林業では天然林の伐採が中心であり、技術を要したことから町外からの技術者が多く、地元からの参加は約30%程度とされています。

1910(明治43)年以前より、尾鈴林道の開設が始まりました。当初は木馬道でしたが、輸送力が不十分であったため、木軌条(木材に鉄板を貼ったレール)を敷設して補っていました。1915(大正4)年には、川南・都農里道線をすべて軌道に改め、九重頭から都農土場(湯の本)までの約13.3kmに軌道が敷かれ、林産物は、都農土場までトロッコで運ばれた後、美々津港まで荷馬車で運ばれるようになりました。1921(大正10)年には日豊本線が開通し、都農駅が設けられたため、大正13年に都農土場と都農駅前貯木場を結ぶ都農停車場線約1.8kmが延長敷設されました。



尾鈴事業所の様子(資料:100周年写真)



トロッコでの木材搬出状況(資料:都農町史)

時代の変化とともに、林産物輸送も次第にトラック輸送に転換し、1958(昭和 33)年にはすべての軌道が撤去されました。同年には尾鈴山系は県定公園(3年後に県立公園)に指定され、以降、都農町の観光振興に活用されてきました。

現在は、国有林のほとんどが保安林として指定されており、水源涵養としての機能を保有しています。

町民ワークショップやヒアリングにおいて、かつて親が尾鈴国有林で炭焼きをしていた記憶や、尾鈴林業から木材を搬出するトロッコに関する思い出が多く語られました。

現在、まちなかではトロッコ道であった通りがそのままの形で残っているところや、尾鈴山中にはトロッコ道跡が登山道として活用され、当時、軌道敷に使われていた枕木やトンネルの跡が残っている場所があります。

<心配事>

- ・尾鈴国有林やトロッコ道の歴史や記憶が薄れつつある。
- ・トロッコ道がなくなりつつある。

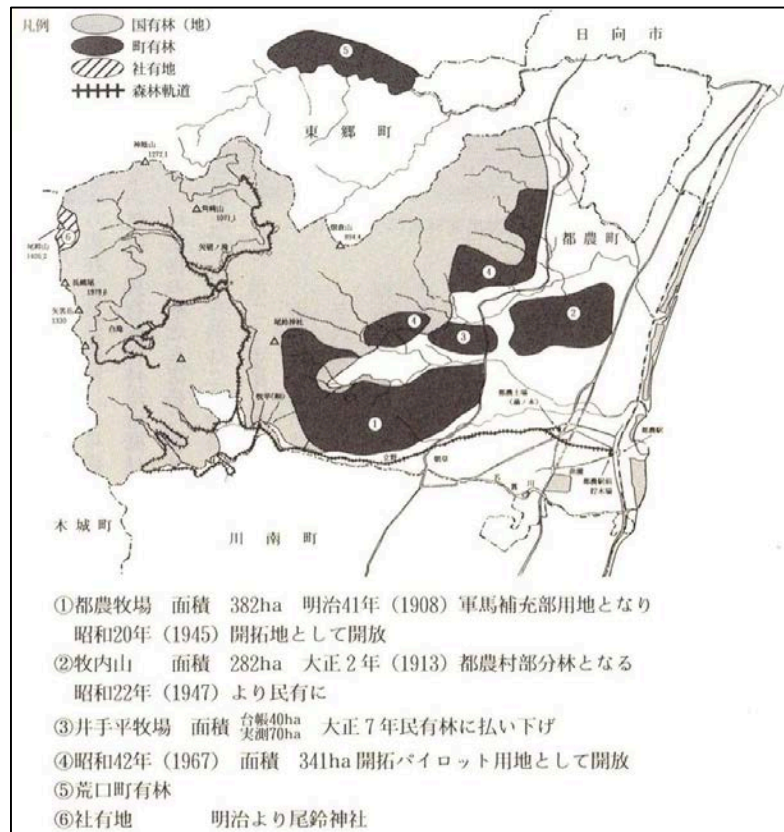


図 2.2-3 町有林などの位置と尾鈴森林軌道網(1955(昭和 30)年以前)
(資料:都農町史)



トロッコ道の跡(立野地区)



②くらしの中の水と水神様

都農町には、町内のあちこちで湧水が出ています。特に都農の台地と海岸沿いの低地沿いにある崖からは、水が染み出ている場所が多く、海に面した下浜地区でも湧水がたくさんあり、数本の小川が流れています。また、各戸には井戸が掘られ、生活用水として使われています。

田畑を潤す水は、川に堰をつくり用水路が引かれています。各地区に水利組合を持ち、年間通して管理をしています。心見川下流の心見、寺迫地区は、昔から水の確保に苦勞し、農業用水を確保するために、石並川から用水路をつくり、水を引いてきました。今ではパイプラインに変わりましたが、水を確保し維持し続けることは、農業の営みの中で、欠かすことのできない重要な資源です。

こうした湧水や用水路、井戸を守るために水神様があちこちに祀られ、大切にされています。一方で、一部の施設では、老朽化なども見られます。

<心配事>

- ・地域によっては高齢化が進み、用水路の維持管理が難しくなっている。
- ・水質の保全。
- ・一部用水路などが老朽化しつつある。



役場西側を流れる水路



用水路(新田地区)



水神様・水源地・洗い場(下浜地区)



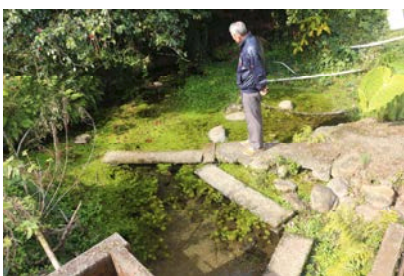
水神様(下浜地区)



水神様(下浜地区・個人)



湧水の洗い場(下浜地区)



湧水を利用した池(明田地区)



水神様(轟地区)



老朽化がみられる用水路の橋(心見地区)

③営みの中ではぐまれた文化(神社、寺、祭事、年中行事など)

各地区には氏神様としての神社があり、夏、冬のお祭りに加え、農業や林業、漁業の営みの中で、様々な祈年祭などが行われてきました。今でも多くの地区で行われている、田植えの終わった頃にその労をねぎらい豊作を祈る「さのぼり」や、秋に豊年感謝の水神祭りである「駄祈禱・駄祈念」が行われています。寺迫地区では、秋の収穫が終わったあとに、一晩中飲み食いし、語り明かしながら日の出を拝むことで、家内安全や太陽への感謝をする「お日待ち」が今も続いています。心見地区では海の安全を願い恵みに感謝する「竜神祭」がおこなわれています。

お盆の時期には、盆踊りが各地区で踊られます。初盆の家を1軒1軒周る風習が今でも残っている地区が多く、踊りやおはやし、音頭も地区によって少しずつ異なっています。下浜地区では、4日間かけて魚供養、初盆、龍雲寺、水神様の盆踊りが行われ、三日月原地区では盆踊りの音頭(歌詞)が「平佐口説(ヘイザクドキ)」という物語になっています。

<心配事>

- ・集落活動が希薄になったり、若い世代が少なくなった地域では、地区の行事や祭りが簡略化されてきたり、なくなったりしている。



三日月神社(三日月原地区)
シンボルの大イチョウ
相撲大会、餅つきが行われる



金毘羅神社(松原地区)
四国からの移住者が多く、松原獅子
やお大師さまが残っている



竜神祭(心見地区)
海の安全と恵みに感謝し、地区内外
から関係者が集まり神事が行われる



上名貫神社(篠別府地区)
都農町の中でも格が高い



棒踊り(篠別府地区)
冬の大会で篠別府棒踊りが奉納される



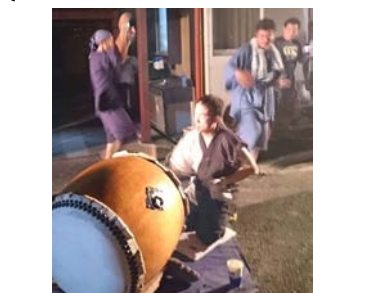
お日待ち(寺迫地区)
旧暦 10月14日に行われる



水神様(下浜地区)
地区内3箇所水神様が祀られている



盆踊り(三日月原地区)
初盆の家を1軒ずつ周って踊る。



盆踊りの太鼓(三日月原地区)
音頭が特徴的



④地域活動

各地区では、様々な地域活動が行われています。中でも、地域の美化活動、景観への取り組みとして、駅前地区では冬場のイルミネーションの設置や、新田地区では地区内の空地にヒマワリやコスモスを植えて季節ごとの景観をつくっています。明田地区では県道沿いにナノハナが一面に咲くその先にリニアモーターカー実験線の高架跡が見えるなど、都農町ならではの景観をつくり出しています。

立野地区はウメやミカンの産地で、1、2月の花の咲く時期にウォーキングを楽しめるようルート設定をしたり、長野地区ではカカシ村を実施し集落外の人にも地区の景観を楽しんでもらえる工夫をしています。

藤見地区では地域でそばをつくり、木和田地区では有志で炭焼きを行い販売しています。また、岩山地区では桜島大根の品評会「岩山でこん祭り」を開催するなど、地域の資源を活かした取り組みを行っています。



新田地区のコスモス畑



新田地区のヒマワリ畑



明田地区のナノハナ畑



長野地区のコスモス畑とカカシ



立野地区ウォーキングコース



駅前地区公民館のイルミネーション



藤見地区のそば



木和田地区の炭焼き



岩山地区でこん祭り

(2) エリアでみるまちの特徴

都農町は、地形や自然環境、営みから大きく4つの景観的特徴をもったエリアに分けられます。各エリアの特徴と心配事、各地区における景観資源についてまとめます。

① 深く豊かな緑と水のエリア

尾鈴山を最高峰とする尾鈴連山と前山としての相見山、畑倉山、戸屋山などの、山深いエリアになります。名貫川の上流域では、国の景勝地に指定された尾鈴山瀑布群があります。

都農町にとっても貴重な資源の宝庫であった尾鈴国有林の歴史、山岳信仰の場でもあった尾鈴神社などがあります。

エリアのほとんどが、国有林となっており、保安林に指定されているほか、尾鈴県立自然公園にも指定されています。尾鈴山や瀑布群周辺は、尾鈴キャンプ場や登山道があり、四季を通じたレクリエーションの場となっています。

< 心配事 >

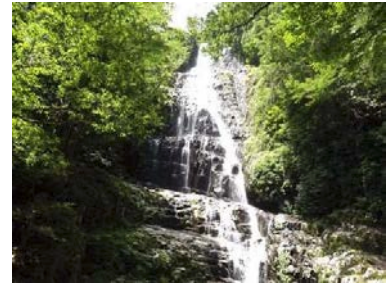
- ・豊かな自然環境を保全しつつ、レクリエーションの場として景観への配慮が必要。



尾鈴山開き



尾鈴滝めぐり



すだれの滝
(都農町観光協会 HP より)

② 山間の里山集落のエリア

相見山、畑倉山、戸屋山などの山裾から東九州自動車道付近までの、山間の谷筋に開けた平地が連なり、集落が点在するエリアです。集落に接する山林は民有林となっており、生業の一部として里山として利用、管理されています。

昔は国有林で就業する者が多く、炭焼きも行われていました。

現在は、棚田や段々畑で水稻や果樹栽培、シイタケ栽培などが行われています。小規模な田畑に囲まれたところに家があり、庭先は生垣や草花で彩られている、昔懐かしい里山景観が特徴のエリアです

< 心配事 >

- ・少子化、高齢化の進展が顕著であり、跡継ぎのいない家がある。
- ・若い世代が少なくなり、田畑、山、家などの担い手がいないところが出てきつつある。
- ・集落活動の簡略化や継続が困難になりつつある。
- ・田畑を維持するための水路の維持管理や、鳥獣被害対策が大変になってきている。



西の郡地区から見た平山地区



木和田地区の棚田



長野地区沿道



③田園と集落が点在するエリア

都農の緩やかに傾斜した土地に開かれた田畑は耕地整理され、比較的規模の大きな田畑が広がり、幹線道路を中心に比較的まとまった個数の集落が点在するエリアです。都農の台地からは日向灘を眺めることができます。川から引かれた用水路は地区ごとに水利組合を持ち、年間通して管理されています。畑は多種多様な品目が栽培され、果樹園やビニールハウス群、千切り大根棚などの景観が特徴です。

<心配事>

- ・高齢化が進み、集落活動や祭りなどが簡素化してきている。
- ・耕作ができなくなった田畑が増えつつある。
- ・幹線道路沿いの耕作されなくなった田畑に太陽光発電施設の立地が増えている。



田畑と日向灘(寺迫地区)



千切り大根棚(黒萩地区)



畑とビニールハウス(新田地区)

④まちなみのエリア

用途地域内の区域で、都農町内で一番の中心部にあり、建物が連続するエリアになります。国道10号沿いには大型店舗が立地し、旧国道10号(町道坂之上名貫線)沿いは昔の豊後街道で道幅は比較的狭く、沿道のすぐそばに家や商店が立ち並びます。赤木家本陣などの文化財も残っています。一之宮都農神社や道の駅「つの」があり、町内で一番の賑わいがあります。

JR 都農駅から西に延びる道路はイチョウ並木が広がり、周辺は区画整理により新しい町となっています。主要な道路から少し入ると、落ち着いたある広々とした住宅街が広がっています。

まちなかには、いくつもの水路が流れており、湧水もあることから水は清らかです。

<心配事>

- ・国道10号は交通量が多く、道の駅「つの」への町外からのお客様も多いが、周辺施設への広がりが少ない。
- ・旧国道10号沿いはシャッターが閉まっている店舗が多くなっている。
- ・豊後街道の宿町としての歴史や文化財はあるが、歴史や文化を感じる場所が少ない。
- ・水を感じる場所が少なく、関心が薄れている。
- ・歩いている人が少ない。



駅通地区周辺



中町商店街(北側)



道の駅「つの」

(3) 景観まちづくりに向けた課題

都農町の景観分類ごとに、景観まちづくりに向けた課題をまとめます。

| 景観分類 | 小分類 | 課題 |
|-------------------------|------------|---|
| 点的景観資源 (拠点) | 中心拠点 | <ul style="list-style-type: none"> ・豊後街道や一之宮都農神社などの地域の歴史や文化を知る、活かす ・まちの魅力向上、おもてなしの景観づくり、歩いて楽しいまちをつくる ・観光施設と連携し誘客する |
| | 観光拠点 | <ul style="list-style-type: none"> ・各拠点の魅力、おもてなしの景観を磨く ・各観光施設とまちなかの連携を図り、町全体で誘客する |
| | 交通拠点 | <ul style="list-style-type: none"> ・日常的な利用者にとってほっとする、自慢できる場所になる ・来訪者にとってワクワクする、おもてなしの場所になる ・JR 駅と観光施設の連携等により、町全体で誘客するための拠点として活用する ・IC 周辺の景観の誘導、将来像を共有化する |
| | 生活拠点 | <ul style="list-style-type: none"> ・地域の資源の見直し維持、保全する ・地域の歴史、文化を知る、活かす ・地域行事の担い手を確保、育成する |
| | 医療福祉 拠点 | <ul style="list-style-type: none"> ・尾鈴山の眺めの保全や眺めを活かした施設を整備する ・都農川を意識した施設を整備する |
| 線的景観資源 (軸) | 道路 | <ul style="list-style-type: none"> ・南北方向軸において、町境を意識した沿道景観をつくる ・東西方向軸の見通しを意識した沿道景観をつくる ・車、自転車、人など利用者の特性に応じた道をつくる ・地域の資源、特性を活かした沿道景観をつくる、整える ・沿道の草刈りなど日常的に景観を整える |
| | 鉄道 | <ul style="list-style-type: none"> ・日常的な利用者にとって、車窓から見える田畑の景観を維持、保全する |
| | 河川 | <ul style="list-style-type: none"> ・豊かな水の確保、清らかな水を保全する ・川あそび、釣り、美化活動など川へ関わる機会をつくる ・環境に配慮した親しみやすい河川をつくる |
| 面的景観資源 (土地利用、 集落) | 農地 | <ul style="list-style-type: none"> ・田畑、果樹園など耕作を継続し、四季折々の多様な田畑の景観を維持する ・山間集落では、棚田や段々畑などの地域固有の資源を維持、保全する ・田畑を潤す用水路を維持する ・後継者を確保、育成する |
| | 山林 | <ul style="list-style-type: none"> ・国有林では、豊かな森林環境の保全とレクリエーションの場として活用する ・私有林では、健全な林業を営むこと、里山として維持、活用し景観を保全する ・山に対する興味や親近感を持つ機会をつくる |
| | 市街地 | <ul style="list-style-type: none"> ・町の成り立ち、豊後街道、一之宮都農神社など地域の歴史、文化を知る、活かす ・歩きたくなる、周遊したくなる魅力あるまちをつくる ・地域のコミュニティを育てる |
| | 集落 | <ul style="list-style-type: none"> ・集落独自の歴史、文化、暮らしを残す、維持する ・耕作地放棄地、空き家を活用する ・後継者を確保、育成する |



| 景観分類 | 小分類 | 課題 |
|--------------|----------------|--|
| 眺望景観 | | <ul style="list-style-type: none"> ・都農町を代表する眺望を保全、活用する ・日常的に見る眺望を発掘し、維持、保全する ・太陽光発電設備等、景観への影響を抑える |
| 文化的な 景観資源 | ①尾鈴国有林とトロッコ道 | <ul style="list-style-type: none"> ・尾鈴国有林やトロッコ道の歴史、記憶を残す、伝える ・トロッコ道の跡を保全、活用する |
| | ②くらしの中の水と水神様 | <ul style="list-style-type: none"> ・湧水、井戸、用水路などの水質を保全、維持する ・水と暮らし、生業の関係など地域の風習などを残す、伝える |
| | ③営みの中ではぐくまれた文化 | <ul style="list-style-type: none"> ・地域行事、祭り、文化などを残す、伝える ・後継者を確保、育成する |
| | ④地域活動 | <ul style="list-style-type: none"> ・地域活動を継続、推進する |
| 景観特性 エリア | 深く豊かな緑と水のエリア | <ul style="list-style-type: none"> ・豊かな自然環境を保全、活用する ・レクリエーションの場としての活用と景観へ配慮した施設を整備する |
| | 山間の里山集落のエリア | <ul style="list-style-type: none"> ・日常的な景観、地域の資源を知る、気づく機会をつくる ・山間集落では、棚田や段々畑などの保全、維持 ・山間の田畑の維持、空き家などの活用 |
| | 田園と集落が点在するエリア | <ul style="list-style-type: none"> ・日常的な景観、地域の資源を知る、気づく機会をつくる ・田畑、果樹園など耕作を継続し、四季折々多様な田畑の風景を維持する |
| | まちなみのエリア | <ul style="list-style-type: none"> ・地域の資源、歴史、文化などを知る、活かす ・おもてなしの景観を磨く、周辺施設と連携する |

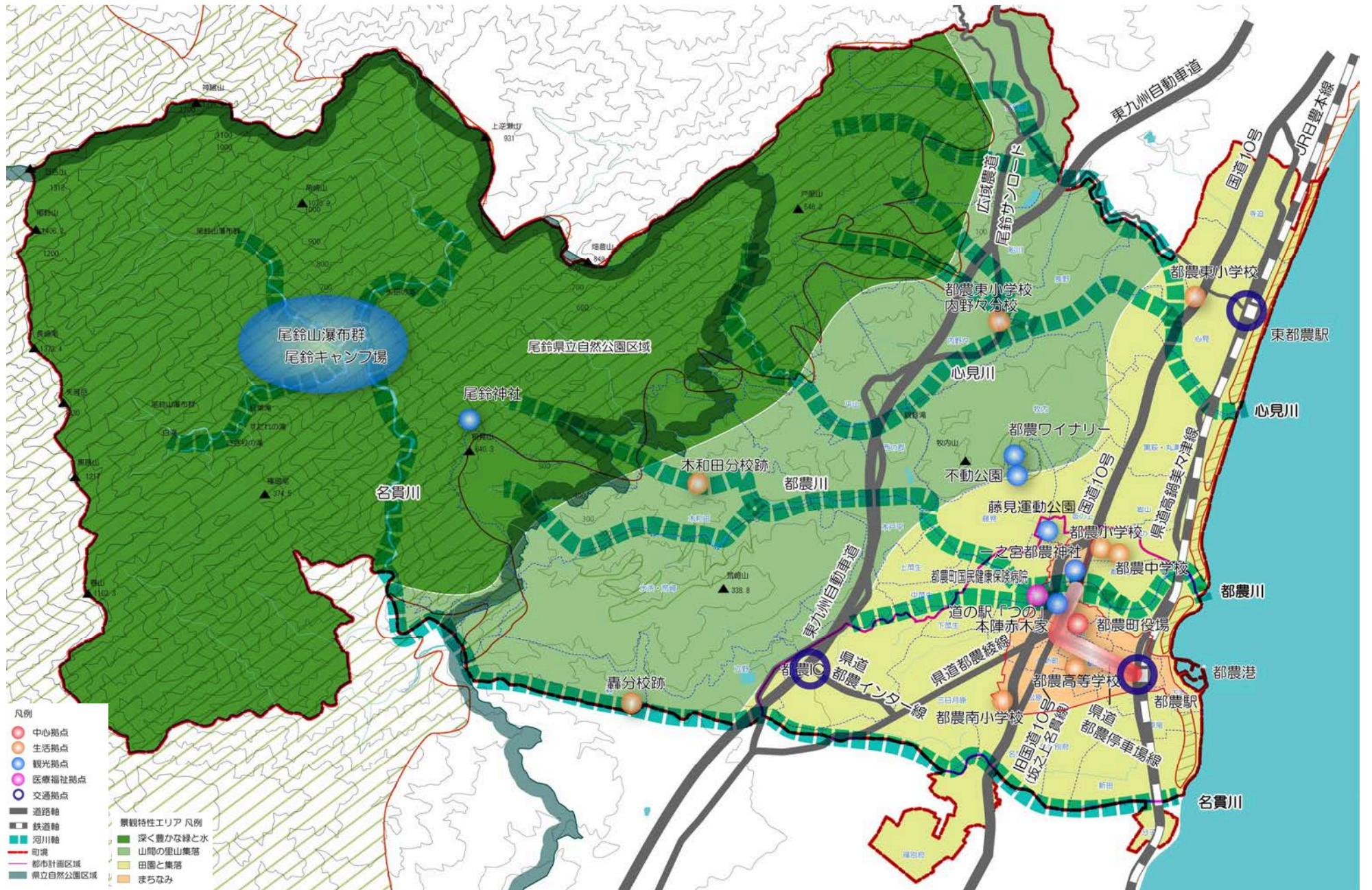


図 2.2-4 景観特性図



① 舟川地区からみる高速道路



② 長野の高台からみる日向灘



③ 都農ワイナリーの丘からみるまち



④ 牧内山からみる日向灘



⑤ 町立病院周辺からみる尾鈴山



⑥ 道の駅「つの」からみる尾鈴山



⑦ 都農川(一之宮都農神社付近)



⑧ 寺迫地区の高台からみる日向灘



⑨ 県道高鍋美々津線とリニアモーターカー実験線高架線跡(寺迫地区)



⑩ 湯の本地区からみるまち



⑪ 都農漁港からみる福浦湾



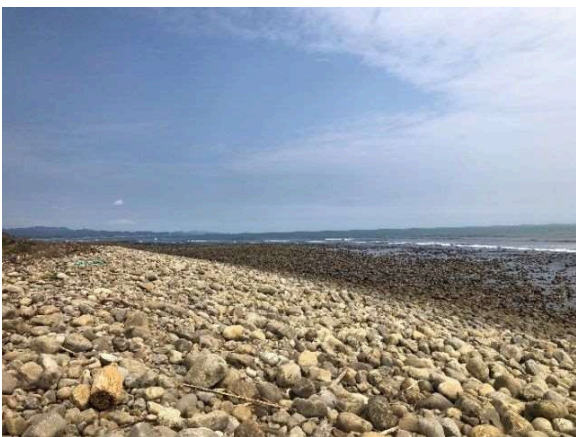
⑫ 駅前通りからみる尾鈴山



⑬ 都農駅前からみる尾鈴山と牧水歌碑



⑭ 都農駅歩道橋からみるナナツバエ(クジラ島)



⑮ 玉石の海岸(新田地区)



⑯ 名貫川(新田地区)



①⑦ 畑と尾鈴連山(新田地区)



①⑧ 三日月原地区からみえる日向灘



①⑨ 轟漕橋からみる名貫川の渓谷



②⑩ 立野地区からみる名貫川と大師山

第3章 景観形成計画

1. 良好な景観の形成に関する方針

(1) 景観まちづくり計画の区域

都農町は、日向灘から尾鈴山まで標高差に富み、海辺、漁村、まちなか、田園、里山、山林など多様な景観を有することが特徴です。また都農町の変遷をみても尾鈴国有林や尾鈴山への町民の誇りや信仰など、都農町の景観を考える上で切り離せない関係となっています。そのため、景観法にもとづく本計画の対象区域を『都農町全域』とします。

また、一之宮都農神社周辺、尾鈴国有林と係りの深い地域など、独自の歴史や文化、風習が残っている地域においては、今後『景観形成重点区域』の候補地として検討を進めていきます。

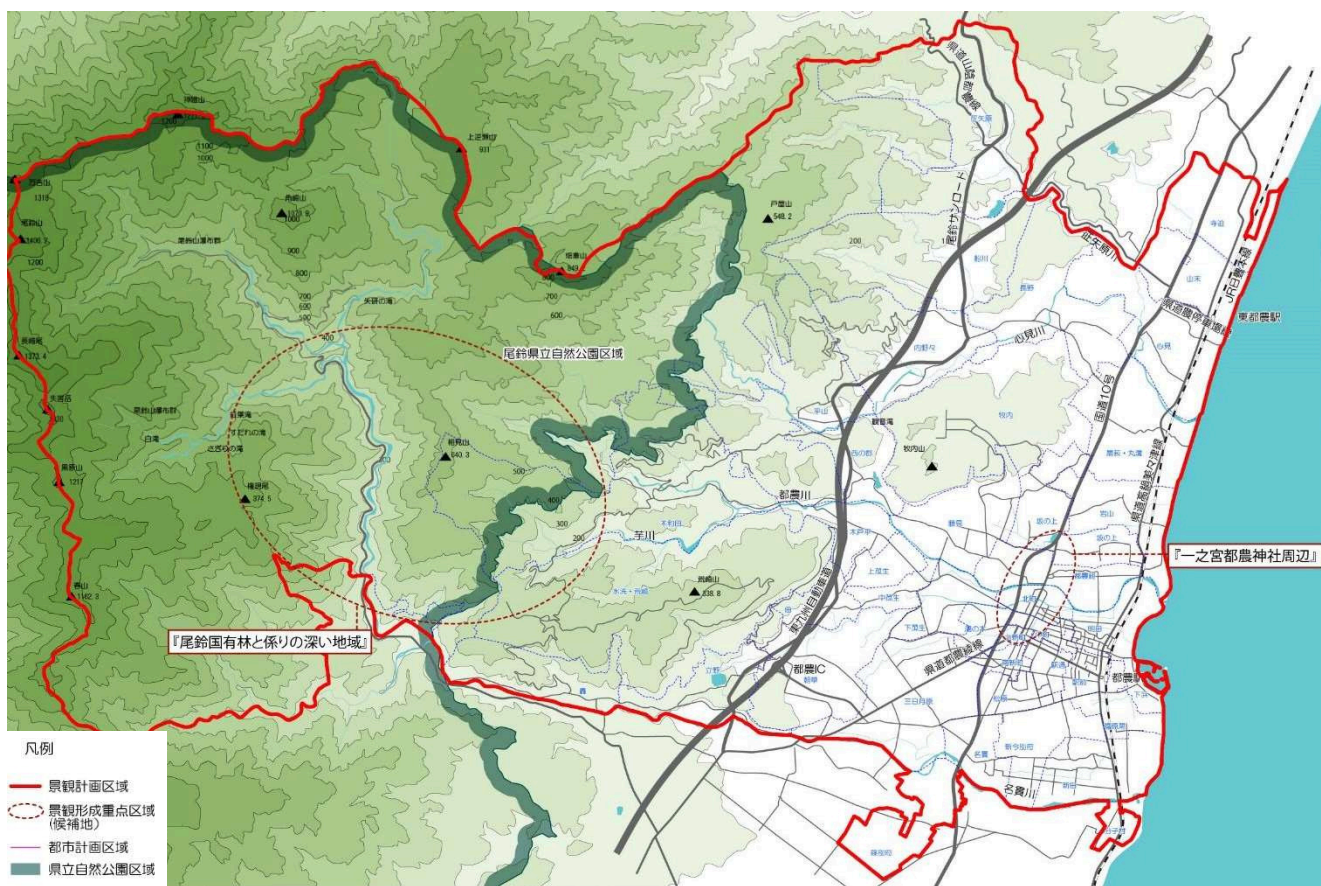


図 3.1-1 景観まちづくり計画の区域

「景観計画の区域と景観分類とエリア図」(A3版)を資料1に示します。

景観計画の区域内では、「景観法」「都農町景観条例」にもとづき、該当する行為に対して、届出が必要となります。



(2) 景観まちづくりの理念

都農町の景観まちづくりの理念を以下のとおりとします。

尾鈴の自然と恵み、一之宮の歴史、人情ではぐくまれる都農の風景
～ “つなごや” ふるさとの景観を未来の子ども達に～

「つなごや」とは都農弁でつなぎましょうという意味です。

稜線美しい尾鈴山をはじめとする山並み、その深く美しい渓谷から注がれる清流と豊かな自然にはぐくまれた大地と実り、そこで暮らす人々、その視線の先にある雄大な日向灘。今、私たちの目の前に広がる風景は、自然、歴史、文化、先人の営みの積み重なりそのものです。

今ある“あたりまえ”の景観に感謝し、未来の子ども達が帰ってきたい“ふるさと”であり続けるために、ここで暮らす私たちがいきいきと暮らし、笑顔が生まれる景観をはぐくみ、つないでいきます。

(3) 景観まちづくりの基本方針

景観まちづくりの理念を実現するため、4つの基本方針に沿って取組みます。

① 尾鈴山の豊かな自然、湧き出る清水、自然の景観を守り活かす

- ・尾鈴山系の豊かな自然環境、その恩恵を受けてはぐくまれた都農のなだらかな大地、都農町の根幹を支える自然の景観を保全し、観光や暮らしの中で取り込み、活かしましょう。
- ・名貴川をはじめ、都農川、心見川、その先につながる日向灘など、清涼で豊かな水を保全し、これまで水と関わりながら暮らしてきた歴史や文化を大切にするとともに、これからのまちづくりに活かしましょう。

② 一之宮都農神社をはじめ郷（里）やまちの歴史・伝統・文化を守り、未来の子ども達につなぐ

- ・一之宮都農神社の歴史、文化、祭りは町民の誇りや心の拠り所となっています。また、旧国道10号沿い、尾鈴国有林やトロッコ道などの産業とまちの変遷、町の歴史、文化を守り、まちづくりとして活かすとともに、未来の子ども達へつないでいきましょう。
- ・山間の集落、大地に広がる集落、まちなか、海沿いなど、都農の多様な環境の中ではぐくまれた独自の文化や行事が多く残っています。こうした地区固有の歴史や文化を守り、未来の子ども達につないでいきましょう。

③ 農業、林業、漁業、日々の暮らしからなる景観をはぐくみ、つなぐ

- ・果樹園、防風林、千切り大根棚、季節によって変わりゆく田畑、畦や水路沿いの草刈り、里山、シイタケ園、漁港の船、荷揚げ時のにぎわいなど、農業、林業、漁業によって多様な生業の景観がつけられています。こうした農の都“つの”らしい景観をはぐくみ、次の世代につなげましょう。
- ・家の前の道の清掃、手入れされた庭、生垣、子どもの登下校の様子、日々の暮らしそのものが景観の一部であることを意識し、何気ない日常に感謝する心をはぐくみ、子ども達につなげましょう。
- ・いつも眺める尾鈴山、道の向こうに見える日向灘など、日々の暮らしの中に根付く眺め（見通し）を大切にしましょう。

④ まち、人の交流からなるにぎわいの景観をつくり、はぐくむ

- ・都農の中心部では、店舗や住宅の連なりや屋外広告物など、まちなみを整えつつ、一之宮都農神社、豊後街道（旧国道10号）などの歴史を活かした、人が主役のにぎわい景観をつくり、はぐくんでいきましょう。
- ・道の駅「つの」、都農ワイナリー、JR都農駅周辺などの、町外の人との交流を意識し、都農町の顔としておもてなしの景観をつくりはぐくんでいきましょう。
- ・地域の美化活動、花植えなどにより町に明るい雰囲気を作り出すとともに、こうした活動に取り組む人材をはぐくみましょう。

(4) 景観形成のためのエリア設定と景観整備方針

都農町の景観特性をもとに景観形成上、特色のある4つのエリアと景観分類(点・線・面、眺望、文化)における景観整備方針を設定します。

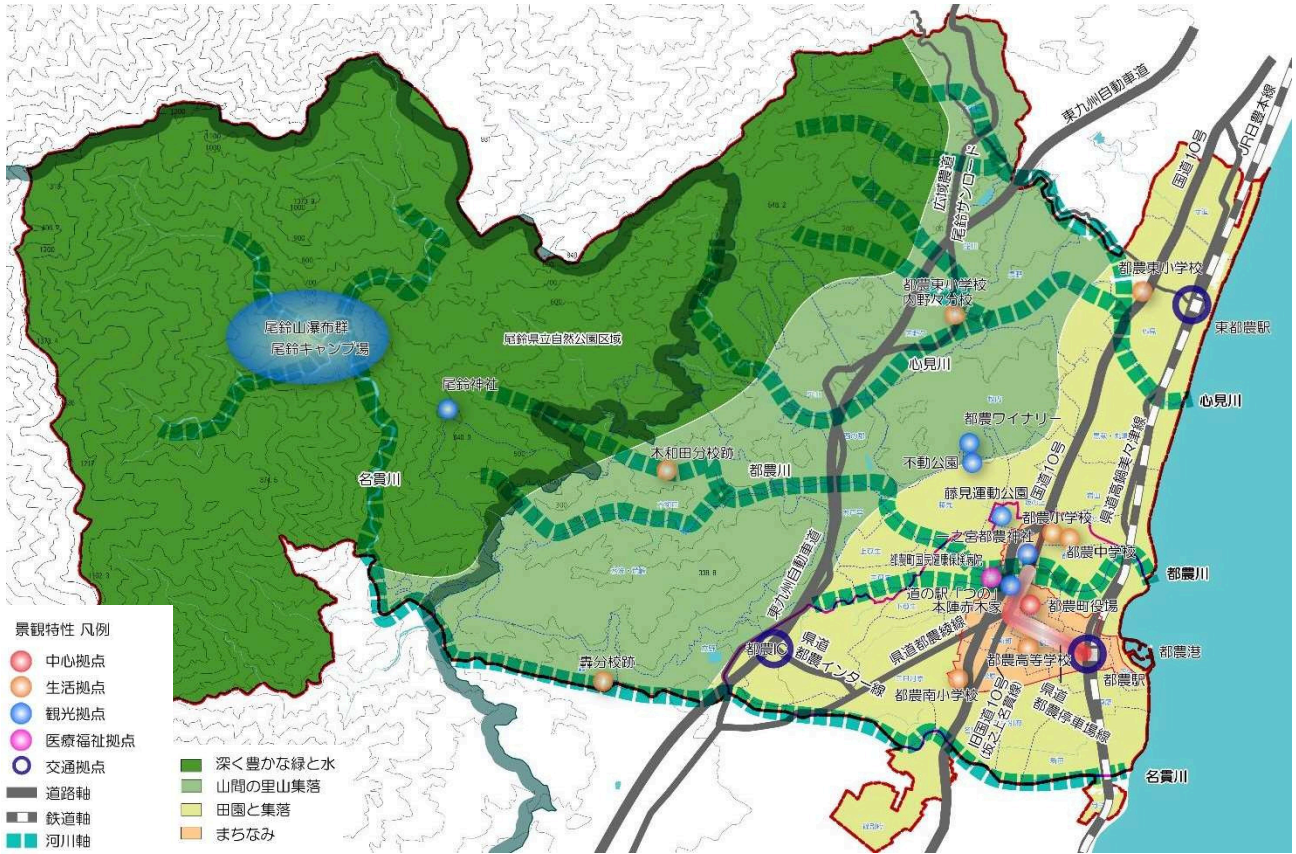


図 3.1-2 景観分類とエリア図

「景観計画の区域と景観分類とエリア図」(A3版)を資料1に示します。

○深く豊かな緑と水のエリア

尾鈴山を最高峰とする尾鈴連山をはじめとした、山深いエリアになります。そのほとんどが国有林で国の名勝「尾鈴山瀑布群」や、「尾鈴県立自然公園」に指定され、キャンプ場や登山道が整備され、四季を通じたレクリエーションの場となっています。

【景観整備方針】

| | |
|-----|--|
| 点・面 | <ul style="list-style-type: none"> ・森林のもつ多面的な機能に着目し、自然環境の保全を図ります。 ・尾鈴山系の豊かな自然環境、四季折々の自然景観を保全するとともに、登山やトレッキング、キャンプなど、観光レクリエーションの場として活用と美化を図ります。 |
| 線 | <ul style="list-style-type: none"> ・エリアへのアクセス道路、登山道、キャンプ場などのレクリエーション施設は、配置、形状、素材など自然景観に十分配慮します。 ・尾鈴山系から流れ出る清流を保全するとともに、癒しや川遊びなどの場として活用します。 |
| 眺 | <ul style="list-style-type: none"> ・川沿いの景観、橋からの眺めなどを大切にします。 |
| 文化 | <ul style="list-style-type: none"> ・尾鈴国有林の歴史や文化を活かし伝える景観づくりを行います。 |

○山間の里山集落のエリア

山間の谷筋に開けた平地が連なり、集落が点在するエリアです。集落に接する山林は民有林となっており、里山として管理されています。山間に連なる小規模な田畑に囲まれた場所に家があり、庭先は生垣や草花で彩られている、昔懐かしい里山景観が特徴です。

【景観整備方針】

| | |
|-----|---|
| 点・面 | <ul style="list-style-type: none"> ・山間に点在する田畑、果樹園など、耕作地として極力活用するほか、老朽化した空き家の撤去や使われていない施設の活用検討、太陽光発電設備などの景観への配慮を行い、良好な里山集落の景観保全と美化に努めます。 ・地域の拠点やシンボルとなる里山や、これらと一体となった寺社林、屋敷林などを保全するとともに、防犯や防災上支障となる樹木や樹林地の管理など、みどり景観の保全と維持を図ります。 |
| 線 | <ul style="list-style-type: none"> ・エリア内を通る高速道路や広域農道から、沿線集落が眺めの視対象となることから、道沿いの草刈りや集落内、道沿いの草花植栽や美化活動など、おもてなしの景観づくりを促進します。 ・尾鈴山系から流れ出る清流を保全し、川と暮らしの関わり合いを大切にします。 |
| 眺 | <ul style="list-style-type: none"> ・近傍に見える里山の眺めや標高の高い場所から眺める都農のまち、日向灘の見通しを大切にします。 |
| 文化 | <ul style="list-style-type: none"> ・氏神様、水神様や農林業などの営みの中ではぐくまれてきた地域文化を守ります。 |

○田園と集落が点在するエリア

尾鈴山の麓から海沿いまでのなだらかな地形の中に開かれた田畑は耕地整理され、幹線道路を中心に比較的まとまった集落が点在するエリアです。多様な田園景観を有し、また海岸段丘により一段高い位置にあることから、東西に延びる道路の先には、東に日向灘、西に尾鈴連山があります。

【景観整備方針】

| | |
|-------------|---|
| 点 ・ 面 | <ul style="list-style-type: none"> ・なだらかな土地に耕地整理され整然と広がる田畑、果樹園と防風林、ビニールハウス群、千切り大根棚、畦や水路沿いの草刈りなど、季節によって変わりゆく田畑の景観保全に努めます。 ・都農漁港周辺では、船や荷揚げのにぎわい、湧水水路、路地と暮らしの密接な関わりにより形成された集落など、地域独自の景観を大切にします。 ・都農ワイナリー、藤見運動公園など、観光拠点や周辺のアクセス道路においては、来訪者へのおもてなしの景観づくりを推進するほか、まちの眺望を阻害しないような配慮を行います。 ・地域の拠点やシンボルとなっている寺社林や樹木、農業や暮らしと結びつく屋敷林や生垣などの保全を図るとともに、防犯や防災上支障となる樹木の管理など、みどり景観の保全と維持を図ります。 ・良好な景観を維持するため、老朽化した空家や看板などの撤去、太陽光発電施設など景観への配慮を行います。 |
| 線 | <ul style="list-style-type: none"> ・国道10号、都農インター、県道高鍋美々津線、JR日豊本線など、来訪者を受け入れるまちの顔としての沿道景観をつくります。 ・沿道田畑へのコスモスやナノハナ植栽、地域の美化活動、自宅周辺の生垣や植栽など、おもてなしの景観づくりを促進します。 ・清涼な水の流れる川、用水路、玉石の連なる海岸線、暮らしを守る防潮林など、豊かな自然のつながりを保全し活かします。また、川遊び、釣り、生活用水、農業用水としての活用などを意識した川づくりを行います。 |
| 眺 | <ul style="list-style-type: none"> ・南北に走る沿線から西の奥に見える尾鈴連山、東西に走る道路の先に見通せる尾鈴山や日向灘など、各地域からの見通しを大切にします。 |
| 文 化 | <ul style="list-style-type: none"> ・氏神様、水神様や農業、漁業などの営みの中にはぐくまれてきた地域文化を大切にします。 |

○まちなみエリア

都農町内の中心部にあり、建物が連続するまちなみに道の駅「つの」、一之宮都農神社、赤木家本陣など、歴史、文化、にぎわいのあるエリアです。JR 都農駅や道の駅「つの」から西に尾鈴山を見通すことができ、町民にとってのシンボルとなっています。

【景観整備方針】

| | |
|-----|---|
| 点・面 | <ul style="list-style-type: none"> ・まちなか、JR 都農駅、道の駅「つの」など、人の集まる拠点は、都農町の顔としての景観づくりを行います。 ・まちなみの連続するエリアでは、建物や看板などを整え、オープンスペースや緑化によるまちなかの潤いとにぎわいを創出する沿道景観をつくります。 ・まちなみの中にある小さな緑、庭先や店舗前の花壇や植栽や美化活動などのまちなかにぎわいややすらぎの創出のほか、駅前のイルミネーションなど、季節による来訪者へのおもてなしの景観づくりを推進します。 ・良好な景観を維持するため、老朽化した空家や看板などの対策、太陽光発電施設など、景観への配慮を行います。 ・寺社林、屋敷林、生垣、樹木などの保全を図るとともに、防犯や防災上支障となる樹木などの管理など、みどり景観の保全と維持を図ります。 |
| 線 | <ul style="list-style-type: none"> ・国道 10 号、県道都農停車場線、町道坂之上名貫線など、道の特性を活かし、車と人、バイクや自転車など、多様な道の使い方を意識し、まちなかの顔となるにぎわいの沿道景観を創出します。 ・まちなかを流れる川の水質や景観保全と、川遊びや釣りなど、身近に感じ活用できる川づくりを推進します。 |
| 眺 | <ul style="list-style-type: none"> ・まちなかから眺める尾鈴山、東西に走る道の先に見通せる尾鈴山、少し高い場所から見通す日向灘の眺めを大切にします。 |
| 文化 | <ul style="list-style-type: none"> ・中心部では一之宮都農神社や豊後街道、トロッコ道などの歴史や文化を活かすとともに、祭りと日常(ハレとケ※1)の両側面を意識した景観まちづくりを行います。 |

※1 「ハレとケ」: 「ハレ」 祭や年中行事などの非日常、「ケ」 普段の生活である日常

○景観分類による整備方針

線の景観、眺望景観、文化的な景観についての方針をまとめます。

【景観整備方針】

| | | |
|-----------------|---|--|
| 点的 景観 | 中心拠点 | ・町内外の人が多く集まる場所として、地域の歴史や文化を活かしつつ、各拠点の魅力磨きと、おもてなしやにぎわいの景観をつくります。 |
| | 観光拠点 | ・各拠点の魅力向上を図るほか、各施設と連携を図りながら、おもてなしの景観をつくります。 |
| | 交通拠点 | ・JR 駅周辺は町の玄関口としての質の高い景観をつくります。 ・都農インターチェンジ周辺は、来訪者の玄関口として、沿道の景観誘導や草刈りなど、維持、保全を行います。 |
| | 生活拠点 | ・地域の歴史や文化を踏まえ、シンボルツリーや神社などこれまで地域の拠り所となる景観をつくります。 |
| | 医療拠点 | ・周辺の資源を活かしながら、町民の健康拠点としての景観をつくります。 |
| 線的 景観 (軸) | 道路 | 安全性を確保しつつ、以下の方針で景観形成を図ります。 ・来訪者を受け入れるまちの顔としての沿道景観をつくります。 ・田園景観や自然景観の広がるエリアでは、沿道の草刈りなど、景観の維持に努めます。 ・まちなみの連続するエリアでは、建物や看板などを整え、オープンスペースや緑化によるまちなかの潤いとにぎわいを創出する沿道景観をつくります。 ・東西の軸線の先にある尾鈴山や日向灘の眺めを保全します。 |
| | 鉄道 | ・沿線は田園景観の保全と草刈りなどにより沿道景観を維持します。 |
| | 河川 | ・豊かな自然や清らかな水を保全します。 ・日常的に親しみやすい川づくりを行います。 |
| 面的 景観 | 農地 | ・健全な農地を維持し、季節により変わりゆく多様な田畑の景観を保全します。 |
| | 山林 | ・森林の持つ多面的な機能を踏まえ、豊かな自然環境を保全するとともに、観光レクリエーションの場として活用を図ります。 ・暮らしに近い場所にある里山など、健全な山林として維持、活用し、まちの背景となる里山の景観を保全します。 |
| | 市街地 | ・地域の歴史や文化を活かし、まちの中心部としてのにぎわいの確保とやすらぎの景観をつくります。 |
| | 集落 | ・農業、林業、漁業など生業とともにある暮らしの風景の価値を見直し、維持、保全します。 |
| 眺望 景観 | <ul style="list-style-type: none"> ・町民に親しまれる眺望の保全と視点場の確保、整備を行います。 ・眺望景観を活かした景観まちづくりを推進します。 <p>主要視点場: JR 都農駅、道の駅「つの」、都農ワイナリー、都農川(一之宮都農神社周辺)</p> <p>主要な見通し: 東西の軸線上から眺める尾鈴山と日向灘</p> | |
| 文化的 な景観 | <ul style="list-style-type: none"> ・尾鈴国有林、トロッコ道などの記憶、歴史を活かした景観まちづくりを行います。 ・くらしの中で水との関わりを大切にした景観まちづくりを行います。 ・営みの中ではぐくまれた文化(祭事、行事など)の継承を行います。 ・地域の特性を活かした修景活動などの地域活動を推進します。 | |

2. 良好な景観形成のための行為の制限

(景観法第8条第2項第2号関係)

(1) 届出の対象となる行為

以下のいずれかに該当する行為を行う場合には、町長への届出を必要とします。

| 種別 | 届出対象行為 | 規模 | |
|--------------------------------------|--|--|---|
| 建築物 (※1) | 新築、増築、改築もしくは移転 | 次のいずれかの規模を超えるもの ・高さ10m以上 ・延べ床面積500㎡以上 | |
| | 外観を変更する修繕、模様替え、色彩変更 | 前述の規模を超えるもので ・変更に係る部分の見付面積(※2)が1/2以上 | |
| 工作物 (※1) | 新築、増築、改築もしくは移転 外観を変更する修繕、模様替え、色彩変更 | 煙突・排気塔など | ・高さ6mを超える |
| | | RC柱、鉄柱、木柱など | ・高さ15mを超える |
| | | 送電線用鉄塔、電波塔など | ・高さ15mを超える |
| | | 広告塔、記念塔など | ・高さ4mを超える |
| | | 高架水槽、冷却塔、サイロ、物見塔など | ・高さ8mを超える |
| | | 石油、ガスタンク | ・高さ8mを超える |
| | | 擁壁 | ・高さ2mを超える |
| | | 太陽光発電施設など | ・地上に設置する太陽光発電設備などの全て 但し、街路灯それに類するものための微小なものを除く |
| 風力発電設備など | ・動体部分(ブレード)を含む高さが10mを超える風力発電設備、その他これらに類する工作物 | | |
| 開発行為 | 都市計画法第4条第12条項に規定する開発行為 | ・都市計画区域内：行為の面積が3,000㎡以上 ・都市計画区域外：行為の面積が10,000㎡以上 | |
| 土地の開墾、土砂の採取・鉱物の採掘、及びその他の土地の形質の変更(※1) | | 次のいずれかの規模を超えるもの ・都市計画区域内：行為の面積が3,000㎡以上 ・都市計画区域外：行為の面積が10,000㎡以上 ・生じる法面の高さが5m以上 | |
| 屋外における土石・廃棄物・再生資源・その他の物件の堆積 | | 以下の条件すべてに該当するもの ・道路から見通すことのできるもの ・行為に係る面積が500㎡以上 ・堆積の期間が6カ月以上のもの | |

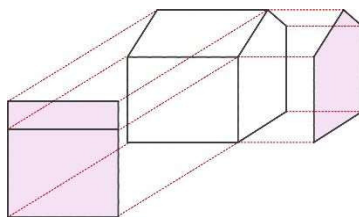


※1 届出の除外となる行為

- ・仮設の建築物、工作物の建設など
- ・災害、事故、火災などによる緊急的な機能回復または維持に必要な行為
- ・地下に設けるもの
- ・農林業を営むために行う土地の開墾、その他の土地の形質の変更

※2 見付面積

風を受ける面積のこと



(2) 景観形成基準

①建築物

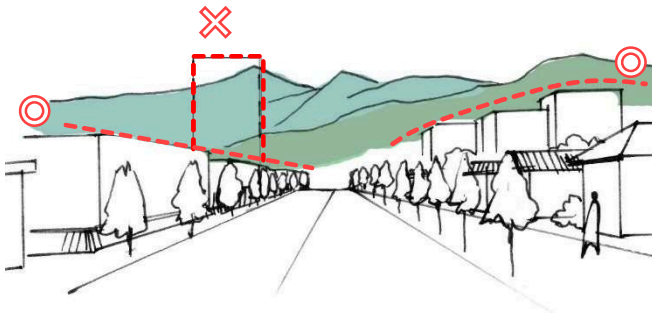
| 景観形成基準 | 項目 | まちなみエリア | その他のエリア | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---------|---|--|---|---------|-------|-----|-----|---------|--|--|--|----|----|----|----|----|----|----|----|--------|-------|-----|-----|--------|-------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|----|-------|-----|-----|----|-------|-----|-----|
| | 配置規模 | <ul style="list-style-type: none"> ○周辺のまちなみとの連続性に配慮した配置、高さとなるよう努める ○主要な視点場からの山なみなどの眺めの著しい妨げにならないような配置、高さとする ○建築物が連続する場合は、隣接の建物と壁面の位置をそろえるなど工夫する ○まちなかでは解放感やにぎわい空間創出のためオープンスペースを設けるなど工夫する ○寺社林などの樹林地が近くにある場合には、樹林より突出しない高さ・配置とする | <ul style="list-style-type: none"> ○周辺の自然環境や田園環境と調和する配置、高さとなるよう努める ○主要な視点場からの山なみや海の眺めの著しい妨げにならないような配置、高さとする ○里山などの近傍にある場合には、稜線を乱さないようできる限り尾根より低い位置および壁面線を後退させるなど工夫する ○寺社林などの樹林地が近くにある場合には、樹林より突出しない高さ・配置とする | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | <p>【屋根に設置する太陽光発電設備】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○勾配屋根に設置する場合は、太陽光発電設備の最上部が当該建築物の最上部を超えないように努め、屋根と一体化させるよう努める ○陸屋根に設置する場合は、太陽光発電設備の最上部をできる限り低くし、建築物と一体化するよう努める | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 形態意匠 | <ul style="list-style-type: none"> ○周辺の建築物を大きく超えるような大規模な壁面はできる限り避け、形態の工夫により圧迫感を感じさせないように努める ○歴史的な背景を有する地区や施設の周辺においては、その特性を活かし、また阻害しないよう形態・意匠に配慮する ○色彩や素材は、周辺景観との調和に配慮する | <ul style="list-style-type: none"> ○背景となる自然環境と調和した形態、意匠となるよう努める ○周辺の建築物を大きく超えるような大規模な壁面はできる限り避け、形態の工夫により圧迫感を感じさせないように努める ○色彩や素材は落ち着いたものとし、周辺環境や集落景観と調和するよう配慮する | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 屋外設備 | <ul style="list-style-type: none"> ○道路などの公共空間から容易に目にすることができる位置には設置しないよう努める。困難な場合には、建築物と一体的に見えるような工夫や、植栽により遮蔽する | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 色彩 | <ul style="list-style-type: none"> ○建物のベースカラー屋根はそれぞれ以下のマンセル値の範囲内とする <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th colspan="4">まちなみエリア</th> <th colspan="4">その他のエリア</th> </tr> <tr> <th>部位</th> <th>色相</th> <th>明度</th> <th>彩度</th> <th>部位</th> <th>色相</th> <th>明度</th> <th>彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">ベースカラー</td> <td>0R~5Y</td> <td>7以下</td> <td>6以下</td> <td rowspan="2">ベースカラー</td> <td>0R~5Y</td> <td>7以下</td> <td>4以下</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>7以下</td> <td>4以下</td> <td>その他</td> <td>7以下</td> <td>2以下</td> </tr> <tr> <td>屋根</td> <td>0R~5Y</td> <td>6以下</td> <td>3以下</td> <td>屋根</td> <td>0R~5Y</td> <td>6以下</td> <td>3以下</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> ※表面に着色を施していない木材や土壁棟の自然素材、金属板、スレート、ガラスなどの素材色は適用を除外する ※外壁に透過性の高い素材を用いる場合には、外側から視認できる色をベースカラーとする ※畜産に供する施設のうち、施設機能上基準に適応しにくいものはその都度協議を行い決定する | | | まちなみエリア | | | | その他のエリア | | | | 部位 | 色相 | 明度 | 彩度 | 部位 | 色相 | 明度 | 彩度 | ベースカラー | 0R~5Y | 7以下 | 6以下 | ベースカラー | 0R~5Y | 7以下 | 4以下 | その他 | 7以下 | 4以下 | その他 | 7以下 | 2以下 | 屋根 | 0R~5Y | 6以下 | 3以下 | 屋根 | 0R~5Y | 6以下 | 3以下 |
| まちなみエリア | | | | その他のエリア | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 部位 | 色相 | 明度 | 彩度 | 部位 | 色相 | 明度 | 彩度 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ベースカラー | 0R~5Y | 7以下 | 6以下 | ベースカラー | 0R~5Y | 7以下 | 4以下 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | その他 | 7以下 | 4以下 | | その他 | 7以下 | 2以下 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 屋根 | 0R~5Y | 6以下 | 3以下 | 屋根 | 0R~5Y | 6以下 | 3以下 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |



| | | |
|--------|----|--|
| 景観形成基準 | 外構 | <ul style="list-style-type: none"> ○駐車場や駐輪場は閑散とした印象とならないよう、敷地内の緑化に努める ○既存の樹木をできる限り保全するとともに自然の植生に配慮した緑化に努める ○塀や柵などを設ける場合には、閉鎖的なものは避け、植栽や透過性のもの、自然素材のものを用いるよう努める ○庭先に植栽スペースを設けたり、窓辺を草花で彩るなど、美しいまちなみ景観の形成に努める ○地域の景観を特徴づけている石積みや生垣などはできる限り保全に努める |
|--------|----|--|

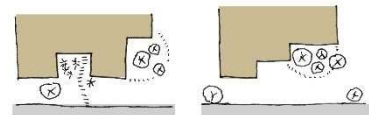
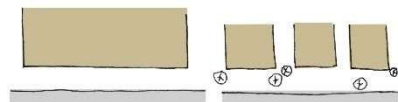
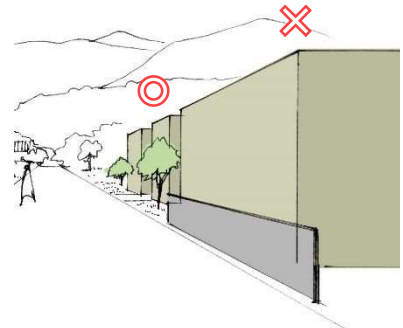
■配置の工夫

主要な視点場からの山なみを障害しないよう建物の高さや配置を工夫しましょう



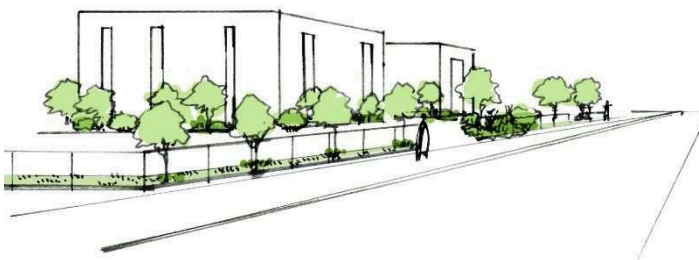
■形態の工夫

大規模な壁面を避け、分割、形状の工夫、植栽などにより印象が和らぎます



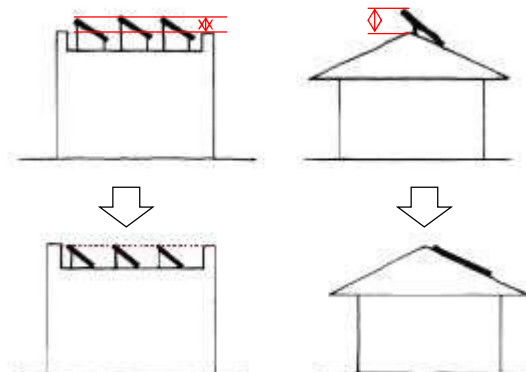
■外構の工夫

敷地内の緑化に努めましょう



■屋根に設置する太陽光発電設備の配慮

太陽光発電設備の一部が建物の最上部や屋根からはみ出さないようにしましょう

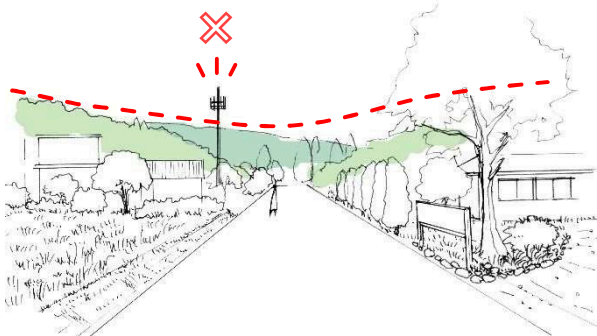


②工作物

| 項目 | まちなみエリア | | その他のエリア | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|------|---|--|---------|---------|--------------|-----------|--------|----|----|---------|---|----------|-----|----|-------|-----|-------|---------|------------|-----|-----|-----|----|-----|--|-----|------|----|----|----|-----|--------------|---|----|----|----|-----|------|---|-----|----|--------|--------|---|-----|-----|-----|-----------|
| | 配置規模 | <p>○周辺の景観や自然環境などと調和する配置、高さとなるよう努める。</p> <p>○主要な視点場からの山なみや海の眺めなどの妨げにならないような配置、高さとする。</p> <p>○寺社林などの樹林地が近くにある場合には、樹林より突出しない高さ・配置とする。</p> <p>○災害などによる景観への影響を抑えるため、災害が懸念される箇所などへの設置は避ける。やむを得ず設置する場合には、景観に配慮しつつ防災対策を行う。</p> <p>前述の事項に加え、以下の事項を満足すること。</p> <p>【地上に設置する太陽光発電施設などを設置する場合】</p> <p>○尾根線上、丘陵地、高台、棚田、歴史的・文化的施設周辺で、主要な景観軸、公園、視点場などの公共の場所から容易に目にするのできる場所への設置は避ける。</p> <p>○周辺景観との調和や環境に配慮するとともに、主要な景観軸、公園、視点場、歴史的資源などの公共の場所から目立たないように、敷地の境界からできる限り後退し、植栽などで遮蔽するか高さを抑えるなど工夫する。</p> <p>【風力発電】</p> <p>○尾根線上、丘陵地、高台での設置は避ける。</p> <p>○主要な景観軸、公園、視点場などから見た場合に、山なみや海岸線などへの景観を阻害しないよう配置の工夫をする。</p> <p>○風力発電設備の色彩は、周辺の景観と調和するよう配慮する。</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 形態意匠 | <p>○周辺の建築物を大きく超えるような大規模な壁面はできる限り避け、形態の工夫により圧迫感を感じさせないように努める。</p> <p>○歴史的・文化的な背景を有する地区や施設の周辺においては、その特性を活かし、また阻害しないよう形態・意匠に配慮する。</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 屋外設備 | <p>○道路などの公共空間から容易に目にするのできる位置には設置しないよう努める。困難な場合には、本体と一体的に見えるような工夫や、植栽などにより遮蔽する。</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 色彩 | <p>○工作物の色彩は周辺の景観や環境と調和するよう配慮する。</p> <table border="1" data-bbox="395 1435 1417 1597"> <thead> <tr> <th>工作物</th> <th>色相</th> <th>彩度</th> <th>太陽光発電施設</th> <th>色</th> <th>明度 彩度</th> <th>仕上げ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">外部</td> <td>0R~5Y</td> <td>4以下</td> <td>モジュール</td> <td>黒色又は濃紺色</td> <td>低明度 低彩度</td> <td>低光沢</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>2以下</td> <td>架台</td> <td>その他</td> <td></td> <td>低反射</td> </tr> </tbody> </table> <p>○鉄塔などは亜鉛メッキ色または、設置場所により背景に溶け込むような色彩とし、低光沢の仕上げとする。</p> <table border="1" data-bbox="395 1704 1417 1861"> <thead> <tr> <th>鉄塔など</th> <th>背景</th> <th>明度</th> <th>彩度</th> <th>仕上げ</th> <th>フェンス・柵 基礎</th> <th>色</th> <th>明度</th> <th>彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">本体</td> <td>樹林地</td> <td>N7程度</td> <td>—</td> <td rowspan="2">低光沢</td> <td rowspan="2">本体</td> <td>亜鉛メッキ色</td> <td rowspan="2">中 低</td> <td rowspan="2">低</td> </tr> <tr> <td>空・海</td> <td>8未満</td> <td>1以下</td> <td>茶系 (10YR)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※表面に着色を施していない木材や土壁棟の自然素材、金属板、スレート、ガラスなどの素材色は適用を除外する。</p> <p>※畜産に供する施設のうち、施設機能上基準に適用しにくいものはその都度協議を行い決定する。</p> | | | | | | 工作物 | 色相 | 彩度 | 太陽光発電施設 | 色 | 明度 彩度 | 仕上げ | 外部 | 0R~5Y | 4以下 | モジュール | 黒色又は濃紺色 | 低明度 低彩度 | 低光沢 | その他 | 2以下 | 架台 | その他 | | 低反射 | 鉄塔など | 背景 | 明度 | 彩度 | 仕上げ | フェンス・柵 基礎 | 色 | 明度 | 彩度 | 本体 | 樹林地 | N7程度 | — | 低光沢 | 本体 | 亜鉛メッキ色 | 中 低 | 低 | 空・海 | 8未満 | 1以下 | 茶系 (10YR) |
| 工作物 | 色相 | 彩度 | 太陽光発電施設 | 色 | 明度 彩度 | 仕上げ | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 外部 | 0R~5Y | 4以下 | モジュール | 黒色又は濃紺色 | 低明度 低彩度 | 低光沢 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | その他 | 2以下 | 架台 | その他 | | 低反射 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 鉄塔など | 背景 | 明度 | 彩度 | 仕上げ | フェンス・柵 基礎 | 色 | 明度 | 彩度 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 本体 | 樹林地 | N7程度 | — | 低光沢 | 本体 | 亜鉛メッキ色 | 中 低 | 低 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 空・海 | 8未満 | 1以下 | | | 茶系 (10YR) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 外構 | <p>○道路など公共の場所から容易に見通すことのできる敷地では、周辺の景観と調和するようできる限り緑化に努める。</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

■配置の工夫

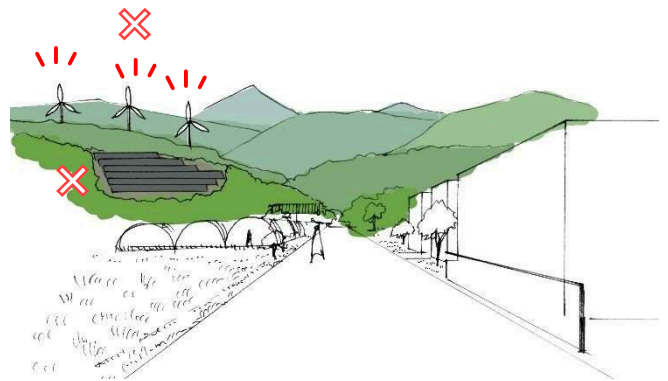
近傍の樹林地などから
突出しない高さとしましょう



道路などから容易に視認できる場
所への設置は避けましょう

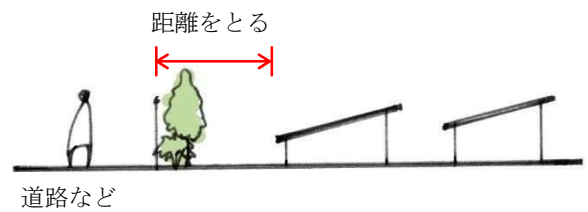
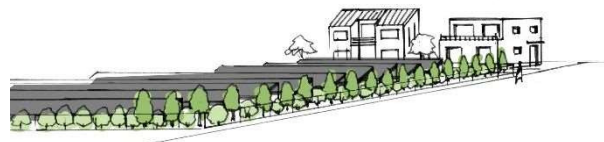
■配置の工夫

太陽光発電設備や風力発電設備などは、尾根線
上、斜面地、高台などへの設置は避けましょう



■太陽光発電設備の工夫

周辺に住宅などがある場合、道路から容易
に目にする事ができる場所での設置は、
敷地境界から距離をとり、植栽などにより
遮蔽しましょう



③開発行為

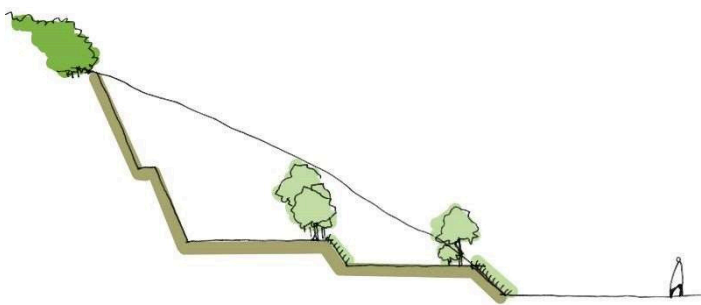
| 景観形成基準 | 全エリア共通 |
|--------|--|
| | <ul style="list-style-type: none"> ○造成を行う場合は、現況の地形を極力活かし、地形の改変が最小限となるよう努める ○既存の地形や樹木の保全に努める ○造成後の敷地内、擁壁などは極力緑化に努め、周辺景観との調和に配慮する |

■景観配慮の工夫

近傍の樹林地などから施設が突出しない高さとしましょう
敷地内は緑化に努めましょう



現況地形を活かしましょう
植栽などを行うことで法面の印象を和らげることができます





④土地の開墾・形質の変更

| 全エリア共通 | |
|---|--|
| 景観形成基準 | 【土地の開墾、土地の形質の変更】 |
| | ○造成を行う場合は、現況の地形を極力活かし、地形の改変が最小限となるよう努める |
| | ○既存の地形や樹木の保全に努める |
| | ○造成後の敷地内、擁壁などは極力緑化に努め、周辺景観との調和に配慮する |
| | 【土砂の採取、鉱物の採取】 |
| | ○道路などの公共の場所から容易に目にするのできる場所では、採取後に地肌の露出が目立たないように、採取、採掘の位置などの工夫を行う |
| ○既存の樹木の保全や、周辺に植栽などを配置することにより、背景の景観や周辺景観への影響を低減するよう努める | |
| ○採取終了後の跡地は、周辺の植生と調和した緑化に努める | |

■景観配慮の工夫

周辺に植栽を行うことで、法面の印象を和らげましょう

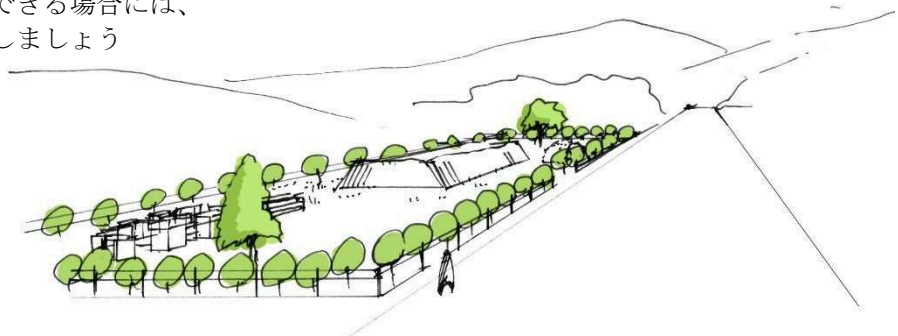


⑤屋外における物件の集積など

| 全エリア共通 | |
|--------|---|
| 景観形成基準 | ○主たる道路、公園、眺望点などの公共の場所からできる限り目立ちにくい位置及び規模とするとともに、整然とした集積または貯蔵とする |
| | ○公共の場所から直接望見しにくいよう、周辺を遮蔽する |
| | ○遮蔽する場合は、植栽や垣根などの自然素材を使用し、周辺景観との調和に配慮する |
| | る |

■景観配慮の工夫

公共の場所から視認できる場合には、植栽などにより遮蔽しましょう



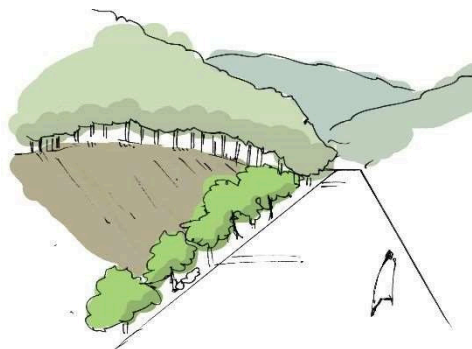
以下、届出の必要はありませんが、「景観形成基準」に適合するよう配慮するものとします。

⑥木竹の植栽・伐採・管理

| 全エリア共通 | |
|--------|--|
| 景観形成基準 | <p>【木竹の伐採】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○道路などの公共の場所から容易に目にするのできる場所で、樹林などの伐採を行う場合には、目的に応じて伐採の範囲は必要最小限とする ○既存の景観を極度に損ねることのないよう配慮する ○樹林の果たしていた役割に配慮し、樹林地の一部を保全するなど配慮する |
| | <p>【樹木、樹林の管理】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○防犯上、安全上、災害などの観点から支障を来す樹木や樹林などは、景観を極度に損ねることのないよう伐採を行うなど維持管理を行う |

■景観配慮の工夫

伐採を行う際には、道路沿いの樹木を残すなどしましょう

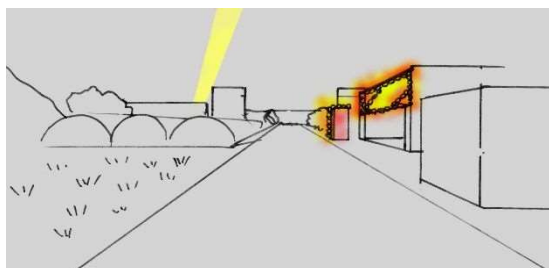


⑦特定照明

| 景観形成基準 | まちなみエリア | その他のエリア |
|--------|--|--|
| | <ul style="list-style-type: none"> ○周辺的生活環境に配慮し、過度の明るさや動きのある照明は使用しない ○まちなかや歴史的・文化的な背景を有する地域では、魅力ある夜間景観の創出につながるよう配慮する | <ul style="list-style-type: none"> ○周辺的生活環境に配慮し、過度の明るさや動きのある照明は使用しない ○過剰な光が周囲に拡散しないように配慮する |

■景観配慮の工夫

動きのあるものや過剰な光は使用しないようにしましょう



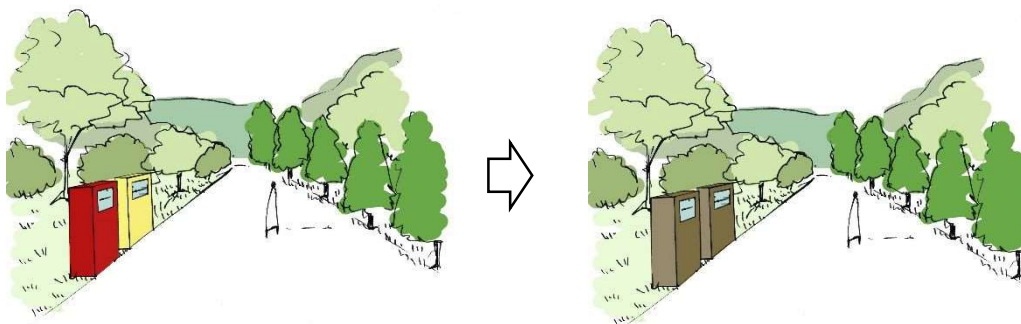


⑧その他の機器

| 全エリア共通 | |
|--------|--|
| 景観形成基準 | ○自動販売機などを公共の場所から容易に目にするのできる位置に設置する場合は、周辺の景観と調和するよう色彩の選定に配慮する |

■景観配慮の工夫

周辺の景観と馴染みの良い色彩にしましょう



3. 景観上重要な建造物及び樹木の指定方針

(景観法第8条第2項第3号関係)

歴史的、文化的な価値をもつ建造物や地域のシンボルとして親しまれている樹木などは、都農町にとって景観づくりの核となる、重要な役割を果たす資源です。

これらの建造物（建築物及び工作物）や樹木について、景観重要建造物・景観重要樹木に指定し、地域の個性ある景観資源として積極的に維持、保全及び活用を図っていきます。

景観重要建造物・景観重要樹木に指定されると、現状の変更を行う際、町長の許可が必要となります。

町民に親しまれているもの、地域の自然、歴史、文化などからみて一定の価値を有するものうち、道路その他の公共の場所から容易に眺めることができる建造物について、その実態を把握し、所有者の意見等を聞いたうえで、次に示す方針に基づき指定します。

(1) 景観重要建造物

| | |
|---------------------|---|
| 景観重要建造物の指定方針 | 道路その他の公共の場所から誰もが容易に見ることができる建造物で、以下に該当すると認められるもの ①優れたデザインや地域のシンボルとなる建造物で、景観形成を図る上で重要なもの ②地域の自然や歴史、文化、くらしなどと密接に関わり、地域に親しまれているもの ③眺望の目標物であるなど、地域の景観形成を図る上で重要な位置にあるもの ※国宝、重要文化財、特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物として指定され、又は仮指定された建造物については対象外 |
|---------------------|---|

(2) 景観重要樹木

| | |
|--------------------|--|
| 景観重要樹木の指定方針 | 道路その他の公共の場所から誰もが容易に見ることができる樹木で、以下に該当すると認められるもの ①樹木の姿や形が特徴的であり、地域のシンボルとなっているもの ②本町の良好な自然環境を維持するために必要と認められるもの ③地域の自然や歴史、文化、くらしなどと密接に関わり、地域に親しまれているもの ※特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物として指定され、又は仮指定された樹木については対象外 |
|--------------------|--|

4. 屋外広告物の表示等の制限に関する事項

(景観法第8条第2項第4号イ関係)

屋外広告物は、商業活動における情報提供、各施設への案内等を目的として表示または掲出されるため、人々の目に触れやすく景観に大きな影響を与えます。

都農町では、「宮崎県屋外広告物条例」に沿って、屋外広告物の規制等を行っていきます。また、都農町の良好な景観を維持する上での配慮事項をまとめ、地域のイメージを高める優れたデザインと秩序による屋外広告物の掲出に努めます。今後、本町独自の取組みが必要となった場合には、県と協議を行います。

| | |
|--------------------------------------|--|
| <p>屋外広告物の表示等に関する 配慮事項</p> | <ul style="list-style-type: none"> ○景観上重要な軸線、視点場からの見通し、特に、東西方向の軸線上からみる尾鈴連山の眺め、海の眺めなど、見通し景観を損ねないよう、広告物の掲出位置、サイズ、形状、表現、色彩などにおいて、周辺景観との調和に配慮する ○景観上重要な地域や施設の周辺においては、当該施設のイメージを損ねないよう、広告物の掲出位置、サイズ、形状、表現、色彩などにおいて周辺景観との調和に配慮する ○複数の広告物が連立する場合は、コンパクトに集約することとし、大きさや色彩、方向などをそろえ、ある一定の統一感が出るよう配慮する ○建築物、工作物に付属する場合は、当該建築物、工作物と一体感のある意匠、色彩となるようにする ○伝えたい情報を整理し、情報を絞り込む、情報を集約し規則性を持たせるなど工夫を行う ○文字はシンプルで読みやすい文字とし、適度な余白、文字サイズとする ○表示面の色彩は、色数を少なくするほか、地の色は周辺の景観に馴染みのよい色彩（原色に近い色、蛍光色、反射材の使用を避ける）とする ○広告物の照明については、過度な明るさや動きのある照明は避ける ○耐久性に優れた素材を用い、安全性を確保するため、定期的な維持管理に努める ○公共的な案内サインなどは意匠や色彩の統一を行うなど、景観に配慮する |
|--------------------------------------|--|

■「屋外広告物」とは

規制の対象となる「屋外広告物」とは、次の4つの要件を満たすものをいいます。

- ①常時又は一定の期間継続して
- ②屋外で
- ③公衆に表示されるものであって
- ④看板、立看板、はり紙及びはり札並びに広告塔、広告板、建物その他の工作物等に掲出され、又は表示されたもの並びにこれらに類するもの。

内容が非営利的なものや、文字を使用しない絵画、シンボルマーク等であっても屋外広告物に該当します。

■禁止地域と規制地域

禁止地域とは、原則として、広告物の表示が禁止される地域や場所のことであり、特に保全すべき自然環境や沿道景観及び良好な住宅環境を有する地域を主な対象としています。

規制地域とは、原則として、基準に適合する広告物であれば、許可を受けて広告物を表示できる地域や場所のことをいいます。

都農町の規制状況は以下の通りとなっています。

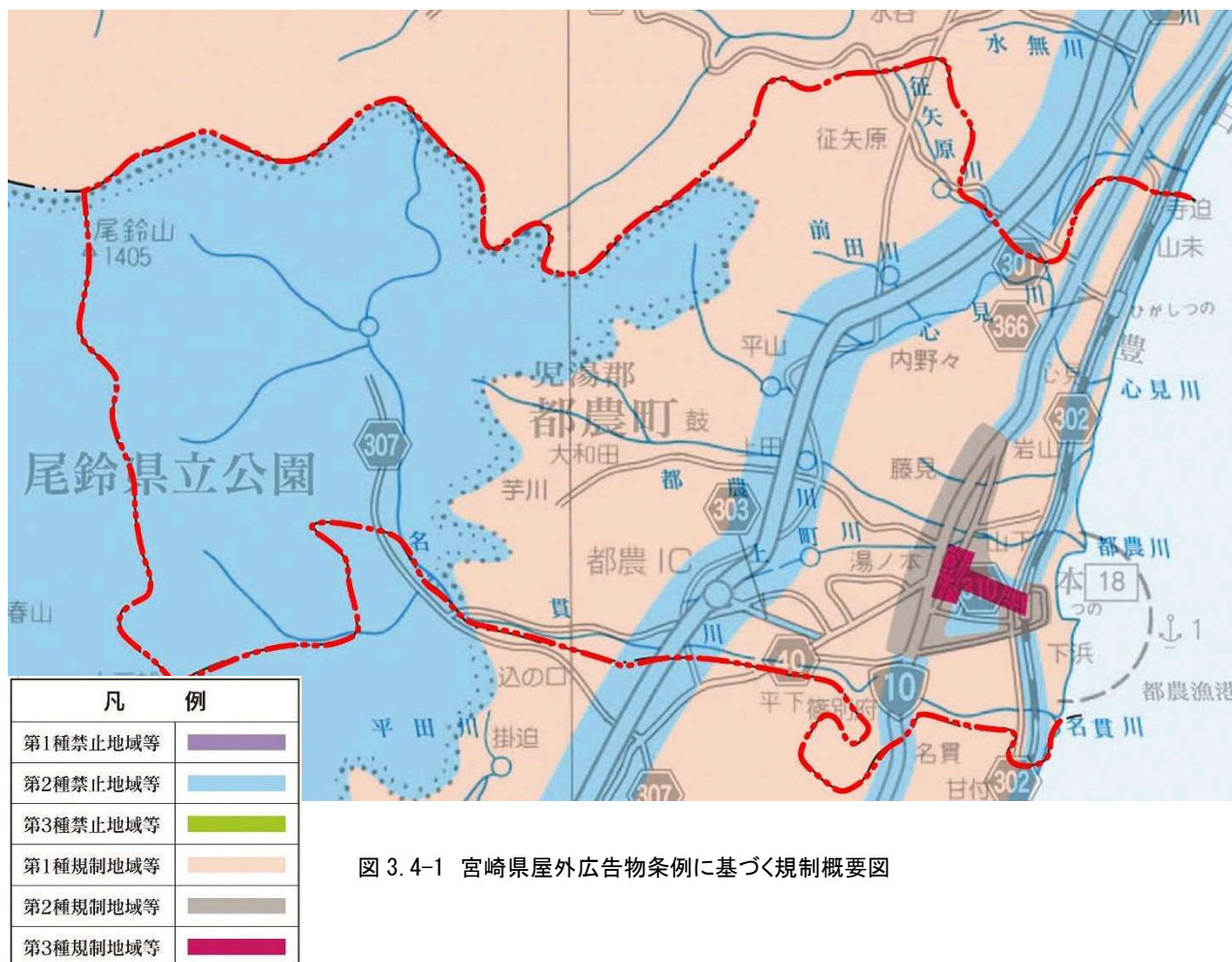


図 3. 4-1 宮崎県屋外広告物条例に基づく規制概要図



第4章 景観まちづくりの推進

1. 関連法令等の横断的な活用

(1) 景観重要公共施設の整備に関する事項

● 公共施設の整備等に関する基本的な考え方

道路、河川、公園、海岸、港湾、漁港、建物などの公共施設は、比較的規模が大きく、町の拠点として多くの人が集う場にもなります。本町の景観を印象付ける上で非常に重要な役割を担っていることから、公共施設の整備に関しては、周辺環境との調和を図り、景観に配慮していくこととします。

次の基準のいずれかに該当するものを、施設管理者との協議により「景観重要公共施設」として指定し、施設管理者と連携しながら良好な景観形成を図ります。

また、景観重要公共施設の整備方針を定める際は、以下の項目について検討します。

- ・各公共施設における景観に関する方針
- ・各公共施設における形態・意匠、色彩について
- ・緑化について
- ・維持、管理について
- ・占用許可の基準(位置、形態・意匠、色彩・素材)

| | |
|---------------|--|
| 景観重要公共施設の指定方針 | <ul style="list-style-type: none"> ○都農町の景観の骨格となる軸や拠点に位置する施設 ○歴史的な景観資源である施設 ○景観資源の周辺などで、景観形成を一体的に推進する必要がある地域に位置する施設 ○地域住民などが長年愛着を持ち、積極的に景観形成に取り組んでいる施設 ○当該公共施設を整備することにより、周辺と一体的な景観形成の取組みが期待できる施設 |
|---------------|--|

| | | |
|---------------|------|---|
| 景観重要公共施設の指定候補 | 道路 | 国道10号、東九州自動車道、県道高鍋美々津線、広域農道「尾鈴サンロード」、県道都農停車場線、県道都農綾線、県道都農インター線、町道坂之上名貫線（旧国道10号） |
| | 河川 | 名貫川、都農川、心見川 |
| | 都市公園 | 藤見運動公園、一之宮近隣公園 |
| | 自然公園 | 尾鈴県立自然公園 |
| | 海岸 | 都農海岸 |
| | 漁港 | 都農漁港 |

(2) 景観農業振興地域整備計画の策定に関する基本的事項

● 景観農業振興地域計画とは

景観法では、「景観農業振興地域整備計画の策定に関する基本的事項」を定めてよいこととなり、必要に応じて、農業施策の側面からの景観づくりを支援することとしています。

景観農業振興地域整備計画とは、農業を将来的に継続させることで地域を守り、景観を守っていくための計画であり、景観計画区域内にある農業振興地域において、市町村が定めることができます。

計画を定めることで、市町村長の勧告制度による景観と調和のとれた農業的土地利用への誘導や、農地法の特例等、法的な手当てを行うことができます。

● 基本的な考え方

農の都“つ”の“で景観まちづくりを考えていく上で、田畑や山林などは大変重要な景観資源であり、その保全、活用は不可欠です。今後、特に耕作放棄地が増加している地域や農村まちづくりに力を入れている地域などにおいて、必要に応じて、景観農業振興地域整備計画を策定し、生業とともにほぐまれる景観を保全していくものとしします。



2. 景観まちづくりの推進

(1) それぞれの役割

景観まちづくりを推進するために、町民、事業者、行政がお互いの役割を理解しながら、連携して進めていくことが重要です。

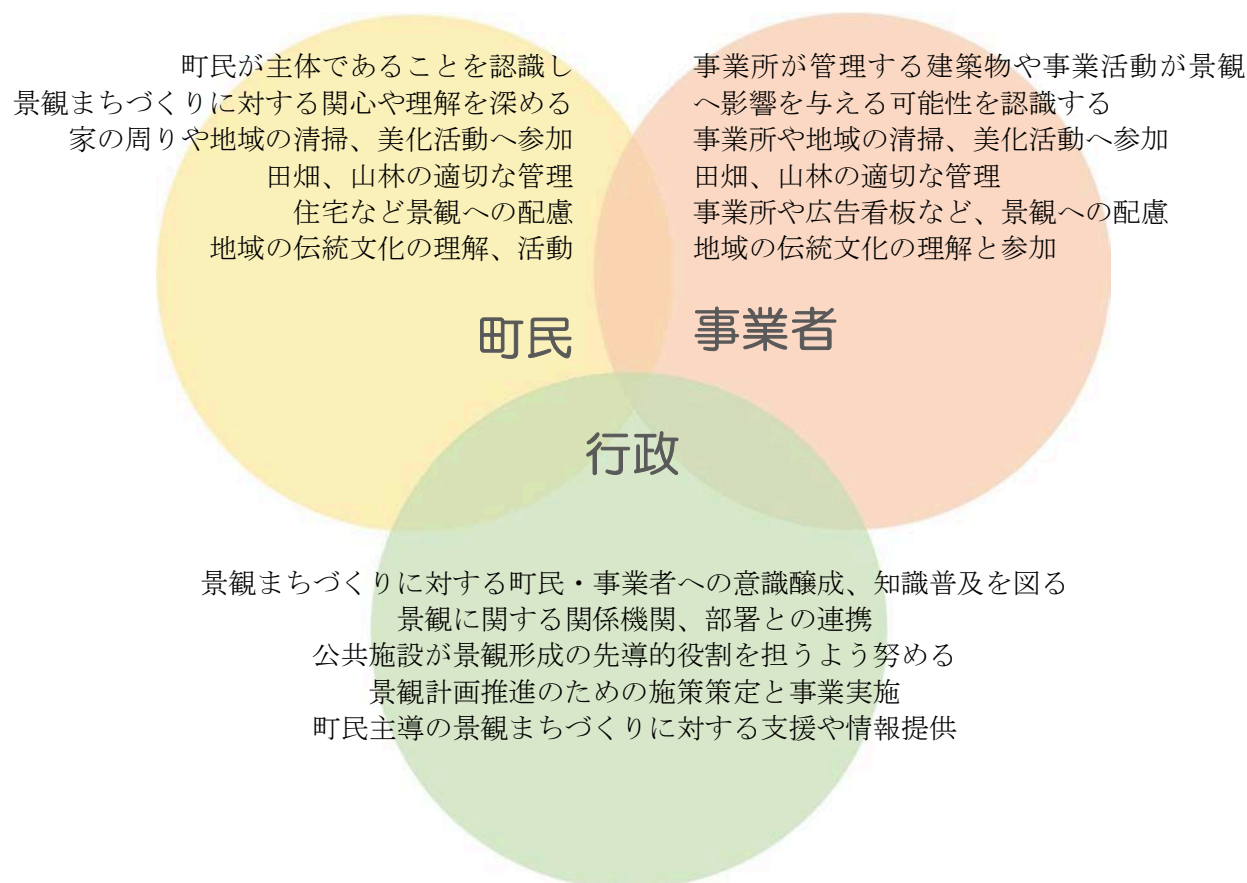


図 4.2-1 景観まちづくりの役割

(2) 推進体制

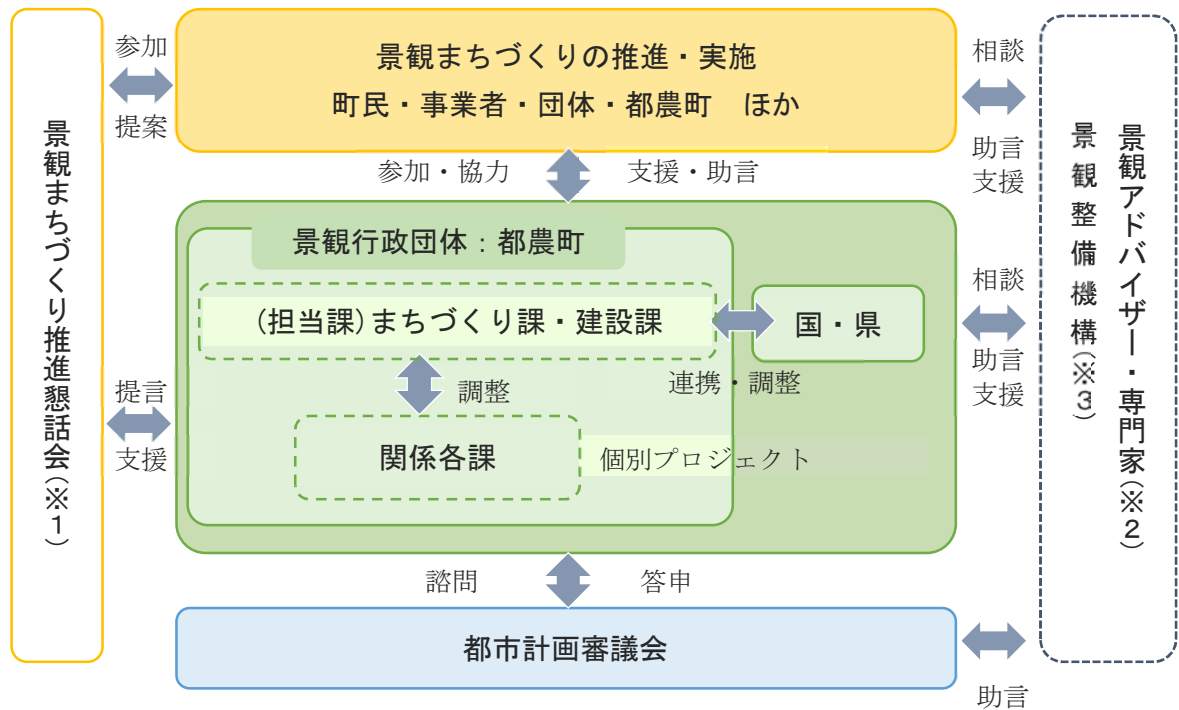


図 4. 2-2 景観まちづくりの推進体制

※1 景観まちづくり推進懇話会

景観まちづくりを推進するため年に数回の懇話会を開催しながら、情報共有や取組みの方向性などについて、意見交換を行うゆるやかな組織

※2 景観アドバイザー・専門家

個別案件に対して、専門家による技術的な指導や助言を行う

※3 景観整備機構

住民や民間団体による自発的な景観の保全・整備の一層の推進を図る観点から、一定の景観の保全・整備能力を有する公益法人又はNPOについて、景観行政団体がこれを指定し、良好な景観形成を担う主体として位置付ける団体



(3) 景観まちづくりの取組み

景観まちづくりを推進するために、以下の取組みを検討していきます。

○広報、情報発信

景観まちづくりに関する取組みや情報などについて、町広報やホームページなどで情報発信を行います。また、率先して景観まちづくりに取組んでいる事例など広報等を通じて紹介するほか、町独自で表彰を行うなど検討をします。

○景観まちづくりに関する講演会などの開催

景観まちづくりへの関心や理解を深めるため、定期的に講演会、講習会などを開催するほか、出前講座などにより普及を図る。

(例) まちの色(景観色彩)を知る講演会、ガーデニング講座など

○教育機関、宮崎大学等との連携

景観まちづくりの意識を高めるための景観教室、実践活動など、教育委員会、宮崎大学等と連携し、継続して景観まちづくりに取組みます。

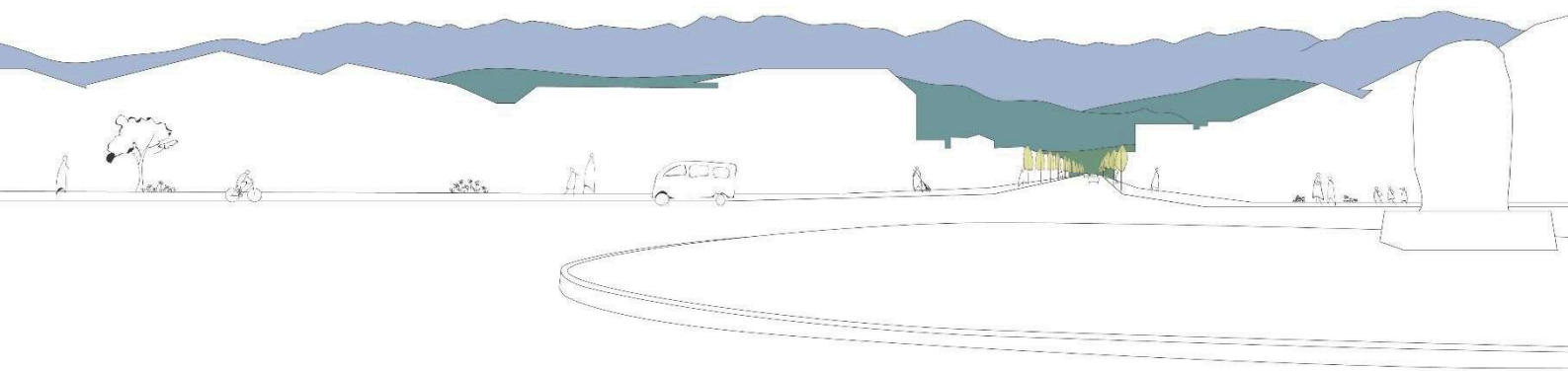
(例) 地域のお宝発見ワークショップ、景観教室など

○業界関係者との連携

宮崎県建築士会、建設業協会、塗装業界など景観まちづくりに関係が深い業界関係者と景観まちづくりに関する意見交換をし、実践します。

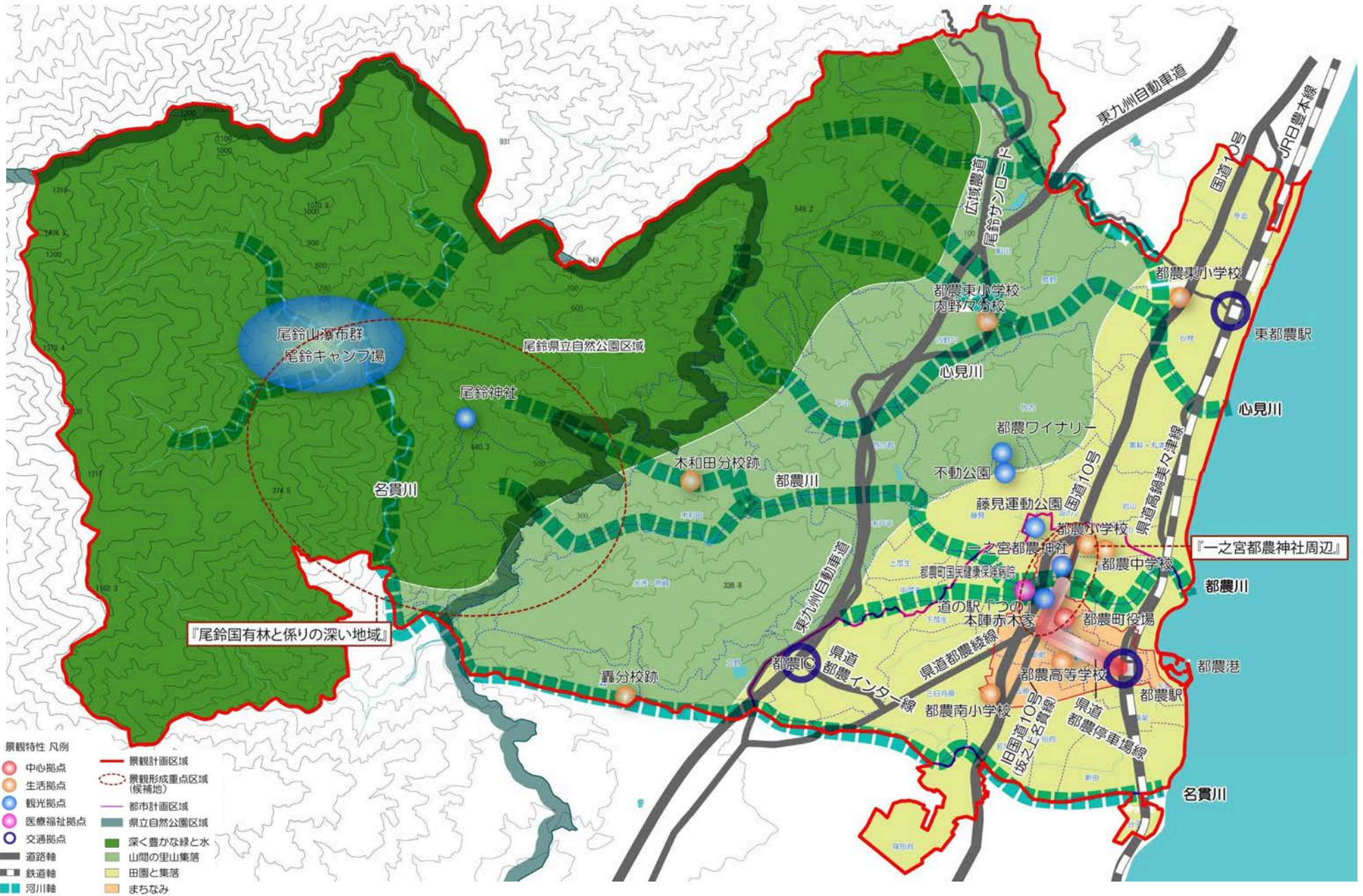
(例) 景観に関する勉強会、講習会、プランター製作、フォトスポット整備、案内看板提案など

都農町景観まちづくり計画
資料編





資料1 「景観計画の区域と景観分類とエリア図」





資料2 景観色彩の捉え方

1. 色彩基準の考え方

(1) 色の表し方(色のものさし)

通常、色を表すとき、青、赤、黄などの色名で表現しますが、これは個人や地域によって感じ方が異なり、ひとつの色を正確に表すことができません。

景観色彩の基準では、ひとつの色を正確、かつ客観的に表すために、日本工業規格（JIS）にも採用され、世界各国で用いられている「マンセル表色系」を採用しています。これは、ひとつの色彩を3つの尺度「色相（色あい）」「明度（明るさ）」「彩度（あざやかさ）」で表します。これを色の三属性といいます。

『色相（色あい）』

色あいの違いを、10の基本色である赤（R）黄赤（YR）黄（Y）黄緑（GY）緑（G）青緑（BG）青（B）青紫（PB）紫（P）赤紫（RP）の頭文字をとったアルファベットとその度合いを示す数字の組み合わせで表します。

『明度（明るさ）』

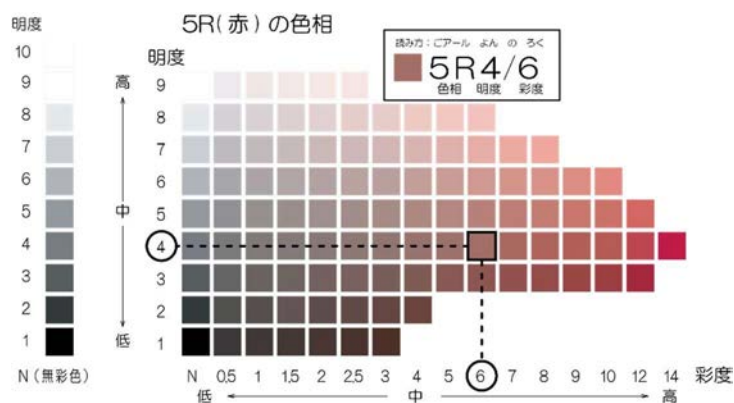
明るさの度合いを「0」から「10」の数字で表します。暗い色ほど数値が小さく、明るい色ほど数値が大きくなります。

『彩度（あざやかさ）』

鮮やかさの度合いを「0」から「14」の数字で表します。色味のない色ほど数値が小さく、鮮やかな色彩ほど数値が大きくなります。白、黒、グレーなどは無彩色として「0」となります。



マンセル色相環

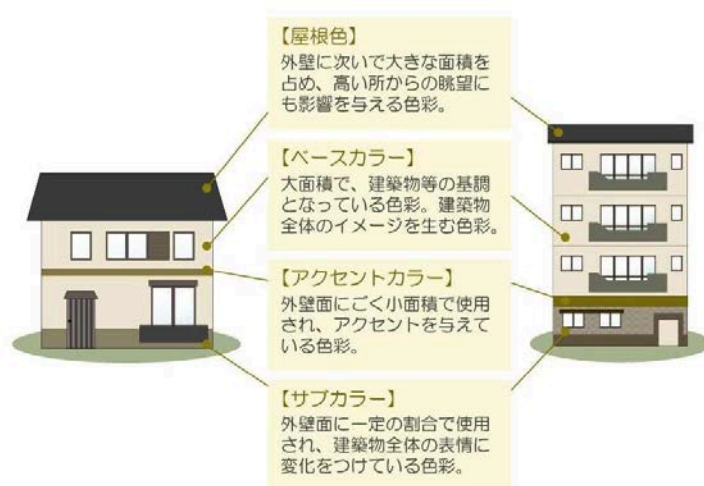


マンセル色相

2. 景観色彩の配慮事項

(1) 色の構成について

一般的に、広い外壁等を単一色で統一すると、単調なイメージや威圧感を与えることがあります。これを避けるため、色彩による適度な変化が必要です。ただし、複数の色を使用する場合は、ベースカラー（基調色）、サブカラー（従属職）、アクセントカラー（強調色）の3つの色彩バランスについて検討する必要があります。



(2) 公共空間における色彩の秩序化

公共空間における色彩として、その目的によって色彩の考え方は大きく変わります。

道路空間で色彩を考えた場合、路面や沿道の建物などはその道路空間のベースとなることが多く、通り全体のまとまりや美しさを目指す場合には、鮮やかさを感じない低彩度の色彩とします。樹木や建物の一部に変化をつけ、まとまりのある風景の中でアクセントになるようなものの場合には、鮮やかさを抑えた中彩度の色彩にします。

人の命に関わる交通標識やサインなどは、いち早く見つけてもらうことを目的として、高彩度の鮮やかな色彩で目立たせる色彩にします。

このように、同じ道路空間の中でも、目的によって色彩の考え方は変わります。

目立たせる色





(3) まちなみの連続性

建物の色彩を決定する際、既存の建物との色彩の調和も大切なポイントです。近隣同士、お互いの意図を確認、調整するなど、協力しあうことで、複数の建物の色彩にまとまりや連続性が生まれ、まちなみとしての心地よさが感じられるようになります。建物周辺の、敷地の境界などの塀や植栽など、通りの顔を工夫することでも、まちなみの特徴や心地よさが生まれます。

(4) 自然素材色を活かす

最近多く用いられる外壁材は、景観に配慮した色彩が主流となっています。金属系、窯業系、木材系の外壁材や、合成樹脂系材でも自然素材の材質感や風合い、色彩を再現するようなものが増えています。自然素材色をベースにしたものは低彩度色で周辺の景観になじむ組み合わせになります。

(5) 素材感と材質の関係

色の見え方は、日なたと日陰の見え方が異なるように、光の条件に左右されます。材質そのものと、その表面をどのように仕上げているかによって、同じ色でも見え方が変わります。

塗装の場合、表面の凹凸や艶の有無、加減で実際の明度や彩度が変わって見えます。この場合は、特に、複数の仕上げサンプルを作成し比較するほか、晴天時、陰、塗れた場合などいろいろな条件での見え方を確認するなど、慎重に検討することが必要です。

また、小さなサンプルで見た場合と、大きな壁に塗られた時では、大きな色の方が、同じ色でも明るく見えます。このことを考慮して色を決定することが大切です。

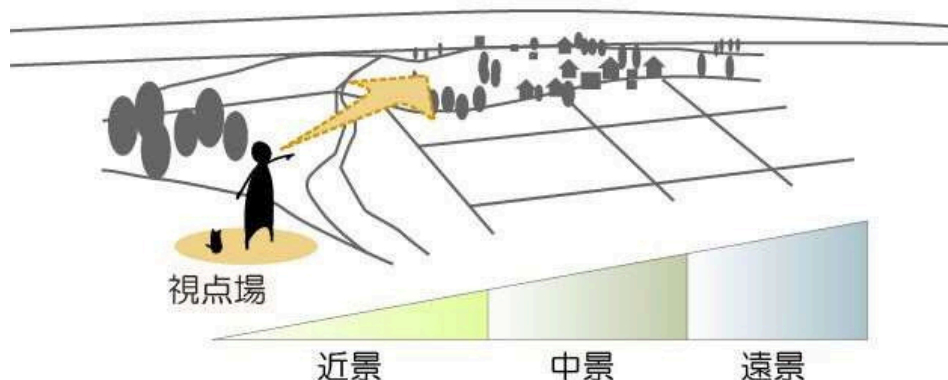
(6) 色彩の経年変化とメンテナンス

高明度の色彩が使用された外壁は、低・中明度の色彩のものに比べて汚れが目立ちやすく、退色が早くなります。経年変化を考慮した色彩計画と定期的なメンテナンスが必要です。

3. 景観の見え方と視点場

(1) 景観の見え方

景観は、どこに視点を定めるかによって、見え方に違いがでてきます。今後、景観色彩を考える上で、どの位置で対象物を見るかによって、各視点で見え方の違いを確認しながら、どのように調和を図ることが最善なのかを決定することが重要です。



| 近景 | 中景 | 遠景 |
|-------------------------------------|---|--|
| まちなかや住宅地などの歩いて見える風景 | 車窓からのまちなみ、比較的近い場所の眺望 | 眺望、背景となる山なみ |
| ・建物の色や形に加え、素材や凹凸感などの細かい表情まで見える距離です。 | ・まちなみや集落などの個々の建物の色や形が認識できます。 ・田畑や自然など、作物の種類や樹種などもおおよそ見分けることのできる距離です。 | ・一般的な大きさの建物は、点状にしか見えず、背景と一体となって見えます。 ・田畑や山など、一体のまとまりとして認識できる距離です。 |

(2) 視点場について

対象とする風景をみる場所のことを指します。

ある特定の場所や、車窓から楽しむ風景の場合には、道路そのものが視点場となることもあります。



都農町景観まちづくり計画～景観色彩基準

●建築物

| まちなみエリア | | | |
|---------|-------|-----|-----|
| 部位 | 色相 | 明度 | 彩度 |
| ベース | 0R～5Y | 7以下 | 6以下 |
| カラー | その他 | 7以下 | 4以下 |
| 屋根 | 0R～5Y | 6以下 | 3以下 |

| その他のエリア | | | |
|---------|-------|-----|-----|
| 部位 | 色相 | 明度 | 彩度 |
| ベース | 0R～5Y | 7以下 | 4以下 |
| カラー | その他 | 7以下 | 2以下 |
| 屋根 | 0R～5Y | 6以下 | 3以下 |

※表面に着色を施していない木材や土壁棟の自然素材、金属板、スレート、ガラスなどの素材色は適用を除外する
 ※外壁に透透性の高い素材を用いる場合には、外側から視認できる色をベースカラーとする
 ※畜産に供する施設のうち、施設機能上基準に適切にくいものはその都度協議を行い決定する

●工作物

| 工作物 | 色相 | 彩度 |
|-----|--------------|------------|
| 外部 | 0R～5Y その他 | 4以下 2以下 |

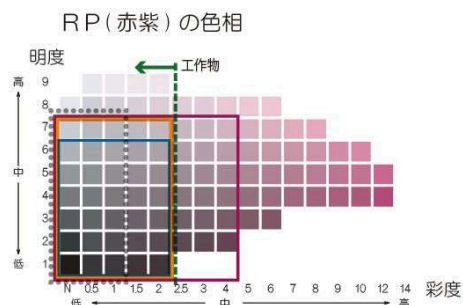
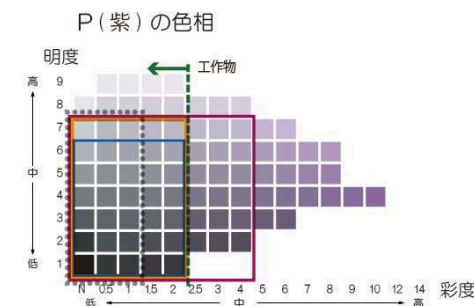
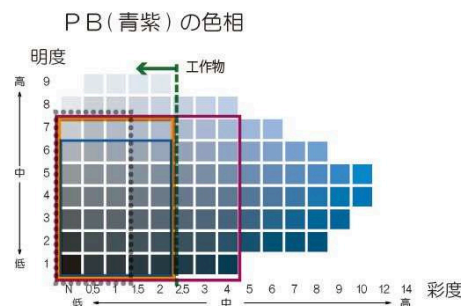
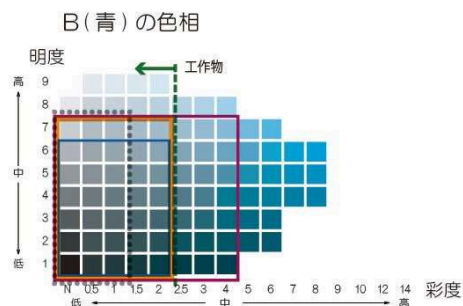
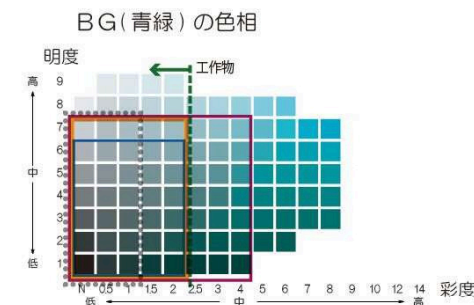
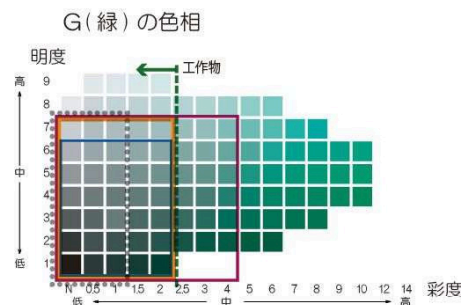
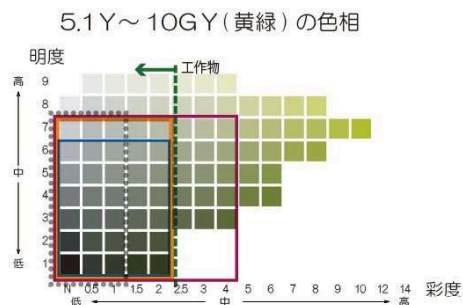
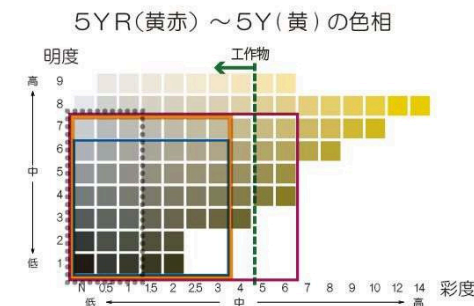
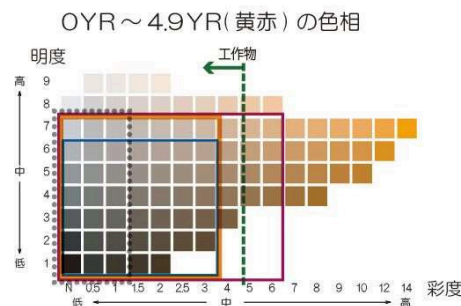
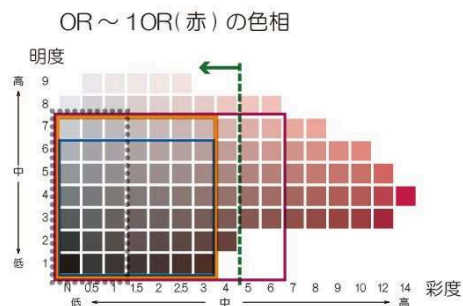
| 太陽光発電施設 | 色 | 明度 彩度 | 仕上げ |
|---------|---------|------------|-----|
| モジュール | 黒色又は濃紺色 | 低明度 低彩度 | 低光沢 |
| 架台 | その他 | 低彩度 | 低反射 |

鉄塔などは亜鉛メッキ色または、設置場所により背景に溶け込むような色彩とし、低光沢の仕上げとする。

| 鉄塔等 | 背景 | 明度 | 彩度 | 仕上げ |
|-----|------------|-------------|----------|-----|
| 本体 | 樹林地 空・海 | N7程度 8未満 | — 1以下 | 低光沢 |

| フェンス・柵基礎 | 色 | 明度 | 彩度 |
|----------|--------------------|--------|----|
| 本体 | 亜鉛メッキ色 茶系(10YR) | 中 低 | 低 |

※表面に着色を施していない木材や土壁棟の自然素材、金属板、スレート、ガラスなどの素材色は適用を除外する。
 ※畜産に供する施設のうち、施設機能上基準に適切にくいものはその都度協議を行い決定する。



- ベースカラー
- まちなか
 - それ以外
- 屋根
- 全域





資料3 景観まちづくり計画の策定経緯

(1) 策定の経緯

| 年月日 | 事項 |
|------------------------|---|
| 平成21年 9月 1日 | 景観行政団体へ移行 |
| 令和元年10月～ | 景観資源調査 |
| 令和元年11月12日 | 第1回 職員勉強会開催 |
| 令和元年12月 2日 | 駅前地区 ヒアリング |
| 令和元年12月 6日 | 第1回 駅前地区ワークショップ開催 「地区の魅力探し」 |
| 令和 2年 1月19日 | 第2回 駅前地区ワークショップ開催 「まちあるき」 |
| 令和 2年 2月20日 | 第3回 駅前地区ワークショップ 「地区の魅力磨き」 |
| 令和 2年 2月22日 | 藤見地区、坂の上地区、都農組地区ヒアリング |
| 令和 2年 9月15日 | 下浜地区、新田地区ヒアリング |
| 令和 2年 9月16日 | 轟地区、立野地区ヒアリング |
| 令和 2年 9月28日 | 三日月原地区、松原地区ヒアリング |
| 令和 2年 9月29日 | 心見地区、舟川地区、寺迫地区ヒアリングヒアリング |
| 令和 2年 9月30日 | 篠別府地区、名貫地区、木和田地区ヒアリング |
| 令和 2年11月 5日 | 第1回 景観計画策定懇話会 ・景観とは ・都農町で大切にしたいもの、こと |
| 令和 2年11月27日 28日 | 宮崎大学地域資源創成学部寄付講座 ・1年生による地域探索 |
| 令和 2年12月17日 | 第2回 景観計画策定懇話会 ・景観まちづくりのテーマ、方針検討 ・届出事項、景観形成基準 検討 |
| 令和 3年 1月15日 | 第3回 景観計画策定懇話会 ・景観まちづくりのテーマ、方針決定 ・その他の事項、景観まちづくりの推進 検討 |
| 令和 3年 2月 5日 ～19日 | 各課意見照会 |
| 令和 3年 2月17日 | 都市計画審議会へ意見照会 |
| 令和 3年 3月 2日 ～ 3月22日 | パブリックコメント実施 ・都農町景観まちづくり計画（素案）に対する意見募集 |
| 令和 3年 3月26日 | 第4回 景観計画策定懇話会 ・パブリックコメント実施結果について ・景観まちづくり計画の最終確認 |

(2)景観計画策定懇話会

景観計画の策定にあたり、幅広い視点から検討を行うため、各分野で活躍する町民、有識者、関係行政機関と意見交換をおこないながら策定を行いました。

(継承略)

| | 所属 | 役職 | 氏名 | 分野 |
|----------------|--------------------|--------------------|--------|------------------|
| 有識者 | 宮崎大学地域資源創成学部 | 特別教授 | 出口 近士 | 都市計画 交通計画 |
| | 宮崎県建築士会 | 会 員 | 瀬川 洋一郎 | 建築士 |
| 景観形成に 資する団体 | 日向国一之宮都農神社 | 宮 司 | 永友 謙二 | 神社 |
| | 都農町観光協会 | 職 員 | 三島 優里 | 観光 |
| | 都農町商工会青年女性部 | 女 性 部 長 | 安田 さとみ | 商工 |
| | JA 尾鈴青年女性部 都農支部 | 女 性 部 長 | 日高 美千代 | 農業 |
| | 都農町漁業協同組合 | 職 員 | 蟹田 大輔 | 漁業 |
| | 児湯広域森林組合 | 参 事 | 長友 忠志 | 林業 |
| 住民代表 | 都農町自治会連絡協議会 | 駅 前 地 区 自 治 会 長 | 猪狩 勝英 | 自治会関連 |
| | 都農町若者連絡協議会 | 所属団体会長 | 又川 由理 | 町内団体 |
| オブザーバー | 宮崎大学地域資源創成学部 | 講 師 | 尾野 薫 | 景観デザイン 地域計画 |
| | 宮崎県高鍋土木事務所 | 技 師 | 西野 貴之 | 道路管理者 (県道) |
| | 宮崎河川国道事務所 | 課 長 | 古原 正人 | 道路管理者 (国道10号) |
| | 宮崎河川国道事務所 | 専 門 職 | 田上 幸喜 | 道路管理者 (国道10号) |
| | 都農町役場 | 課 長 | 岩本 繁 | 建設課 |
| | 都農町役場 | 課 長 | 黒木 小百合 | まちづくり課 |

都農町景観まちづくり計画

2021年3月31日発行

編集

都農町まちづくり課

発行

宮崎県都農町

宮崎県児湯郡都農町川北 4874 番地 2

TEL : 0983-25-5711

FAX : 0983-25-1029

